

# 第 1 回世羅町議会定例会会議録

令和 3 年 3 月 2 日

第 1 日目

世 羅 町 議 会

## 1. 議事日程

令和3年 第1回世羅町議会定例会 (第1号)

令和3年3月2日

午前9時00分開議

於：世羅町役場議場

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

|          |          |
|----------|----------|
| 1番 高橋公時  | 2番 上羽場幸男 |
| 3番 上本剛   | 4番 矢山武   |
| 5番 向谷伸二  | 6番 田原賢司  |
| 7番 藤井照憲  | 8番 松尾陽子  |
| 9番 徳光義昭  | 10番 久保正道 |
| 11番 山田睦浩 | 12番 米重典子 |

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 会議録署名議員

11番 山田睦浩      1番 高橋公時

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(20名)

|             |              |
|-------------|--------------|
| 町長 奥田正和     | 副町長 金廣隆徳     |
| 会計課長 藤井博美   | 総務課長 広山幸治    |
| 財政課長 矢崎克生   | 企画課長 道添毅     |
| 税務課長 石ヶ坪洋史  | 町民課長 山口徹     |
| 児童保育係長 波田康範 | 子育て支援係長 渡辺明美 |
| 健康保険課長 宮崎満香 | 福祉課長 飯塚紀子    |
| 産業振興課長 大原幸浩 | 商工観光課長 前川弘樹  |
| 建設課長 福本宏道   | 上下水道課長 升行真路  |
| せらにし支所長 山崎誠 | 教育長 松浦ゆう子    |
| 学校教育課長 脇田啓治 | 社会教育課長 釣井勇壮  |

6. 職務のため議場に参加した事務局の職氏名(3名)

|           |         |
|-----------|---------|
| 事務局長 黒木康範 | 書記 迫林威宏 |
| 嘱託書記 貞光有子 |         |

令和3年第1回定例会一般質問通告事項一覧

【質問期日 令和3年3月2日・3日】

| 順番 | 質問者      | 質問事項  |
|----|----------|---|
| 1  | 2番 上羽場幸男 | 1 光ファイバ網整備について  |
| 2  | 8番 松尾陽子  | 1 発達障がいの支援に対する取り組み                                    |
| 3  | 1番 高橋公時  | 1 コロナ発生から1年、町内事業者を守る支援策は<br>2 これからの地域自治・避難所の在り方をどう考える |
| 4  | 7番 藤井照憲  | 1 タブレットでの学習効果は<br>2 実現すべき町の未来像を明らかに                   |
| 5  | 10番 久保正道 | 1 光ファイバ網整備で町の更なる活性化を                                  |
| 6  | 3番 上本 剛  | 1 光ファイバ整備後の雇用機会の創出は<br>2 道の駅世羅に対する支援体制は               |

【3月2日 一般質問 1日目】

開 会 9時00分

(起立・礼・着席)

○議長（米重典子） 現在、新型コロナウイルスの感染症拡大防止の取り組みを行っております。世羅町議会においても感染予防のため、議場でのマスクの着用を認めています。また、議場の定期的な換気を行うとともに座席間の距離を確保できないため、座席間に仕切り板を設置しておりますので、ご了承願います。

開会に先立ち、町長の挨拶があります。

○町長（奥田正和） おはようございます。令和3年第1回世羅町議会定例会の開会にあたりひと言ご挨拶を申し上げたいと思います。

1日ごとに陽ざしも暖かくなりまして、梅の開花で町中も彩りが増してきました。今週は晴れ間と雨とが交互に続くようでございます。お身体には十分ご自愛を頂ければと思います。

昨日は輝かしい歴史と伝統ある世羅高等学校におきまして卒業式が開催され巣立って行かれたところでございます。コロナ禍での学習やクラブ活動はたいへんであったと思われるところでございます。今月は中学校、小学校と続いて卒業式がございしますが、感染予防の観点から出席は叶いません。メッセージを送らせて頂き心からお祝いを申し上げたいと思います。

新型コロナ感染症対策につきましてはこれまで皆さま方にもたいへんご協力を賜り感謝申し上げます。全国的に緊急事態宣言が随時解除されております。関東方面におきましては3月7日というような目標も立っておられます。これまでどおり感染防止対策には十分皆さまに努めて頂ければと思うところでございます。

現在、世羅警察署管内におきまして交通死亡事故0が継続してございますが、来週には県内警察署単位では最長となり、安全安心のまちづくりにとって大変喜ばしいこととございます。町外からのお客様も今後は増えて行くことを想定しながら交通事故防止に努力していきたいと考えております。

今定例会におきましては承認1件、令和3年度の予算及び令和2年度補正予算、各条令の改正案等多くの議案を提出させて頂いてございます。今年はコロ

ナ禍にあっても町の将来をよりよいものにするための大事な1年であり、さまざまな支援と合わせて早急に取り組んで行きたいとの思いでございます。慎重審議頂く中でご決定賜りますよう切望し、開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。

なおこれまで兼務をしておりました建設課長におきまして、新しく課長を任命したところでございます。これは3月1日付でございます。後程自己紹介をさせますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（米重典子） 町長の挨拶を終わります。

○建設課長（福本宏道） 議長。

○議長（米重典子） 建設課長。

○建設課長（福本宏道） 失礼いたします。3月1日付をもちまして建設課長を拝命いたしました福本宏道でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（米重典子） ただいまの出席議員は 12 名であります。

定足数に達していますので、これより 令和3年 第1回世羅町議会定例会を開会します。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先だち、諸般の報告をいたします。

町長から、「政務報告」について提出されています。お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

教育長から、「教育行政報告」について提出されています。お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

本定例会に出席を求めた説明員は、お手元に配付しました報告書のとおりであります。

本日までに受理した陳情書は、会議規則第92条の規定により、お手元に配付しています「請願陳情文書表」のとおり、所管の常任委員会へ付託しましたので、ご了承願います。

次に監査委員から、令和2年11月分、12月分、令和3年1月分に関する

「例月出納検査結果の報告書」が提出されています。写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

以上で、「諸般の報告」を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、11番 山田 陸浩議員、1番 高橋 公時議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月18日までの「17日間」にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

ご異議なしと認めます。

したがって、会期は、「17日間」と決定しました。

日程第3 一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

最初に、「光ファイバ網整備について」2番 上羽場 幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 皆さんおはようございます。議長より発言の許可を頂きましたので、3月議会の1番手として質問に立たせて頂きます。

まずは新しく副町長にお付きになられました金廣副町長におかれましてはそのお人柄、仕事ぶりにおいて町民の皆さまの信頼度、期待度はかなり高いと耳にしております。すばらしい人選をされた奥田町長に改めて敬意を表するものであります。2月24日の全員協議会の議会対応もすばらしいものでありました。今後のお働きに大いに期待をするところであります。

改めて質問に移らせて頂きます。光ファイバ網整備について。

質問の要旨、令和2年11月24日の第7回臨時議会において光ファイバ網整備に係る補正予算が可決されました。これは当日の全員協議会に提案されて1時

間後には、臨時議会に議案提出され、僅かな審議時間で可決されました。国への補助金申請に時間がないため早急に審議可決を希望すると町長のお言葉でありました。この時点では、今後の事業の進め方について、後々、詳しい説明があると理解をしておりました。しかしながら、執行側から何ら説明がありません。予算案を可決すればそれで良いと見受けられる対応でありました。事業費 24 億円余りの内容でありました。この様な事を僅か 1 時間の説明で審議させ可決を求める事は、とても乱暴で議会軽視も甚だしいと言わざるを得ません。

その後、議会としては、町民にとって何が有益か、予算の使い方はどうか、整備後の維持管理費はどの位かかるのか、様々な視点からチェック機能を果たすために光ファイバ網整備調査特別委員会を設置し、これまで 3 回にわたり執行側に、質問や資料請求を行って参りました。しかしながら、執行側からの対応は積極的なものではなく、誠実とは程遠いものでありました。町民の皆様理解を深めて頂く為に、改めて一連の疑問について質問をいたします。

(1) 臨時議会の資料としては A 4 用紙 1 枚でありました。事業費 24 億 5000 万円、補正額 19 億 9459 万円と言う世羅町にとっては、とても大きなものであります。この様な議案であるにもかかわらず資料はほとんど無い、説明も簡単に、時間も与えない。これでは、議会軽視、町民不在と思われても仕方がないと思います。今後もこの様な態度でお臨みなるおつもりでしょうか。お答えをお願いをいたします。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 2 番 上羽場幸男議員の「光ファイバ網整備について」のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、最初に副町長並びに私の人選についてのお褒めの言葉を頂き誠にありがとうございました。しっかり鋭意、説明をしっかり皆様方にわかりやすく今後も進めていきたいという決意をしているところでございますので、ご理解頂きたいと思っております。

まず議会对応の姿勢についてのご質問を頂きました。このたび議会におかれましては改選後まもなく、すぐの臨時議会ということで、ほんと説明する時間をきちっと設けれなかった点につきましては反省をいたしております。当初、この

光ファイバ整備について、事の発端はコロナという部分でございまして、国がこういった高速通信網整備、いわゆるオンライン等によるデジタル化という部分において整備を進めるという決断をなされたところでございます。そのことによりまして町としても方向転換と言いますか、令和6年に進める予定にしておりますこの光ファイバを前倒しして、3年間早くに取り組もう。特に国のそういったお金が出るという部分においては、この機を逃してはならないという思いで6月に決定をし、議会へのいろいろと説明もさせて頂きました。しかしながら新たに議員になられた方々にはほんとそういう時間をしっかり設けていなかったという点については反省をしているところでございますが、今後においては光ファイバの整備の特別委員会も設けて頂いておりまして、運営等について、また今後の活用についての説明も十分にしていこうという計画ではございました。その間には県のほうにおいても予算をつけてやろうということで、膨大な金額を頂くようになったわけでございます。そういったお金の流れが国・県にどうしてもよりまして日程調整等も必要になってございます。そういった観点で実際手を挙げていく以上この補正予算につきましては議会においてお認め頂くようにご理解を頂いたところでございます。それといわゆる全員協議会の開会の在り方でございます。これにつきましては、世羅町議会のほうで運営をされている議会でございますので執行部側からそういった調整については相談をさせて頂いている状況でございます。なおさら全員協議会をなぜ設けるかという部分においては、これまでも議会運営上、本会議においては議員は3回しか質疑ができないではないかということでございますので、その前段として皆様方にご理解を少しでも頂こうということで何回でもご質問いただける全員協議会を開いて頂いているという状況でございますので、その点をご理解を頂きたいと思っております。日程調整においてはやはり議会としっかり連携を取る中でやらせて頂きたいという風に思っておりますので、当時1時間しかなかったということでございます。なおさらペーパーも1枚でほんとわかりにくかったということでございました。これまで町としてもまだ不明確な点もたくさんございまして、確定していない状況については報告ができないこともたくさんございました。今後においてはですね、しっかり丁寧かつ誠意を持って議会対応を行っていきたいということでございます。ほんとわかりにくい点については陳謝申し上げ

げたいという風に考えているところでございます。よろしくお願い申し上げます。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 町長の答弁を頂きました。しかしこのことはとても大事なことです。議会ですね、町長はじめ執行側の皆さんの意思をですね、私ども議会のほうへ、特にそれはすなわち町民の皆さんへの理解を求めることにつながると思います。そして施策を実行するには、より多くの人の幸せな暮らしを実現することが政治の一番大事なことだと思いますので、今後ともですね、重大な関心を持ってこのことにあたりたいと思いますので、どうか丁寧な対応をお願いします。それでは次の質問に移ります。

（2）今回の提案は町がケーブルや設備を持ち、三原テレビ株式会社が運営すると言うものであります。他に案は無いと言う事でしたけども、より良いものを安く、又、将来的に有益なものを選ぶ為に他の方式や他の業者などを加えて検討すべきではありませんでしょうか。お伺いをいたします。

○企画課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（道添 毅） お答えいたします。2点目の検討方法についてのご質問でございますが、公設民営方式、町が整備をして、民間がその運営をするという、公設民営方式のみではなく、民設民営方式、民間が整備も運営も行うという民設民営方式を含めて検討を行っております。

その結果、公設民営方式による整備が民設民営方式よりも町の負担を抑えられると判断したところでございます。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） ここでお伺いしましたのはですね、公設か民設かということではなくて、委員会での答えとは少し違うようですが、方式の比較検討するために資料を持ちあわせておられたんでしょうか、どうなんですか。そこをお伺いします。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（道添 毅） そうした資料に基づいて検討をしたかということでございますかね。

民設民営、民間が整備する場合の参考資料といたしまして令和元年度でございますけれども、民間事業者様のほうから整備にかかるご提案等頂いております。そうした資料を基にですね、民間で整備した場合の整備費用等々参考にさせて頂いたところでございます。そしてまた公設で整備した場合、これらについてですね、国の補助金がどのくらい頂けるのかも含めて、いろいろ専門の事業者様の意見等もお伺いする中で、そうした公設の整備の費用というものを見込む中で、比較検討し、公設、町による整備、これを選択したというところでございます。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 今の課長答弁ですけども、私どもが特別委員会です、1回目の特別委員会でお聞きしたときそういう答えではありませんでした。よそのことは検討してないと。資料もないと。その後に我々がですね、資料請求をしたら第2回目のときにやっと出てきたものです。しかし出てきたものもとてもアバウトなもので数字の根拠、その他というのがなかなか信憑性がないというものを頂いたように思います。どうでしょうか。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（道添 毅） 比較検討を行ったという点につきましては、これは11月24日の臨時会前に開催をしました全員協議会、この場におきましても議員からのご質問を受ける中でそうした比較検討を行ったという答弁は申し上げている所でございます。それから信憑性等の指摘でございますけれども、これにつきましては、委員会に提出させて頂いた資料というものは令和3年1月22日時点というところで提出をさせて頂いております。実際、比較検討を行ったときにはですね、補助金等まだまだ未確定の部分がございましたので、そうしたところについてはなかなかはっきりした額がわからないなかでの比較検討を行ったという状況でございます。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番(上羽場幸男) 比較検討されたということですが、それは具体的にどこどこを比較検討されたのでしょうか。お尋ねします。

○企画課長(道添 毅) 議長。

○議長(米重典子) 企画課長。

○企画課長(道添 毅) 大手の通信事業者、それとですね、三原テレビに移管して、三原テレビが整備をするというところとですね、それと町のほうで整備をすると言うところで検討したところでございます。

○2番(上羽場幸男) 議長。

○議長(米重典子) 2番 上羽場幸男議員。

○2番(上羽場幸男) それはなぜ第1回目の特別調査委員会にその内容をお出しにならなかったのでしょうか。お尋ねいたします。

○企画課長(道添 毅) 議長。

○議長(米重典子) 企画課長。

○企画課長(道添 毅) 第1回目の調査委員会、こちらで資料要求がございました点については、その要求に応えるべく資料を準備して提出をしたところでございます。それ以外の部分についてはその調査委員会においてはそうした資料は準備をしていない、提供していないということでございます。

○2番(上羽場幸男) 議長。

○議長(米重典子) 2番 上羽場幸男議員。

○2番(上羽場幸男) 資料提出を頂いたということですが、とてもそれはですね、我々が期待しておったものには程遠いものでありまして、それが町としての事業を行う上での比較検討はその程度であったのかと言う、もうとてもがっかりしたところであります。ほんとにそれだけしかなかったんでしょうか。

○企画課長(道添 毅) 議長。

○議長(米重典子) 企画課長。

○企画課長(道添 毅) 検討した状況につきましては、委員会のほうで提出させて頂いた資料、そのもの、そのままではございませんけれども、そうした形で検討したということでございます。先程も申し上げましたように、検討時点において未確定、なかなか先が読めない部分も含めての検討ということになりましたけれども、そのなかでできる限りの検討を行い、結論を導いたとそのように考

えております。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） どこまでいっても平行線のようなので次の質問に移らせて頂きます。

（3）整備計画には、現状のケーブルテレビ網と同じ公設民営と言う形態をとろうとしているが、それでは永年にわたって維持管理費が予測がつかない。整備費用だけで維持管理費が不要の民設民営方式を実施すべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。お尋ねします。

○企画課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（道添 毅） それでは3点目の民設民営方式による整備についてのご質問にお答えします。

本町のような中山間地域におきましては、料金収入だけで設備の維持管理が困難な場合も想定されることから、民設民営方式では維持管理費用が不要とまでは言い切れないと認識しているところでございますけれども、検討の際には、民設民営方式による整備では維持管理費用をゼロと仮定をし、公設民営方式における将来的な維持管理費用を見込んだ上で、比較検討を行っております。

その結果、公設民営方式による整備のほうが町の負担を抑えられるとの判断に至ったところでございます。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 今の維持管理費用のことですが、調査委員会です、ね、頂いた資料の中で、20年間で約1.9億円ということでした。しかしその中にはですね、もう既に10年を経過している光ファイバのケーブル、このことについてなんら管理費等見込まれておりません。今から20年間で1.9億ということですが、この光ファイバの耐用年数が既に後5年で切れるわけですよ。それに対して最も費用がかかる部分を敢えてはずされて、20年の維持管理費を出されてきておりますが、それはどういったことでしょうか。

○企画課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（道添 毅） 光ファイバケーブルの耐用年数、確かに決まっております。ただいろいろ専門の事業者とですね、の意見を聞く中で光ファイバそのものというのは半永久的に使用できるという風に伺っております。ただそれを覆っているカバー、これはどうしても劣化をします。ですからその劣化した部分をですね、定期的にそこを補修をしていくということで、光ファイバケーブルそのものを継続的に使用していく。そうしたことになるという風に伺っております。したがって定期的、日常的なそうしたケーブルのカバーの補修というところは、これは今現在 I R U 契約の中で事業者のほうへそうした保守をして頂くようにしておりますので、その中で対応できるということで、1.9 億というものは施設整備の更新計画としてですね、大規模な費用がかかるものを計上し、それについてご説明申し上げたところでございますけれども、その中には入ってこない。日常的、定期的な保守で対応可能ということでございます。

○2 番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2 番 上羽場幸男議員。

○2 番（上羽場幸男） もう5年で耐用年数を迎えるというのはですね、今、世羅町が使っている200キロメートルの区間であります。200キロメートルの区間を部分補修をずっと続けて行く。200キロメートルへテープでも巻いて行くつもりなのか。とてもですね、部分補修で済められる距離ではないです。全部同じ条件にさらされております。200キロメートルは。それを今のようなご説明では納得できません。そこをどういう風にお考えか、再度お尋ねをいたします。

○企画課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（道添 毅） お答えいたします。確かに耐用年数を迎えるということとはございますけれども、その耐用年数を迎えた段階で200キロ部分のカバーがすべて劣化し破損してしまうということとはございません。その状況によってですね、当然そのやり変えが必要な部分を部分的にと言いますか、補修をしていく中でそうした200キロ部分の光ファイバケーブル、これを良好な状態に保つことは可能と、そのように考えているところでございます。

○2 番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 今の課長のような考えはですね、こうやって公のものに取り組むときにはですね、とてもそぐわない考え方だと思います。一番費用がかかったときにどれくらいかかるのかということ念頭においてですね、事を進めるのが一番いいと思うんです。今の200キロ区間をですね、全部変えたとしたらどれくらい費用がかかるのかご存じでしょうか、お答えをお願いします。

○企画課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（道添 毅） 200キロ部分のみをすべてやり変えるときの費用というものは算定はしておりません。一番かかる場合というところの考え方は上羽場議員、ご指摘のとおりという風に私も考えております。ただその中で光ファイバケーブルにつきましては、先程も申し上げましたように、ケーブルそのものは半永久的に使用可能、それを覆うカバーというものが朽ちく劣化していく、そのメンテナンス補修が必要ということで専門の業者から伺っておりますので、そうした考え方に沿ってこのIRU契約の中で十分対応可能と判断したところでございます。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） ケーブルの耐用年数ですけども、これについては私も調べました。空中を通るとるもので15年、埋設されたもので20年。それはもう大手、NTTですけども、ここはそれで交換をしていくということです。そういうことがあるにかかわらずですね、それは課長のどういう自信を持って言われるのかわかりませんが、それは課長のどういう自信を持って言われるのかわかりませんが、部分補修で済むと言うておっしゃっていただけますが、それがもし何年間のうちに交換が必要になったときにですね、どうやっていくおつもりでしょうか。今の費用がいくらかかるか、その計算もされていないということです。それではとてもスタートするにはとても不安ではありますが、どのようにお考えでしょうか。

○企画課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（道添 毅） 考え方につきましては先ほど来申し上げているとおり

でございますけれども、万一に備えてというところは、IRU契約の中ですね、追加賃借料という形で大規模な修繕等に充てることのできるそうした積立を行っております。そうした積立金というものをですね、万一のときのそうした大規模な修繕等には活用可能という風に考えておりますし、それ以外にも起債ですね、現在の過疎対策事業債、この過疎計画そのものが3月末で終了しますので、新たな計画に基づく起債ということになろうと思っておりますけれども、現在の過疎債にあたるそういう起債の活用、それに加えて特別交付税、これが実際に町が負担してそうしたグロート・ハント環境の維持というものに要した費用については活用可能という風になっておりますので、そうした特定財源、起債というものも活用する中で、万一の対応というものには備えて参りたいと考えております。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 先ほどIRU契約に基づく賃借料という話が出ました。現在、12年位経過しておると思っておりますけれども、IRU契約を交わしてから。そしてその中でですね、賃借料はどの程度入ってきてどの程度積み立てられたのか。そしてまたそれをどういう風に崩していったのか。その辺について具体的に教えてください。

○企画課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（道添 毅） お答えいたします。これも委員会の資料でお示しをさせて頂いたところでございますが、令和2年の3月末現在で1588万165円という基金を積み立てた状況でございます。この間、平成26年度におきまして設備の更新の際、1000万円を取り崩しております。そういう状況でございます。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 全部、残っておっても2800万円しかないわけですよ。12年間でね。これで今から先、20年の1.9億というのをとても賄えるような金額ではありませんけれども、この辺はどのようにお考えでしょうか。

○企画課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（道添 毅） 現在、I R U契約を締結しております三原テレビ様と、I R U契約の内容の見直しの協議を行っております。その中で、先ほど議員のほうからご指摘ございましたような将来的な大規模な更新改修の費用、それに充てられる、十分その中で対応できるような基金が積み立てられる方向でですね、何とかI R Uの追加賃借料というものが町のほうへ支払われる方向性はないかという姿勢で町のほうは臨んでおります。ただ三原テレビ様の当然、全体の経営実態といったところも考慮しなければなりませんので、その中でI R U契約に基づく追加賃借料についてどこまで今、現時点の毎年入ってくる賃借料よりも増額が可能かというところをしっかりと協議の中で詰めて参りたいと考えております。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 今のI R U契約の見直しを今現在行っていらっしゃるということではありますが、2年前にI R U契約の更新をされておると思います。たった2年しか経つとらんわけで、その2年前の時点でどのようなお考えを持って更新をされたのか。そのとき見直しをなんぼかされたのか。その辺のことをお尋ねします。

○企画課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（道添 毅） 2年前と言いますと、今と同じ設備なり伝送路の状況ということでございますので、その時点におきましては特段の見直しというものは行っておりません。あくまでも今回、来年度にかけてですね、光ファイバ化を図るといなかで、設備伝送路の状況が一新される。そしてまた利用料金等の見直し、これは実際にご利用される町民の方の利用料金等の見直しも考えておりますので、そうした抜本的な全体の変更がされるということ踏まえてI R U契約の見直し協議を進めているという状況でございます。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） I R U契約、その他結構交渉ごとがあるわけですが、そういったことをしなくてもいい民設というのはなぜ排除されたのか、お尋ねを

いたします。

○企画課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（道添 毅） 排除ではございません。比較検討するなかで町が整備して進めて行く方が町の負担を抑えることができる、そういう判断のもと現在の公設民営の方式を維持していくというところの結論に至ったというものでございます。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 今、町の負担を抑えられるとおっしゃいました。先程から何回も言っ取るんですけども、維持管理費が1.9億で済まんようなど私は思うとりますので、その部分をみてもですね、今の調査委員会のほうへ頂いた資料の中では、民設の方が撤去費用を除けばですね、安く仕上がるわけですね。撤去費用においても8億と書いてらっしゃいますけども、その金額の根拠もどこで調べられたかわかりませんが、きちっとした根拠がない。どこに聞いたわけでもないと思われまして。その辺でなぜそうやって費用がこちらのほうが負担が少なく済む、少なく済むと言う、それをどうも納得がいかんのですが、その辺はどうでしょうか。

○企画課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（道添 毅） 比較検討をおこなった段階、行う時点における可能な限りの調査に基づいての費用算定ということでございます。当然、民間事業者様がすべて整備した場合はですね、その民間事業者の設備というのは民間事業者様が維持管理を行うわけですから、それと現在の三原テレビ様のほうへ契約で運用して頂いているその設備、その2つを残していくというのは非常にむずかしいと考えております。となりますと民間事業者様が整備した場合にはですね、すぐということはないんですけども、現在の町が所有している設備、伝送路についてはいつかの時点では全撤去しないとなります。その費用算定ですけれども、これについては推定ということで、事業者様のほうにお願いをして、大よその金額というものを算定をして頂いたところでございます。この金額、現

在、町が整備するに際してもですね、令和4年度には同軸ケーブル部分を光ファイバ化する箇所について撤去費用、約4.5億ということで申し上げてきたところでございますけれども、それは発生をします。ただこの4.5億につきましては、合併特例債という起債を活用することが可能です。そのことによって町の負担というものが約3分の1程度抑えることができるという利点がございます。民間事業者様が整備された場合の町の設備等の全撤去につきましては、これは活用できる財源というものがございません。すべて一般財源での撤去ということになるわけで、この部分がですね、非常に大きな金額差となって表れている。これを踏まえた上で、やはりトータル的な費用において公設民営方式のほうが町の負担を抑えられると、そのように判断したところでございます。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） その件については一応それで。それではこの賃借料収入のことですけれども、1月26日に調査特別委員会に出された資料ですね、これに疑問を持ちまして、売上げに対して利益があまりにも少ないんじゃないかというような疑いを持ちまして再度の資料請求を行ったわけです。そしたら1月29日に突然修正が出されました。そして約500万円の修正が挙げられたということで、私たちが資料請求してからわずか3日後にそういう資料が突然出て来ました。これについてこの辺の経緯をご説明を頂ければと思います。

○企画課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（道添 毅） この追加賃借料の変更でございますけれども、これについてはですね、三原テレビのほうから収支報告と言う形で最終的な純利益等の内訳がわかるものを提出を頂いております。その最終的な当期の純利益に対してIRU契約に基づく計算式によって最終的な追加賃借料、利益の分配金というものが確定するというようになっております。今回の修正なんですけれども、引当金というところが三原テレビ様のほうで今回5000万円という形で令和元年度分に発生をしております。この引当金というのはですね、この法人税等の算定にあたってはそれを含まない形で計算をしなければならない。かかる費用について世羅分、それからそれ以外の三原テレビ、あるいは三原市の指定管理者、

公設民営部分等々、それぞれ按分をして最終的な利益というものが算定されるということになっておりますけれども、その中で税金の算定の部分において、引当金というものを除いて按分しなければならないところが、誤ってその引当金を引いた後の金額で按分をしてしまったというのが原因でございます。令和元年度に三原テレビ様が初めてそうした引当金を行ったということで、令和2年度にも引当金をするということのなかで、発覚したという状況でございます。町といたしましてもこうした提出された収支報告についてはですね、しっかりチェックをしていく必要があるという風に深く反省をしております。今後はこのようなことがないようにですね、町としてもしっかり点検、チェックをしていきたいという風に考えております。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 町としてチェックをちゃんとするということでありますけれども、ほとんどそのチェックがされてなかったんでしょかね。私らも簡単にみても、特別損失のところに引当金というのが充てられておりました。その特別損失のなかに引当金がある、それはわかりません。頂いた資料ではですね。でも特別損失ということは利益から差し引かれてそれに課税されるというものであります。それが3000何百万の利益に対して、課税が2100万円という課税がされておりました。そういうものが簡単に見過ごされるというのはいかがかと思えますがどうでしょう。

○企画課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（道添 毅） ご指摘の点につきましては重く受け止めさせていただきます。繰り返しになりますけれども、今後においてはしっかり点検を行う。そしてみただけで確かにわからない部分というのはございます。そうしたところについてはですね、三原テレビのほうにそうした疑問点、不明な点については問い質す中でこうしたミスが起きないように町としてもですね、しっかり点検をして参りたいと考えております。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 世羅町分が修正されて、また10日後にですね、三原町の関係分が修正されております。そういうようなことが三原関係分はそのときおざなりになっただのかどうかわかりませんが、世羅町を調べてみたらそうだったんでということでもなさそうですね。全部みたらそれがどこにつくべきものかわかるので、その時点でわかっただんじゃないかと思えますけれども、その辺のことをですね、きっちり資料頂くんですが、いいかげんな資料を持って議会に臨むというこの姿勢は今後絶対に改めて頂かないといけないと思います。そこをよろしくお願いします。そのことについてもう一度課長のご答弁を頂ければと思います。

○企画課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（道添 毅） いいかげんな資料というものは提出したことはないという風に考えておりますけれども、資料については本当に反省もし、深くお詫び申し上げたいと考えております。今後このようなことないようにしっかり努めて参りたいと考えております。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） それでは4番目の質問に移ります。調査特別委員会の中で資料請求をしましたが提出されたものは、金額などの数字の根拠が乏しく、より良い判断をする事が困難でありました。この事業そのものが、しっかりとした検討もなされず、実施されようとしているのではないのでしょうか。執行側は何年前からどのような検討を重ねて来られたのか、お尋ねをいたします。

○企画課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（道添 毅） 4点目の検討の経過についてのご質問にお答えします。

国において新型コロナウイルス感染症対応として、光ファイバ整備に係る大規模な補正予算を昨年6月に成立させたことを受け、町としての本格的な検討を開始いたしました。

その後、町の負担軽減等を中心に検討を進め、8月及び11月に、それぞれ光

ファイバ整備に係る補正予算の提案を行ってきたところでございます。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 半年あまりしか検討していないということであり  
ます。ただ光ケーブルというような考え方というのはもう数年前からどこの町も  
やっとなったわけですね。その時点で事業の進め方というか、そういう指示がな  
くてもですね、やはり担当課としてはですね、何があってもいいようなくらい  
な準備はしてまた待つ。そのくらいなつもりで仕事に臨んで頂きたいと思いま  
す。

私、この事業というのはもう早く成功したらいいと思います。だから決して  
どう言うんでしょう。お金を使うんだからやらんでもいいとか、そういうこと  
を全く考えておるわけではありません。どんどんやって頂いて整備を早く進め  
て頂きたい。先日もですね、歯医者さんに行きましたらですね、歯医者さんが  
今度マイナンバーカードで保険証替わりにするんだと。そのシステムを使うた  
めには光ケーブルでないとどうにもならんのだと。いつそれが利用できるんか  
ね、世羅町はというお話しも頂きました。ただそういう要望はたくさんあるん  
です。できるだけ早く完成させて頂きたいと思うとるのは、もう私も同じ  
です。それでですね、整備後ですね、どのように活用していかれますか。その  
辺をちょっとお尋ねをいたします。

○企画課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（道添 毅） お答えいたします。光ファイバ整備後の活用につい  
てのご質問でございますけれども、これも先般の光ファイバ網調査特別委員会  
のほうでお示しをさせて頂いたところでございますが、第2次の長期総合整備  
計画後期基本計画、この策定がほぼ終了したところでございますけれども、令  
和3年度からのこの後期基本計画、そしてまた第2次のまち・ひと・しごと創  
生総合戦略、こうしたところに光ファイバと言いますか、デジタル化の取り組  
みについて謳っております。そうした取り組みの方向性、具体的な事業もお示  
しをしておるところもでございますけれども、そうしたところをですね、この光  
ファイバ整備というものを、その後の光ファイバの活用というところを見据え

てですね、しっかり積極的に取り組みを進めて参りたいと考えております。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） そんな中で、活用を考えておられるということですが、私もちょっと先日気になってですね、委員会でもお尋ねしたんですけども、マイナンバーカード、これの普及率が非常に低いということがわかりました。前任の副町長からのお答えを頂いたところですけども、そこにですね、町の職員さん、その普及率14%ということでありました。その時点ですね。現在、どこまで普及率進んでいるのでしょうか。お尋ねをいたします。

○議長（米重典子） 上羽場議員に申し上げます。ちょっと通告の内容にございませんけれども。

▼【上羽場議員：「お答えできる範囲で構いません。」】

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） 職員の取得率についてでございます。その都度その都度の取得率というものは把握まではしておりませんので、お答えさせて頂ける数字はただいま持ち合わせておりません。職員の取得につきましては、国自体の方向性として率先して取得をとというような働きかけがされておりますので、状況を見ながらですね、それぞれの職員に対する呼びかけ等は行って参りたいとは考えております。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 突然の質問で申し訳ございませんでした。ただデジタル活用ということに関連すればですね、それは非常に大事なことかなと思いついてちょっとお尋ねをいたしました。今のケーブルテレビのことですけども、デジタルテレビに変わったときに、難視聴地域が非常に世羅郡は多いということで、それを改善するためにケーブルテレビにお力を頂いたと思うんです。今後も光ケーブルになったからといってそれは改善されるわけではなく今のと同様にテレビをみて頂く訳ですが、現在出ている利益ですね、これを活用して頂いてテレビの視聴料、値段を下げるというようなお考えはありませんか

ね。ただいまたぶん1100円でしょうか、1世帯。それを半分なり、3分の1なりのお考えはありませんでしょうか。

○企画課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（道添 毅） お答えいたします。これは先ほど利益の分配金のところですね、追加賃借料のところでも申し上げたと思いますけれども、やはり全体のですね、経営というものも踏まえて考えていく必要がある。世羅だけが安くて、他の地域は高いままということもなかなかむずかしいと思います。全体の中でどのような利用料金の設定が可能かというところをですね、町そして三原テレビ様と現在協議を進めている状況でございます。何事も安いほうがいいというのは重々承知はしておりますけれども、やはりそうしたインターネット、テレビもですね、それを維持していくための費用というものは当然必要なわけで、それをどのように捻出をしていくのか、そうしたところも踏まえてしっかり検討して参りたいと考えております。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） どうぞよろしく申し上げます。それで次ですが、特に高齢者の利用をどのように進めて行こうとお考えなのか、そこをお聞かせください。

○企画課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（道添 毅） テレビですか。

【上羽場議員：「いや、特にインターネット、IT、AI」】

インターネットのほうですね。そうですね、国のほうもやはり高齢者の方々に対して、やはりそうしたデジタル化、国も前向きに取り組みを進めるという姿勢を打ち出しておりますけれども、そこにやはり高齢者がついていけない、おきざりなつてはいけないということを国のほうも考えております。そうした中でさまざまなサービスというものが今後展開されることが予想される中で、高齢者の方々にはいかにそうしたサービスというものをですね、丁寧にわかりやすくお伝えして行けるかというところの形、方法をですね、今、模索をされて

おります。そうした国の事業を活用するということは当然考えてはおりますけれども、町独自としてですね、高齢者の方々に対してそうしたサービスというものをいかにわかりやすく丁寧にお伝えすることができるか、そうしたところはそれぞれ事業がいろいろ時期、時期によってばらばらに運用が開始されていくことになろうと思っておりますけれども、そうしたそれぞれの事業ひとつひとつですね、丁寧かつわかりやすく高齢者の方々にお伝えをして参りたいと考えております。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） そのようにお願いをします。

この事業はですね、とても大きな事業であります。今、企画課のほうがこの任にあたっておられると思っておりますけれども、人員は足りていらっしゃるのでしょうか。それと専門的な知識を持った人がですね、必要なのではないかと思います。その辺はどのようにお考えでしょうか。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 人事案件にかかわりますので私のほうからお答えをさせて頂きますけれども、前にも申し上げたと思っておりますけれども、今、企画課にある情報に関連する職員、今いろいろと放送とか、さまざまなことで、ホームページ等々ですね、含めやっております。専門知識があるかと言えばですね、それなりに勉強はしてくれてますけれども、なかなか専門的な事になりますね、やはり県なりまたさまざまな、そういったことに熟知された方のお力をお借りしなくちゃいけないなとは思ってます。ただ現状は、今、整備をする、いわゆる通信、またケーブルテレビ内容について整備をするところの人員としてですね、配置を今、考えているところでございます。今度は運用という部分においては設置が完了するまでにですね、さまざまに有識者からお考えを聞かせて頂いてですね、どういう方針を今後組み立てていくかということは必要になってくると思っております。私もいろいろ知り合いの方にですね、お願いをさせて頂いてますが、そういった方との職員の研修、また勿論今度は活用される側に対しての研修等々もですね、必要になって来ようかと思っております。先程高齢

者という部分出ましたけれども、80になってパソコンデビューしたというのが昔流行ってましたけれども、今度は活用についてですね、さまざまに今、AIとか様々に進んできてます。今度は家にいながら農業施設の管理もできるというようなことも進んでいますし、出荷管理、販売管理、また自分の健康診断様々なことができます。それと都会にいらっしゃる子どもさん、孫さんとのそういった楽しみ方、ネットでいろいろとですね、交流するといったことも始まりますし、今はスマホで様々なものが予約できますけれども、今度は家にいてですね、Wi-Fi環境等がしっかり整えばそういった通信も安価にできるようになるということで、様々なことに結構活用できますので、そういったまずは知識を入れて活用に向けての配置は考えていければと考えております。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 専門知識を持った方が必ず必要になってくると思います。ですから公募等ですね、考えてみて頂いたほうがいいんじゃないかという考えもあります。

それでは次、国の補助金対象としてはですね、今回の事業、国の補助金対象になっておるわけですが、令和4年3月末までに工事が完了していることが条件だと聞いておりますが、それは完了ができそうでしょうか。

○企画課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（道添 毅） これは令和3年度末までに整備を完了させると。その考え方に変わりはありません。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 完了させるというのは希望であります。実際、それが可能なかどうか。完了させたいというのは当然ですが、もし、何らかの事情で完了できないというようなことも想定しておかないといけんじゃないかなと思います。もう1年しかないわけですよ。その辺が入札もまだ入っていないような状況だと思いますけれども、それでもほんとにできそうですか。

○企画課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（道添 毅） 現在、閲覧入札中でございますけれども、そうしたところはしっかり仕様書のほうにも謳っておりますし、それに基づいて応札される事業者ということは、応札されるということは当然令和3年度末までに整備を完了させるという意味を持った事業者が応札されるということになります。町としてはそうした事業者様にしっかり令和3年度末までの整備をお願いするというところでございます。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 当然完了して頂くことをお願いするのは当たり前のことなんですけれども、もし完了しなかったときということは全然考えていらっしゃいませんか。

○企画課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（道添 毅） 天変地異等ですね、不測の事態が生じればということは考えなければならぬかもしれませんが、通常の状態であればですね、令和3年度末までには完了すると、そのように考えております。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） ほんとに時間が限られとるわけですよ。それに対して万全の準備ができとるとは言えない。それで今から入札等されると思うんですが、そのところはほんとにしっかり押さえて頂きたいと思います。

以上質問は終わりますけれども、世羅町のこの事業についてはですね、一番後発組みであります。県内でもですね。他の市町を参考にしてですね、よりよいものを実現して頂きたい。そして町民のですね、幸福度を上げて頂きたいという思いであります。できるだけ早く運用できるようにですね、願っております。どうぞよろしく申し上げます。以上です。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） ありがとうございます。令和3年度中に終わるためにで

すね、これまで取り組みも進めてきましたし、ほんと足早に進め過ぎてご理解を頂く時間がなかったということでたいへん、ほんと急に決めたというよりはですね、後発と言えば後発なんですけれども、これまでテレビの部分の一部は光ファイバを設置していたということで、残りの部分をやるからある程度はですね、時間短縮もできる部分もございます。それと、県内でもですね、光ファイバ整備したとは言え、周辺部にはされてないところがたくさんあります。これは利益が生まれないということで民間が布設をしていませんでした。そういうことで今回どの市町もそういったところがあってはいけないということですので市町がですね、整備をするように国の施策を活用されて取り組んでおられるということです。

世羅町においてはネット環境は整っておりましたが、100メガということでなかなか通信速度においては不満足な点があったという風にもお聞きしてございました。過去私もあるサテライトオフィスのメーカー等々との話したんですけれども、あの時点でどうにか世羅町も今の現状で100メガが可能になるということで、ギガほしいという声もありました。民間においてももう既にそういったところされておりますが、その工事経費、また運用経費等もかなり事業者のほう高くて加入も少ないようでもございました。今回世羅町がやることによってですね、住民であろうと、事業者であろうとすべて光で、ギガで対応できるということです。あと、聞くところによるとギガでも足りないという業者が来る場合もあるらしいです。そういったときにそういった増幅する場合に、再度光ファイバ整備に何億もお金をかけるというようなことが発生するということもありました。これはかなり大きな会社がくればの話ですけども。

それとですね、今、進めているこの事業はほんと県内で北広島と世羅町という風に、0という風にあったんですけども、実際は北広島においてはこれまでインターネットを活用した議会中継もある民間会社の裏番組と言いますか、1チャンネルの2というところで、差し込んで料金を払ってやられております。現状も今後独自放送的なものはですね、番組を入れてもらうためにかなりなお金を投入することになろうかと思えます。世羅町はまるまる全部11チャンネル等で運営してございますけれども、そういった費用をもし民間にお願いするときの金額はですね、まだ上羽場議員からもいろいろとお話頂いたんです

けども、そういったもの可能にはなってくると、将来的には。ただ現状では今のテレビ、特に高齢者はインターネットと言ってもなかなかすぐにご理解いただけないので、将来的には民がしっかり運営して頂けるような流れに持っていきたいと思ってます。今回はあくまでも公設とするほうが安価につく。運営については民間。これも三原ケーブルも民間ですけれども、これは三原ケーブルに限らずの可能性もあります。町の施設をその運営会社がしっかりできるとなればですね、どの業者がやっていくようになるかというのはまだ見えないわけです。そこら辺も模索しながら将来展開を進めて参ります。現状ではIRUで残った部分の2分の1を積み立てするのと合わせて加入率を上げていかなくてはなりません。今回、ご存じと思いますが、この地域はテレビの加入率が少ないです。そのかわりインターネットに関することは民間に使われておりました。周辺においてはテレビが勿論必須ですけれども、あとネット環境はどこでも同じような条件でできるということで、今回ギガプランのですね、しっかり加入を進めるためにも民間より安価にしていこうという、ひとつ私も思ってます。これはテレビとどう考えていくかということで、町内全域加入者を増やし、自主放送見てもらい、またネット環境整い定住、また雇用にも進めていくという、大きな目標と言いますか、やらなくていけない目標に向かってですね、この1年が勝負でございます。どうぞご理解頂き、応援を頂きたいと思えます。よろしくお願ひします。

○議長（米重典子） 以上で、 2番 上羽場 幸男議員 の一般質問を終わります。

休 憩 10時18分

再 開 10時35分

○議長（米重典子） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

次に「発達障がいへの支援に対する取り組み」 8番 松尾 陽子議員。

○8番（松尾陽子） それでは議長に発言の許可を頂きましたので、先に通告しました事項について質問をさせていただきます。

平成16年12月に発達障害者支援法が制定されました。発達障害とは発達

障害者支援法において、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障がい、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものと整理されています。

この発達障がいについては、さまざまな場面で取り上げられ、発達障がいという言葉も、障がいに対する理解も十分とは言えないと思いますが、以前に比べると随分進んできたと言えるのではないのでしょうか。これは関係者の皆様のご努力とご尽力によるものと、心から敬意を表したいと思います。

私ごとですけれども、私自身も発達障がいの子を持つひとりの親です。今年25歳になりました三男に発達障がいがあることがわかったのは、平成18年、彼が10歳、小学校4年生の時でした。それまで、小さい頃から子育てしていく中でずっと兄たちとは違った違和感、育てにくさというようなものを感じていて、周りの人達に相談しましたがその内できるようになるよという風に言われて、なかなか理解してもらえませんでした。

誰に相談していいのかわからないまま小学校に入学、学校でも度々固まって何もできなくなる状況が増えていきました。養護の先生に教えて頂いてようやく世羅町で行われている教育相談があるということで、そこに相談に行きました。簡易的な検査をしてもらった結果、発達障がいがあることがわかりました。このときに、なぜもっと早く気づいてやれなかったのか、ずっと気になっていたのに。もっと早くに手立てをしていたら持っている能力をもっと引き出せてやれたのではないかと自分を責めましたし、今でも時々そういうことを思うことがあります。

そこで世羅町における発達障がいに対する支援の取り組みを今回は5点にわたってお伺いいたします。

まず1点目、これは何事にも共通して言えることだと思いますけれども、早期に発見して早期に手だてをしていくということはたいへん重要であると思います。

発達障害者支援法の第5条には 市町村の責務として、母子保健法に規定する健康診査を行うにあたり、発達障がいの早期発見に十分留意しなければならないとあります。

愛知県大府市では 発達障がいの早期発見のスクリーニングツールとして M-CHAT、それから PARS というものがあります。愛知県大府市では 1 歳 6 か月健診で M-CHAT を、3 歳児健診では PARS を利用され実績を上げられているという風に聞いております。

M-CHAT というのは国際的にも広く用いられているもので、乳幼児期のコミュニケーションやこだわりなどの行動について 23 種類の質問項目にはいいえで答えるようになっております。また PARS は、自閉症の診断補助ツールとして海外でも認められており、人へのかかわり、言葉、こだわり等の行動の特徴を 12 種類の質問事項について面談をしながら評定するものです。

ひと口に発達障がいと言っても千差万別で、明らかに障がいがあると診断のつく子もいれば、発達障がいと診断されるまではいかないまでも、何らかの支援が必要だという風に思える子、いわゆる「気になる子」というのが存在をします。平成 24 年に文部科学省が実施した調査では、通常の学級に在籍する発達障がいの可能性がある児童生徒は 6.5% という、そういう資料も出ております。これは教師による聞き取りの中で出た数字であります。こうしたことを踏まえ、早期発見のための乳幼児健診での検査は今後の支援に繋げていく上でもたいへん重要であると考えますが、世羅町では発達障がいの早期発見にあたってどのような方法で取り組んでおられるのか、またどのような場面を使って取り組んでおられるのか、スクリーニングツールとしての M-CHAT、PARS をどのようにお考えであるのか、お伺いをいたします。

○町長（奥田正和） 議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） それでは 8 番 松尾陽子議員の発達障がいの支援に対する取り組みについてのご質問にお答えをさせていただきます。

世羅町はですね、子育てにしっかり力を入れようということで様々な取り組みも行っております。私もこの発達障がいという部分を知り得たのがかれこれ 15、6 年前だと思います。同様の時期に子育てを行っておりましたので、学校、保育所等においてのその支援の在り方というものについては、まだ始まったばかりというような状況のときでございました。まず議員おっしゃられますように、早期に発見、そして早期に手立てとしていくということはほんと重要でござ

います。しかしながら保護者並びにその家庭において理解をしっかりと頂くと言うことがまず優先課題ということもあります。

やはり町として取り組むにあたってはですね、そういう様々な皆さんが一緒になってその子の成長を見守り、様々な取り組みにつなげていくということが必要であろうと思います。以前、私も町長にならせて頂いたときに、実は文化センターでそういった研修会を持って頂いたことがございます。これはよくご存じ頂くとと思いますが、わかば等でもいろいろと活躍いただいております河野先生、その関連したレインボーという会社、虹のプロジェクトでございます。そういったところが子ども達と言うよりもですが、子ども達を支援する側の研修会をですね、しっかり取り組もうということで、初任者研修から初めていった。定員をかなりオーバーするような方にですね、参加頂いての、これは町が主催ではございませんでしたけれども、取り組みがあったと理解しております。そういったところは行政もですね、しっかりもっともっと担当者のみならず、すべての方にですね、ご理解頂くように、前回同様の質問もこの議会でもあったということでございます。

世羅町におきましてのどのような場面、どのような方法、スクリーニングツールどのように考えているかということでございます。世羅町では、乳幼児健診におきまして、広島県の示しております「乳幼児健康診査マニュアル」の間診票を保護者に記入して頂く中で、精神・運動・社会性・コミュニケーション・認知・感覚などの発達面について、保健師がトータル的に聞き取りを行っております。また、検査キットを使ってお子さんを観察することによりまして、発達の状況を把握しております。さらに、臨床心理士による行動観察や、相談にも応じております。

その結果、発達が気になるお子さんの保護者には、より効果的な支援が受けられるよう専門機関等へつなげております。

自閉症のみならず発達障害には多くの症状がございます。スクリーニングツールだけでなく、育児相談や保育所等との連携のなかでお子さんの発達面や行動面を把握し、保護者への相談支援に努めているところでございます。

以前申し上げたところでございますが、発達障害の部分は病気として位置するものではございません。早期な支援等々によって改善するものもあります。年

を取ってからこの支援が受けられていれば良かったということが後悔してはなりません。ただ専門的知識、特にIQ等に関して言えばですね、かなり高い数値を持たれるお子様も多いようでございますので、そういった特性をしっかりと生かしてあげるといふ部分がですね、必要になろうかと思っております。そういった全般的において子育て支援しっかりと取り組んで参りたいと考えているところでございます。よろしく申し上げます。

○8番（松尾陽子）（挙手）

○議長（米重典子）8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子）今、ご答弁頂きましたけれども広島県の示す乳幼児健康診査マニュアルの間診票というものを使って世羅町では取り組んでおられるということですが、この間診票についてはM-CHAT、PARSとは内容的には同じようなものなのでしょうか。それとも全く別ものの独自のものなのでしょうか。

○子育て支援係長（渡辺明美）議長。

○議長（米重典子）子育て支援係長。

○子育て支援係長（渡辺明美）失礼いたします。広島県乳幼児健康診査マニュアル、これは精神運動発達及び療育支援を中心としたマニュアルでございます。発達障害の早期発見、早期支援や乳幼児虐待の未然防止に役立つように作成をされております。発達障害の診断が目的ではなく、診断の観察項目として活用し、気になるお子様とその保護者を継続して支援していくための項目となっております。M-CHAT、PARSにつきましては主に自閉症の症状に対応した問診内容となっております。この項目以外につきましても先ほど申しましたような発達面すべてにおいて検査項目がありますので、自閉症も含めた内容でのトータル的な検査を行っております。

○8番（松尾陽子）（挙手）

○議長（米重典子）8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子）ありがとうございます。ですから問診票の中でほんとに広く子どもさんがどういう状況にあるのかを確認をしながら進めているということですね。そういう理解でよろしいでしょうか。

▼【子育て支援係長：「はい」】

検査キットを使ってというのがありますが、この検査キットについて

説明をお願いできますか。

○子育て支援係長（渡辺明美） 議長。

○議長（米重典子） 子育て支援係長。

○子育て支援係長（渡辺明美） この検査キットなんですけれども、積木や絵差しのカード、あと型はめとか、ミニカー、あと紙のほうにマルを書いてもらったりしてそういうところを観察をさせて頂いております。

○8番（松尾陽子） （挙手）

○議長（米重典子） 8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子） ありがとうございます。最後のところで、自閉症のみならず発達障がいにも多くの症状があるということで、スクリーニングツールだけでなく、育児相談とか、保育所の中での連携の中で発達面をみていくというご答弁があったと思いますが、その発達障がい  
が疑われるというお子様について、発見につながるのは保護者からの訴えなのか、それとも保育所の中で保育士さんが見つけてそういう形になっているのか。そういうところはどうか。

○子育て支援係長（渡辺明美）

○議長（米重典子） 子育て支援係長。

○子育て支援係長（渡辺明美） 発達が気になるお子様について保護者の方から相談がある場合もありますし、園所のほうに所属されている子どもさんで園所の集団の中でやっぱりちょっと気になるお子さんがあって、相談がこちらのほうに来る場合もあります。そういった形で健診の前、後については園所との連携も行いながら今後のその後の支援に向けて対応をしております。

○8番（松尾陽子） （挙手）

○議長（米重典子） 8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子） 傾向としては保護者の方から訴えがあるのと、保育士さんがそういう保育の場で気づかれるから場合とどちらが比率としては多いでしょうか。

○子育て支援係長（渡辺明美） 議長。

○議長（米重典子） 子育て支援係長。

○子育て支援係長（渡辺明美） やっぱり家庭のほうではひとりのお子さんで、

家庭の中で保育しているというか、みていらっしゃるので、あまり気づかない、あまり困ったことがないという傾向があるかとは思われます。園所ですとどうしても集団保育ですので、集団のなかでうまく生活ができないお子さんが見受けられるということで園所との連携が多いかと思われます。

ただ包括支援センターだっこでは保護者様、園所からの来所とか電話での相談等も受けております。そういった中で発達障害ではないんですけども、やっぱり育てにくさ、対応の仕方についてすごく困っていらっしゃる保護者もいらっしゃいますので、個別に相談支援を行っているところでございます。

○8番（松尾陽子）（挙手）

○議長（米重典子） 8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子） 発達障がいと思われるお子様はやっぱり傾向としては増えている形になっていると思いますが、それでまちがいないですか。

○子育て支援係長（渡辺明美） 議長。

○議長（米重典子） 子育て支援係長。

○子育て支援係長（渡辺明美） 支援体制が十分になった。あと園所の先生方、また子育て支援にかかわるすべての機関において発達障害についてすごく勉強されまして、対応の仕方等もよく理解されてますので、見つけやすくなったと思われます。多くなったとかそういうところは言葉では表せれないんですけど、支援については皆さま、関係機関と共に行っていると思います。

○8番（松尾陽子）（挙手）

○議長（米重典子） 8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子） ありがとうございます。発達障がいのね、お子様がほんとにすくすくと同じように成長できるように見守っていきたいと思いますけれども、次の質問に移りたいと思います。

発達障がいのあるお子様は、生活の様々な場面で困難を抱えがちであります。やっぱり失敗をするということが多くなりまして、それに係わる大人がつい叱ってしまうということが多くなりがちではないかと思えます。わが子が落ち着きがない、集団行動についていきにくいなど、子育てが難しいっていう風を感じられている親御さんはたくさんいらっしゃると思います。さっきもご回答の中にもありましたけれども、保護者の方に対する支援もたいへん重要だという風

に考えます。子育てをする上でのアドバイスにペアレントトレーニングというのがあると思いますけれども、世羅町ではどのように取り組まれているのかお伺いをいたします。

○子育て支援係長（渡辺明美） 議長。

○議長（米重典子） 子育て支援係長。

○子育て支援係長（渡辺明美） 2点目の「子育てが難しいと感じられている保護者に対する支援をどのように取り組まれているか」についてお答えをいたします。

保護者に対する支援につきましては、子育て世代包括支援センターだっこにおいて、保健師や保育士等が保護者への相談に応じたり、認定こども園が開設している子育て広場において、保育士が相談対応や子育て情報の提供などを行っております。

また、子育て世代包括支援センターだっこの職員や母子保健推進員による家庭訪問は、子育て家庭と顔の見える関係が作られ、相談しやすさや不安の解消につながっております。

○福祉課長（飯塚紀子） 議長。

○議長（米重典子） 福祉課長。

○福祉課長（飯塚紀子） 福祉課のほうからペアレントトレーニングについてお答えをいたします。

発達障害がある子、それぞれ困難への具体的な対応の仕方につきまして学習をしていくものでございまして、社会福祉法人みつば会の方へ事業委託をして取り組んでおります。保護者とそれから子ども間でよりよいやりとりを学び、実践することで子育てに対する不安の解消、自信へとつながっていくと考えております。また保護者同士の支え合いの関係づくりも目指して事業のほう、実施をいたしております。

○8番（松尾陽子） （挙手）

○議長（米重典子） 8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子） 今、ご説明頂きましたペアレントトレーニングについてですが、どうやって保護者は参加をすることができるのでしょうか。またどのくらいの方がそのペアレントトレーニングに参加をされているのか。実績があれば

教えて頂きたいと思います。

○福祉課長（飯塚紀子） 議長。

○議長（米重典子） 福祉課長。

○福祉課長（飯塚紀子） ペアレントトレーニングにつきましては、まず各事業所のほうでちらし等みつば会のほうでお作りになりまして、配布を致されております。令和2年度につきましては4つのコースを設定されまして、全体で20名の方が参加をされております。

○8番（松尾陽子） （挙手）

○議長（米重典子） 8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子） ありがとうございます。なかなか我が子が発達障がいがあるかもしれないということに気づかない保護者の方もいらっしゃるかと思うんですが、そういう方に対しては、園では手立てがしているんじゃないかと思っても、お母さんのほうがそういう風に関心を持たれていない場合もあるのではないかと思うんですけれども、そういう場合には保護者に対してどういうアプローチの仕方をされているのか、お聞かせ願えますか。

○福祉課長（飯塚紀子） 議長。

○議長（米重典子） 福祉課長。

○福祉課長（飯塚紀子） 福祉課のほうでは障害児支援専門員を配置をいたしております。障害をお持ちのお子様、また園のほうとも連携をいたしておりますので、気になるお子様と保護者のニーズや課題などを把握いたしまして、障害児相談支援事業所などと連携をいたして、早期に福祉サービス等につなげるように取り組んで参っております。

○8番（松尾陽子） （挙手）

○議長（米重典子） 8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子） ありがとうございます。こういった連携というのがすごく重要だと思いますので、たいへんだとは思いますがしっかりと連携をして頂いて、つないで頂いて、しっかりと前に進めて行って頂きたいなという風に思います。

次の質問に移ります。第2期子ども・子育て支援事業計画を見ると 就学前相談の充実という項目の事業内容として就学前児童において「就学前調査」を実施

し、発達状態の把握及び・適切な就学相談・助言を行いますとありますが、この内容について具体的に教えて頂けますか。

またこの就学相談を年長さんの時にやられますけれども、その1年前倒しをして、5歳児健診として実施するというお考えはありますでしょうか。

○子育て支援係長（渡辺明美） 議長。

○議長（米重典子） 子育て支援係長。

○子育て支援係長（渡辺明美） それでは3点目の「就学前児童調査の内容及び5歳児健診の実施」についてでございますが、この就学前児童調査は年長児を対象に行い、児童の実態や成長発達を家庭や所属の保育所等とともに把握し、就学に向けての具体的な課題を明確にしながら、就学先の小学校へスムーズな移行ができるよう連携をするために行うものです。

この調査には、福祉課や学校教育課も協働して関わっており、特別な支援を必要とする児童は専門機関へ繋げていき、保護者の相談の場ともなっております。

所属の保育所等では家庭と連携し、専門機関からの助言等も受けながら環境設定や個別支援をするなど、就学にむけて児童一人ひとりに応じた関わりがされております。

5歳児健診につきましては、発達課題の早期発見を目的とすれば、これまで申しあげましたとおり、健診事後相談からの専門機関へのつながりや保育所等との連携、保護者からの相談の中で把握し、複数機関が連携した支援を行うことが可能であり、早期発見につながっていると考えます。

議員ご指摘のとおり、発達課題の早期発見は早期手だてに効果的であり、担当課といたしましてもその重要性を再認識し、前倒し以上に、今後も引き続きあらゆる機会を通して、発達状況の把握と保護者への寄り添い型の相談支援に努めて参ります。

○8番（松尾陽子） （挙手）

○議長（米重典子） 8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子） 今のご答弁の中で出てきました就学前児童調査、この就学前児童調査を具体的な内容といつどのくらいの時期にどういうことをするのかということを教えて頂いてもよろしいですか。

○子育て支援係長（渡辺明美） 議長。

○議長（米重典子） 子育て支援係長。

○子育て支援係長（渡辺明美） 就学前児童調査の流れでございますが、まず4月初めに園、保育所、認定こども園等に調査票を配布いたします。園のほうから家庭のほうに持ち帰り、家庭の保護者の方がその調査票、アンケート調査なんです、それに答えます。それを園のほうに回収しまして、次に園の担任のほうと同じ質問にお答えをいたします。それを6月頃に集約をいたしまして、担当者である保育士、保健師のほうで、園、保育所等と連携をします。それと7月に学校教育課等と連携をし、夏休みに入って学校のほうが園等に子どもさんの様子を確認しに行ったりとか、そういう行動観察等の時期があります。その後入級に係わる連携等が行われていく流れになっております。

○8番（松尾陽子） （挙手）

○議長（米重典子） 8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子） ですから最終的に支援学級に入るのか、また支援学校に行くのか、普通学級に入るのかっていうのは保護者のほうがいつ頃の時に決定するという形なのか。それとも学校関係のほうで選択をされるという風になるのでしょうか。

○学校教育課長（脇田啓治） 議長。

○議長（米重典子） 学校教育課長。

○学校教育課長（脇田啓治） ただ今の就学に関するご質問でございますが、基本的には学校と保護者、ここがしっかり話をして頂いた上で、保護者の意向あるいは当然本人の状況、こういったことを確認した上でですね、世羅町のほうで行っております特別支援教育指導委員会のほうへ上げて頂いて、その会の中で審議をした結果を具申という形で教育委員会会議のほうに上げて頂いて、最終的には教育委員会のほうで就学の方針は決定していく。ただし前提となるのがやっぱり保護者との合意形成ということになりますので、そこらあたりのことをですね、方針が出た後は保護者の方としっかり、また学校のほうと合わせて話を頂きながら、最終的な進学先、就学先等について決定をしていくという流れになっております。

○8番（松尾陽子） （挙手）

○議長（米重典子） 8番 松尾陽子議員。

○ 8 番（松尾陽子） ありがとうございます。私も発達障がいの子どもさんを持っていらっしゃる、もう既に小学校に上がろうとしている子どもさんを持っていらっしゃる方とお話しする機会がありまして、どちらがいいのか、選択するのに親御さんが悩まれていらっしゃるというお話しを聞きました。そういう意味で、ほんとに前倒し、1年早くからそういう形で就学相談というものがあつたらば、もっと広い選択肢で見えるんじゃないかなという風に私も思ったりしてたんですけども、今のお話を聞いてますと、教育委員会のほうで決められることが多いということですよ。そういう観点でよろしいでしょうか。

○ 学校教育課長（脇田啓治） 議長。

○ 議長（米重典子） 学校教育課長。

○ 学校教育課長（脇田啓治） ただ今議員がおっしゃられたことについての補足と言うか、私の言い方がちょっとまずかったのかもしれませんが、基本的には多いということではなくて、必ず教育委員会のほうで就学についての方針は示していくということになっておりますので、他の機関で就学について審議をするということはありません。

○ 8 番（松尾陽子） （挙手）

○ 議長（米重典子） 8 番 松尾陽子議員。

○ 8 番（松尾陽子） ですから、お母さんが悩んでどっちにするか、決めるということではないんですよ。

○ 教育長（松浦ゆう子） 議長。

○ 議長（米重典子） 教育長。

○ 教育長（松浦ゆう子） 先ほど一連のご質問等々にも合わせてお答えするような形になろうかという風に思います。

かつて就学前、年長児に対しての小学校の係につきましたは入学前の1月、2月、このような時期に行っておりました。しかしながら、それでは非常に遅いということが様々な事案からわかりました。そういうことを踏まえまして、できるだけ早い時期に福祉課、子育て支援課と連携をいたしまして、当時今少し体制も変わってきておりますが、ほんとに当時はほぼ1年をかけまして悩みをお持ちの子どもさん、また園所のほうからどうも気になるという風な子どもさんについてですね、連携をしっかりとらせて頂きました。場合によっては学校訪問等

も入学前に何回かして頂きまして、学校ではこのような学習をするのだと。通常学級の学習の様子を見て頂きましたり、また支援学級の学習の状況も見て頂きましたり、またその際、親御さんの持たれている悩み等々にも対応して参りました。このように3課が共同的にひとりひとりの子ども達を大切にしていこうという、そういう視点に立ちまして、就学前の連携をしっかりとって、そして最終的に先ほどの委員会のほうへ保護者の合意形成のもとに挙げて頂くという、こういう風な流れを取っております。

○8番（松尾陽子） （挙手）

○議長（米重典子） 8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子） ありがとうございます。次の質問に移らせて頂きます。

第2期子ども・子育て支援事業計画の中にペアレントメンター事業との記載がありました。これは以前私が神奈川県で実施をされていることを知る機会がありまして、是非世羅町でも取り組んで頂きたいという風に思っていたものです。

これは、発達障がいを持つ親がその経験を生かして一定の講習を受けた後に発達障がいの診断を受けて間もない親などに対して相談員として助言をするという、そういう風に認識をしておりますけれども、世羅町におけるペアレントメンターの今の現状をお伺いいたしたいと思います。

○福祉課長（飯塚紀子） 議長。

○議長（米重典子） 福祉課長。

○福祉課長（飯塚紀子） それでは4点目の「世羅町におけるペアレントメンターの現状」についてお答えをいたします。

ペアレントメンターは、子どもが発達障害の診断を受けて間もない保護者等に対し、先輩保護者として共感的に傾聴し、不安な気持ちに寄り添って心のサポートを行うことを目的に県が養成され、本町では2名の方が登録されています。今年度ペアレントメンター事業として、「メンターさんとテーブルトーク」と題して、10月に1度開催いたしました。

グループ相談の方法で、ペアレントメンターを中心に行われ、参加してよかったとのご意見をいただいております。引き続き、関係機関と連携して事業を推進して参ります。

○ 8 番（松尾陽子） （挙手）

○ 議長（米重典子） 8 番 松尾陽子議員。

○ 8 番（松尾陽子） このペアレントメンターさんというのはすごい重要だという風に思います。私も発達障害だと子どもがわかったときに悩みを共感できない。たいへんだねという風には言ってくださるんですけれども、やはりどこか心のどこかであなたにはわからんでしょという気持ちが自分の中にあっただのを感じておりますけれども、そういう中でほんとに自分と同じ立場で相談ができるこのペアレントメンターっていう制度についてはほんとにすばらしいとことだという風に私も考えております。来年度になりますかね、来年度においてまた新しく今、2人いらっしゃるといふ風にお聞きをしましたけれども、新たにペアレントメンターさんに講習を受けてみようという、そういう希望を募ることがあるのでしょうか。

○ 福祉課長（飯塚紀子） 議長。

○ 議長（米重典子） 福祉課長。

○ 福祉課長（飯塚紀子） まず養成研修を受けた後に活動される意思を表明したものが登録をされることとなっております。養成研修を受けられる対象者がおっしゃるとおり発達障害の診断を受けているお子さんまたは者の保護者であり、発達障害児者の親を構成とする団体、親の会。または市町及び県から推薦があった者で、親の会または市町県の事業や取り組みにおいて活動経験があるものという、研修を受けられる方も少しハードルが高くなっております。研修におきましては、応募とありますが、今年度におきましてはコロナの関係でなかなか新しいメンターさんの養成研修ではなくて、スキルアップ、フォローアップ研修におきましては開催がございました。また機会をみまして新しい方の研修がありましたら公募させて頂いて、1名でも多くペアレントメンターに登録して頂ければと思っておりますので、養成については推進して参りたいと考えております。

○ 8 番（松尾陽子） （挙手）

○ 議長（米重典子） 8 番 松尾陽子議員。

○ 8 番（松尾陽子） 是非とも養成を推進して頂いてですね、多くのメンターさんが誕生して、よりよい相談ができますことを願います。

では次の質問に移らせて頂きます。発達障害に限ったことではないと思うんですが、就職試験を何回受けても合格できない。または就職してもすぐに離職してしまってそれを何度も繰り返してしまうという方がよくよく調べてみたら実は発達障害だったというケースもよくあるという風に耳にします。発達障害に限らず、障害者が自立するということに関して、暮らして行くということに関しては、就労の問題というのは避けて通れない問題なのではないかという風に思います。親としては、自分がいなくなった後に自分の子どもが、障害のある子どもがどうやって生活を立てて行くのか、どうやって生活をして行くのかっていうのは一番心配されることだという風に思います。私の息子も今、自営の仕事を手伝って社会人としてやっておりますけれども、今は主人が仕事をしているからいいんですけれども、主人が仕事をやめたときに、じゃあ、ひとりでやっていけるのかとかいろんなことを考えたときに、やっぱりそういう支援というものが、就労支援というものが必要になってくるのではないかと思います。世羅町において今、どういう形の就労支援がなされているのか、その現状をお教えてください。

○福祉課長（飯塚紀子） 議長。

○議長（米重典子） 福祉課長。

○福祉課長（飯塚紀子） 「就労支援の現状」についてお答えします。

令和元年度におきまして、福祉施設から一般就労へ移行した人は4人、就労移行支援事業の利用者は1人でした。

また、企業等で働くことが困難な方を、雇用契約に基づき、就労機会の提供や生産活動のほか、就職に必要な知識や能力の向上のための訓練・支援を行う日中活動系サービスとして「就労継続支援A型」、雇用契約を結ばずに利用するサービスとして「就労継続支援B型」があります。町内では社会福祉法人みつば会が「就労継続支援B型」を提供されています。

また、世羅町自立支援協議会地域生活支援部会の就労支援検討グループでは、関係機関と連携を図り、障害者雇用の促進をめざした活動を行っております。町内にも障害者の雇用の受け入れを積極的に行っておられる企業があり、今後も、実習や雇用の受け入れに前向きに取り組んでいただける企業等の拡大を、関係機関と連携し、図って参りたいと考えております。

○ 8 番（松尾陽子） （挙手）

○議長（米重典子） 8 番 松尾陽子議員。

○ 8 番（松尾陽子） 最後のところに一番重要なところだと思いますけれども、今後も実習や雇用の受け入れに前向きに取り組んで頂ける企業等の拡大を、関係機関と連携し図って行くという風にありましたけれども、具体的に関係機関と連携して企業拡大を図るための手立てをいうのはありますでしょうか。

○福祉課長（飯塚紀子） 議長。

○議長（米重典子） 福祉課長。

○福祉課長（飯塚紀子） 町内で先ほど答弁いたしました障害者雇用、受け入れを積極的に行っておられる企業が農業経営をされていらっしゃる企業でございます。世羅町内で農業経営をされている企業等で就労体験に前向きな企業が 10 者あるという情報等を頂いております。就労希望される方に障害の特性にあった企業へつなぐことができるように働きかけていく必要があると考えておりますので、農業を経営されている企業に限らず、やはり商工会とも連携を取りまして町内の企業に働きかけを行って参りたいと考えております。

○ 8 番（松尾陽子） （挙手）

○議長（米重典子） 8 番 松尾陽子議員。

○ 8 番（松尾陽子） ありがとうございます。今後発達支援センターが設置されるという風にお聞きしたように思うんですけども、この発達支援センターは就労支援センターとしての役割も担っていくようなものになるのでしょうか。

○福祉課長（飯塚紀子） 議長。

○議長（米重典子） 福祉課長。

○福祉課長（飯塚紀子） 児童発達支援センターのことでよろしいでしょうか。児童発達支援センターにつきましては、就学前のお子さんの支援の形になります。就労支援につきましては、先程就労移行支援事業所の利用者 1 名につきましては、社会福祉法人みつば会の事業を受けた方なのでございますが、令和 2 年度からこの就労移行支援事業につきましては、町内に事業所はございませんが、自立支援協議会のほうへ就労移行支援事業所、町外であります。そちらのほうも委員のメンバーになっていただいております。今後そちらの事業所とみつば会と協力をされて、就労移行につきましても、事業を推進していきたいという思

いはみつば会にもお持ちになっておられると聞いておりますので、今後そちらのほうでも支援はして参りたいと考えております。

○8番（松尾陽子）（挙手）

○議長（米重典子）8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子）世羅町としての就労支援の取り組みの中にはどういう風に係わって行かれるのでしょうか。

○福祉課長（飯塚紀子）議長。

○議長（米重典子）福祉課長。

○福祉課長（飯塚紀子）就労支援、自立支援協議会の地域生活支援部会の中の就労支援検討グループになりますけれども、そちらのほうでは今まででございましたら、世羅町から企業に就職されている方、またそちらの企業のほうを訪問させて頂いて、今後の就労等やどのように就労活動されているかというところも一緒に見学等して参っております。そちらのグループの中にみつば会の方もいらっしゃいますし、町外の就労支援事業を運営されている方も一緒に入っておられます。今後そちらの、今現在行っていることではございませんが、やはり10者の前向きに取り組まれている企業というところとはやっぱりしっかり連携をとって、働きかけをしていくべきだと思っておりますので、来年からまたグループのほうで検討されまして、世羅町での就労のほうにつなげていけるような形で取り組んで参りたいと考えております。

○8番（松尾陽子）（挙手）

○議長（米重典子）8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子）今、訪問をとという風にお話を頂きましたけれども、そこが一番重要なところなんではないかという風に思います。一応丸投げ、言葉が悪いですけれども、丸投げにしないで、やっぱりそうやって関わって行く、町として関わって行くということは非常に重要だと思いますので、改めてその点をお願いしたいという風に思います。まだまだ発達障がい、障がい者に対する偏見とかそういうものも多くあります。そういう意味でしっかりと地域で連携しながら、ほんとにすばらしい発達ができるように、また支援ができるようにお互いに連携しながら頑張っ参りたいという風に思いますので、どうぞ今後ともよろしくお願ひいたします。以上で質問を終わらせて頂きます。

○福祉課長（飯塚紀子） 議長。

○議長（米重典子） 福祉課長。

○福祉課長（飯塚紀子） 障害者の方が地域で生活していくためにはやはり共生社会をしっかりと推進していくべきだと考えております。啓発につきましても広報等であらゆる障害の方の特別版等も福祉課のほうでは広報のほうに載せております。やはり今後とも啓発、それから支援等しっかりと取り組んで参りたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（米重典子） 以上で、8番 松尾 陽子議員 の一般質問を終わります。

次に 「コロナ発生から1年、町内事業者を守る支援策は」 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） はい、議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 議長より発言の許可が出ましたので、通告に基づき順次質問をいたします。改めまして皆さんおはようございます。予算編成のある最も重要な令和3年3月定例会です。質問に入る前に、4年前新人議員として初めて予算審査を経験したとき感じた民間企業ではあくまで目標設定である予算計上をし、最終的に決算重視でございます。しかし民間とは違い町行政においては財源が担保され、いわば財源ありきの予算編成。従って予算審査は非常に重要な審査となってきます。厳しい町財政、将来を見据えて限りある財源の中で行える事業を慎重審議し、住民代表である私も議員として職責をしっかりと果たしていく所存でございます。

また町財政に精通し、3期目も期待していたところ、約2か月で退任され非常に残念でならない前海見副町長。町長も理由がわからないと。こうしたことにならないよう金廣新副町長とは共に心をしっかりと通わせて町行政に邁進して頂きたいと申し述べ質問に入らせて頂きます。

さて今回の定例会での一般質問につきましてはコロナ発生から1年、事業継続に苦しむ町内事業者への支援策について、そして将来的な地域自治、避難所の在り方など2項目7問についてお伺いいたします。

項目1 コロナ発生から1年、町内事業者を守る支援策は。

新型コロナウイルス感染症が拡大し、1年が経過しようとしております。初期対応として一律に10万円給付や50%以上の売り上げが減少した事業者に対し200万円、個人事業主に100万円の持続化給付金、休業要請に協力した事業者に対し30万円の感染拡大防止金、延長に次ぐ延長で、現在1日1万5000円を限度額とした雇用調整助成金など、国県はさまざまな支援金や給付金をしてきたところでございます。それだけでは事業継続がむずかしく、日本政策金融公庫を始めとした地方の金融機関でも貸付利率の低い、新型コロナウイルス対策マル経融資などを活用し事業継続を延命している状態にございます。こうした中、2月3日付で新型コロナウイルス対応地方創成臨時交付金の我が町における第3次交付限度額の通知が4億6886万円であると報告を受けたところであります。

緊急事態宣言の無い地域においては、現在なんの対応策もございません。緊急事態宣言を受けた地域と同様、我が町も経済活動は停滞している状態にございます。飲食店など新たな支援金の対策がなされてはいるが十分な内容ではないと事業者からの声も上がってきている所でございます。その他の事業者においては全く新たな対策が示されておられません。この第3次地方創生臨時交付金はこうした事業者への対応を中心とした予算組がなされるべきではないかと考えております。町のお考えをお伺いいたします。

1番目として、新型コロナ事業資金融資制度の利用状況についてお尋ねいたします。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 1番 高橋公時議員の1問目のご質問にお答えをさせていただきます。

「コロナ発生から1年、町内事業者を守る支援策」についてのご質問でございます。

冒頭申されましたこの予算という大事な部分、お認めて頂ければ4月以降です、さまざまな取り組みが開始されます。しかしながら決算という部分です、議会においても重要視これまでもされております。これまでの取り組み、特に長期計画等考える仲ではそういった決算の取り組みをしっかりと次に活

かしていくという部分においてどちらも重要でございます。なおかつ、財源がしっかりしておっての予算ということでございますが、先程さまざまな予算編成を行うわけでは、多くの予算を国県に頼る依存財源がございます。きちっと仕事になされないとそういったものもつかないということはお承知置き頂きたいと思えますし、中途におきましても国県補正予算等が沸いてきております。それをいかに町において活用できるものになるのか、そういったところもですね、執行しながら考えて行くということになります。さまざまなものも議会と同様に一緒になって要望もさせて頂いている状況もございますので、そういったところ、さまざまな国の状況を鑑みながら進めて行くということでございます。

そして今回、特にこの新型コロナウイルス関連予算につきましては国からさまざまな交付金等がなされます。先程議員申されましたように、第3次交付決定は4億6000万余り。多くの金額が措置されてきておりますし、他にも国のみならず県も一緒にやっけて行こうということで、さまざまな連携事業も進んでいるところでございます。今回特に飲食店について大きな打撃を受けているということが全国的に問われています。しかしながらご努力頂いたところ、飲食店に関わらずさまざまなことを新たな取り組みとして、新たな考え方で行っていくいいチャンスとして捉えて事業展開をさまざまに考えられているところについては業績を伸ばされている状況もございます。そういったところが世羅町においてもしっかり進んでいきますように支援の輪を広げて行くべきと考えておりますし、今回、議会提案させて頂いておりますこの補正予算においても有効かつ効果的なものになるように取り組みを進めて参りたいと思えますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

1点目にご質問頂きました新型コロナ事業資金融資制度の利用状況につきましては、緊急対策小規模事業者経営改善資金利子補給金、通称「コロナマル経」に対する利子補給補助金については令和2年5月臨時会に補正予算を上程しお認めいただいたところでございます。支援の内容としますと貸付利率1.21%から国の支援分0.9%を除いた0.31%を町が支援することとしておりましたが、国において令和2年8月24日付け「新型コロナウイルス感染症特別貸付等に係る特別利子補給事業」の開始により3年間実質無利子となり町負担が不

要となりました。「コロナマル経」に係る申請件数は現在までのところ6件とお聞きしております。

当該融資制度については、4年度目から有利子となりますが、4年度目から完済のまでの期間1.0%部分は利子補給補助金として支援をさせて頂くこととしております。この制度に限らず金融面や様々な支援メニュー活用につきましては世羅町商工会と連携し、事業者支援に努めて参ります。いろいろな取り組み進めて参りますがよろしくお願ひします。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 冒頭の挨拶でさまざまにご意見を頂きました。それはもちろん予算も重視で大切、決算も大事だと思いますが、その間にあるさまざまな国が政策を出す補正予算、またあらゆる支援金等の内情が出たら、各担当課におきましては即座に飛びつくというか、情報を得て頂いてこの1年間をまた更に進めて頂きたいと思ひます。

それでは本題に戻ります。6件、この日本政策金融公庫の利用が6件と非常に、ちょっと6件と聞けば非常に少なく感じますけれども、これは日本政策金融公庫の実績であり、実際には現在地元の金融機関を通じたコロナ対策の融資はかなり行われていると私も伺っているところでございます。もちろん借入れ、借り換え、こういったものが現在の、これまで借り入れている事業者がありますが、更に先ほど言いました0金利まで行かない、ある程度低額な金利で借りれるので、大方の事業者というのはこの1年間において借り入れがかなり進んでいる。膨大な数で、ほぼほぼ借り入れが終っている状況にあるのではないかと考えております。そういった点は担当課としてご存じなのか、1点お伺ひいたします。

合わせて2問目の町内事業者の現状把握についてお尋ねいたします。

○商工観光課長（前川弘樹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） お答えをいたします。まずコロナマル経につきましてでございますが、この事業につきましてはマル経融資とは別額で1000万円、売上げが5%以上低下している小規模事業者の方というようなところ

ですね、まずこういった支援事業については商工会を踏まえて連携する中で実態を聞いているところでございます。町預託融資の事業でございしますが、例年伸びているようなところでございしますが、今年はどちらかという件数は例年と比べますと少ない状況でございました。1点、セーフティネット保証というのがございます。そういったものの、要は事業によっては20%以上減少、5%以上減少、危機管理15%以上減少、県のコロナウイルス感染症対策応援資金を活用された事業、こういったものも、昨年から非常に増えているところでございます。そういった実態につきましては商工会を含め関係機関と連携しながら情報収集にあたっているところでございます。

それと2点目の「町内事業者の把握は」について、お答えいたします。

新型コロナウイルスに係る事業者からの経営相談状況につきましては、令和2年4月中旬より毎日、世羅町商工会より報告をいただいております。具体的には、事業所名、業種、業態、相談区分・内容・対応についてであり、主たる相談内容は資金繰り、設備投資・販路開拓支援、雇用関連、各種支援金等に係るものでございます。

商工事業者の生の声や、商工会からの要望、経営発達支援計画事業評価委員会の報告等からも実態把握に努めているところでございます。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） お答え頂きました内容は現状把握という部分ではなくて、現在事業者の対応をどのようにしているというお答えを頂いたところです。現状把握について再度お尋ねいたしますけれども、事業者からの切なる訴え、こういったものが商工会と連携し、担当課のほうにも挙がってきているのではないかと思いますけれども、現在なぜこういったことを聞くのかと言いますと、ご存じかどうかわかりませんが、昨年度全国におきまして倒産件数、これがどのような推移で動いているかというのを御存じでしょうか。昨年度は一昨年度、コロナ禍において倒産件数が一昨年度より少ないんですよ。少ない。この現状というのがどういう事実だと思いますか。先程申したところなんです。政策金融公庫をはじめ、各種地方の銀行から本当にこれまで借りにくかったお金というのが非常に借りやすく事業が停滞している事業者には非常に

借り易くなっておる。この1年を通じてそういった事業者すべてもう借りているわけですよ。この次のステップ、何を言いたいかと言いますと、今年度、来年度、勿論これはあくまで予想ではあります。こういったデータも出ておるかもしれませんが、倒産件数というのは非常に増えてくるかもしれません。現在昨年度コロナの1年間では減っておるんですよ。こういった今の世羅町の事業者の実態、こういったものが担当課としても連携してしっかりわかっておられますか。再度お尋ねいたします。

○商工観光課長（前川弘樹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） お答えします。商工会の経営指導員、あるいは県の経営支援担当含めまして情報収集にあたっているところがございます。今おっしゃられたところは、手元に資料は持っておりませんが、把握をしておるところでございます。

事業についてやはり需要、消費が冷え込んでいる部分がありますので、そういったことをいかに拡大していくかというところが支援に入っていくところでございます。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 3問目に入ります。事業者支援に充てる町単独支援事業、これは直接支援としてお伺いしておりますけれども、この点についてお伺いいたします。

○商工観光課長（前川弘樹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） 3点目の「事業者支援に充てる町単独支援事業は（直接支援）」についてお答えします。昨年5月より、各種の支援事業を通して、事業者の継続的な支援に取り組んできたところがございます。しかし、昨年12月頃からのコロナ第3波と言われる全国的な感染症蔓延の再拡大と拡大防止策、県の集中対策などの影響により、飲食、運輸、宿泊、観光等は更に大きなダメージを被っております。これらの業種を支えるため3月補正予算には各種の事業予算を提案させて頂き、引き続き、消費喚起を含めた事業者の支

援を推進して参りたいと考えております。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 確かにこれまで国・県の支援策に当てはまらない事業者  
に救済支援や町単独支援策も実施してきたところでございます。しかしこうした  
支援は当面約1年を通じた支援ではないかと考えており、すでに1年は経過  
しております。先日我々は全員協議会でも説明を受けたところでございます。  
先ほど申された飲食、運輸、観光、宿泊などの事業者にどのような支援をする  
予定でしょうか。簡単で構いません。詳しくなくて構いませんので事業名と簡  
単な内容、たとえば30万円の補助があります、100万円の補助がありますとい  
ったような、細かくなくて構いませんので、今後支援しようとしている事業名  
と簡単な金額をすべてお答えください。

○商工観光課長（前川弘樹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） お答えします。3月の補正についてはあさって  
諸々ご説明をさせて頂くような状況を思っておりましたが、今、私どもで考え  
ておりますのは、まずは商工会緊急支援事業でございます。これがQRコード  
決済を活用した方に対してポイントを付与することによって消費喚起を図るも  
のでございます。具体にはペイペイを活用した方、ポイント還元率30%、付与  
上限を1回3000円相当でキャンペーン期間2か月のうちに2万円相当という  
ところを考えているところでございます。

そういったキャンペーンの付与でありましたり、プロモーション費用を予算  
化させて頂きたく思っております。

次に広島県頑張る飲食事業者応援支援事業でございます。これは県のほうで  
考えられている事業でございます。今回、昨年からの集中対策の影響によっ  
て売り上げが減少した者に支援をしていくということでございまして、1店舗  
当たり30万円、広島県が20万円、市町が10万円ということで、これは事業  
が終わった後にお支払いするという事になってございます。中身としました  
ら、令和2年12月、または令和3年1月の売り上げが前年比で30%以上減少  
しているということがございます。そういったところに支援をしていくという

ところでございます。これもう既に広島県の事業としましては進んでおりまして、受付期間は令和3年2月15日から3月19日という風になってございます。事業が終わった後、6月くらいに、市町が負担金を納付するというような状況でございます。

3番目で先ほど触れました頑張る飲食事業者応援事業でございますが、広島県の想定は30%以上の減少ということ想定されておりますので、それで漏れる方、要は令和2年12月、または令和3年1月の売り上げが20%以上30%未満減少のものについて町が1店舗10万円を支援をする事業を組まさせていただきます。

4番目で町指定管理サポート事業でございます。これにつきましても令和2年11月から令和3年1月までの間で前年比同月と比較しまして50%以上減少しておる指定管理者に助成することを考えておるところでございます。

最後に旅館業緊急支援事業でございます。やはりこの感染拡大によりまして宿泊者、要は旅行者、出張が激減、大打撃を受けておられるということがございますので、そういった経営が圧迫されている町内旅館を支援するための助成金を考えてございます。売上が15%以上減少したもの、売り上げが30%減少したもの、そういったものを支援するメニューを組まさせていただきます。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） さまざまな支援メニューを考えておられると思います。私も先ほど申された事業はすべて頭に入っておりますので、詳細について伺いいたします。

まず商工業緊急支援事業、町単独でございます。これは間接的支援と。たぶん直接支援ではない間接的支援のところ約大きな額です。1億3000万円。このことについてお尋ねいたします。期間が2か月間、令和3年5月から6月の約2か月です。ポイント還元率30%、上限付与が3000円、月に1万円まで。ということは2か月ありますので個人でそのポイントを付与して最大に得られるのが2万円だという解釈になるかと思えます。前回もこの予算、ペイペイでの予算計上、確か2500万程度だったと思えます。事務手数料含めて2500万程

度だったと思いますけども、このときは飲食店のみ、飲食店のみでの利用で、3か月されたと思いますが、何%の利用があり、金額でいくらの利用があったのか。対象のペイペイ事業者の前回の店舗数というのがわかればお伺いしたいと思います。今回は全店だと思いますので、前回の全協では約200店舗余りということでお伺いはしております。前回は2500万円、その内の何%が使われ、金額、そして前回の店舗数、この点についてお尋ねいたします。

○商工観光課長（前川弘樹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） お答えします。ペイペイの件につきましてでございますが、昨年7月であったかと思いますが、補正のほうお認めて頂きまして、要は昨年11月と12月、この2か月間を行ってところでございます。その当時のポイント付与の還元率は30%で、付与の上限が1回1000円相当。それとキャンペーンの2か月で2万円というようなところでございました。予算で行きますと2478万1000円の予算を組まさせて頂いたところでございます。その中でポイント付与分につきましては、その内2438万8000円程度を見込んでおりましたけれども、前回の状況で行きますと、大体22.57%。付与率で行きますと、548万7479円というような状況でございました。ひとつ目、この付与につきましては多くなかったということは、11月当初はPR不足のところがあつたんですけど、だんだんと利用が増えていったところでございますけれども、12月の上旬からにわかにコロナの全国的な再拡大の空気感、あるいは出控え、移動制限、そういったようなところからなかなか飲食、あるいは忘年会がなくなったというようなところもございまして、そういった当初予定しておったところが非常に伸びが少なかったというところでございます。

今回お諮りさせて頂くところでございますけれども、年明けから新型コロナウイルス感染症対策に伴う要望書というところで世羅町商工会、世羅町観光協会、世羅郡飲食組合、合同での要望書が上がってきたところでございます。その中には、ペイペイ事業、この事業を全業種に拡大して頂きたいというご要望もあつたところでございます。やはり消費喚起を考える中で、やはりゴールデンウィーク過ぎますと、やはりお客様であつたり、来訪者が減るというようなところもございまして、そこをいかに消費喚起をしていくかということが考

えられるところでございます。昨年7月にお認め頂きました拡大花めぐりせらめぐりというのは、要は3月くらいから5月にかけて、このペイペイ事業について、更にこれからお諮りします世羅とくたく商品券事業、あるいは花めぐりせらめぐりの秋、こういったことで年間通じての消費拡大につなげていければというところの中でこういった事業を考えたところでございます。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 先ほど申されたはなめぐり等は別にどうこう言っているわけではないんです。それは消費喚起につながっていくので、問題ない事業だと思います。今お尋ねしていることについて回答願いますよ。前回、先程申された22.5%約548万程度、2500万組んで548万ですよ。事務手数料が150万かかったと思いますが、今回の補正においても1800万余りの減額が出ている。こんな実績で今回なんでこの1億3000万って、5倍ですよ。全く理解できない。なんでこういう数字になるのか、その点1個お尋ねいたします。前回500万しか使っていないですよ。それを今回1億3000万。5倍ですよ。今回それも減額になってるんですよ。2500万組んだ内の500万しか使っていないからと、1800万減額になっている。今回は思い切りましたよね。1億3000万。このペイペイを支援して、今1点お伺いしたのが、1億3000万円の理由。これを1点お尋ねします。それとペイペイを利用して飲食店以外の事業者、どの事業者に恩恵があり、町内事業者の救済につながり、また町内経済の向上となっていくお考えなのか、この2点についてお伺いいたします。

○商工観光課長（前川弘樹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） お答えします。ポイント付与についてでございます。当初いろいろな事業を考える中で、この商工会様、そういうご要望が上がってくる中でいろいろ検討する中で、運営会社とも協議を詰めてきたところでございます。その中で今考えているところは大体ペイペイに加盟した者が大体200数十者いらっしゃいます。この事業を始めることによって新たに参加される方も踏まえて、たとえば300加盟店になったときに、最大のリスク値を検討する中でこういう数値になったところでございます。運営会社ともいろいろ

話をする中で、全国の事例、あるいは近隣市町の実例等お聞きしますと、今やはり上振れしとる傾向にございます。たとえば北陸のある市におきましては、1か月間のうちの要は最初の10日で使い切られてしまって中止になったような状況がございます。さまざまな状況を鑑みながらこの数値については、しっかり使わせて頂いて消費喚起ができればという風なところを思っております。ですから今の状況で行きますと、この数字については、ニアリーなところになるか、ひょっとすると上振れしてしまうかというような状況にも今、なっているかという風に考えているところでございます。

それと前回の飲食についてでございますが、今、手元に持っておりませんので、利用に関するところはたぶん70前後の加盟店の数値であったかという風に思っております。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 先ほど近隣市町、たとえば神石高原町あたりが似たような政策をまた今年度2回目を打たれたとお伺いしていることですが、そういったところの売り上げ状況、確か9000万か1億近くいっておるようなこともお伺いしたところで、そこはわかれば比較対象として、他の市町、近隣の所の売り上げ状況というのを教えて頂きたいのと、この事業により恩恵を被るのはすべての今回は、飲食のみならずすべてのペイペイ事業者でございます。特に、特にですよ、世羅町で使われる際、スーパーやドラッグストア、こういった所でもペイペイ利用が可能になってくると思います。こういった事業者は皆さんもご存じのように、今、コロナ禍において空前の利益を上げている。特別賞与が出ているような、空前の利益を上げているような業種でございますよ。こんなところに国が第3次地方創生臨時交付金を世羅町に使うように出してきたのに、また追い打ちをかけるような利益がどんどん出ている業者に利益が流れて行く。この政策というのはどのように考えておりますか？また一部町民の支援事業とこの事業っていうのは考えています。間接的支援と言う、直接的支援を私はずっと常からしてほしいと言いますが、勿論間接的支援も必要だと思います。しかしこれは一部町民への事業支援と言っても過言ではない。更に言えば、高齢者等先程来デジタル化でいろいろな意見も出てきております

けども、ペイペイ自体使えてない世羅町民、住民の方っていうのがたぶん半数以上いらっしゃるのではないかと皆さんお考えではないかと思えます。何の恩恵があるんですか。せめて百歩譲って町内の皆さま方にペイペイの恩恵があるのならまだしも、しかしこのペイペイの利用は他の市町から来て頂いて利用して頂く。世羅を認知して頂く。世羅にまた来て頂く。そういうカンフル剤となるような政策だと勿論私も心得ております。しかし非常にこの大きな金額、どのように考えておるのか、再度お尋ねいたします。

○商工観光課長（前川弘樹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） お答えします。先程触れた北陸、県名はちょっとあれですが、射水市というところは1回あたり3000円で、1カ月3万円、30%の付与ということで、この2月中に取組みをされましたけれども、10日くらいで終了したというところがございます。神石高原町様についてもですね、非常に好調であるというような話しもお聞きしているところがございます。その他いろいろな事情を聞く中で想定値よりはひよっとしたら上回るような利用があるのではないかということは感じるところでございます。と申しますのはそういうことになりますとポイント付与がそれだけ増えてくるということは全体としての地域に回る金額が増えるというところがございますので、やはりそういった意味では地域の潤いが出てくるというところがございます。やはり経済を回すというようなことで行きますと、やはりこれまで需要が冷え込んでおった、やはり消費がある意味消失されとる部分もあった。そういった意味でこの事業を活用するというところがございます。それと非接触というようなことも鑑みて、こういう事業を取り組みます。一方でそういう機器のご利用がむずかしいということになりましたら、たとえば今後お諮りをします世羅とくたく商品券事業というのはこれまで紙媒体を使ったところがございますので、そういったものをうまく活用する中で多くの方に使って頂きたいというところと、その活用によりまして事業者さんに潤いと言いましょうか、そういうお金が回ると言いましょうか、そういった状況になるものと理解をしているところがございます。ですから1年を通じた消費について、そういったものが喚起されることを進めて参りたいという風に考えております。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） この答弁はずっとやっていっても私はここまで1億3000万も利用はないと。大きな残額がまた出るのではないかと。しかしながら課長はこれじゃ足りないというぐらいの勢いを持って発言されてますので、これは執行されてみて5月、6月の結果次第、どのようになるかというのは改めて出て来るものだと思いますので、これ以上は申しません。しかしこの事業が前回同様に利用される金額が少なく、減額になった場合、その事業費は他の事業に新たなメニューとして充てることができるものなのか、できないのか。たとえば1億3000万組んだと、利用は3000万しかなかった。1億円不用額が出たと。こうした場合にその1億円はほかな事業をじゃあ、やって行こうというそういう事業に充てることができるのか、できないのか。できるならどの事業に組み込み、または使用するようになるのか、これも正確にお答えください。できるのであればどの事業に組み込み、使われるようになるのか、正確にお答えください。

○企画課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（道添 毅） 私のほうからは交付金、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金、こちらの活用の部分でご答弁申し上げさせていただきます。

第3次交付限度額につきましては、先程議員のほうから4億6886万円ということが申されたかと思っておりますけれども、その後、若干追加交付がございまして、第3次交付限度額は現時点、4億7009万6千円という状況でございます。第3次交付限度額が2月3日に示され、そしてそれに伴う実施計画の提出が2月8日。非常に時間のない中での実施計画の提出の要請がございました。この実施計画に記載のない事業にはこの臨時交付金の充当ということとはできないことになっております。全体額で申し上げますと、現在、1次、2次、3次を合わせた限度額総額が9億4852万7000円という状況でございます。その内、1億8335万3000円につきましては、これは本省繰越分として我が町においては令和3年度の予算の中でこの交付金については活用していきたいという状況でございます。従いまして、7億数千万というところが令和2年度及び、令和2

年から令和3年度への繰越事業として活用していく。それは繰り返しになりますけれども、実施計画の中に記載をしてある事業の中で充当し活用していくと、そういうことになっております。

▼【高橋議員：「答えてないですよ。1億3000万円の減額が出た場合、どの事業に充てるのかと聞いているのに、全く違う答えですよ。正確に教えてください。」】

○議長（米重典子） 高橋議員、挙手をして。

○1番（高橋公時） はい、議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 私が質問したのは1億3000万円の減額が出た場合、そのお金を何に使うのかとお尋ねしたんです。全く答えになってない。正確に教えてください。

○企画課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（道添 毅） 交付金の中でご答弁させていただきますけれども、今の1億3000万の部分でもし仮に不用額が生じたということになればですね、その交付金をそこへ充てる予定であったものについては、その他の実施計画に記載のある事業へ充当し有効に活用していきたい、そのように考えております。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） ですからその他の事業計画にある事業の中、何に使われるのかお尋ねしているんです。正確に教えてください。

○企画課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（道添 毅） どの事業に充てるというのはですね、実際の不用額がどの位になるかにもよるんですけれども、一例申し上げますと、情報通信基盤整備事業、光ファイバの整備事業等もこの臨時交付金活用していく事業として考えております。そうした事業にですね、不用額が生じた場合は充当し有効に活用していくということでございます。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） そういうことですよ。それをお尋ねしておるんですよ。この事業の枠の中に、第2次である枠の中で今の減額が出た場合には光ファイバの事業にしか使えないということになっているんですよ。ですから、たとえば1億3000万組んでも3000万しか利用がなかったら残りの1億円は国に返すか、もしくはそのときにメニューを組んでいる光ファイバの事業に使うか、簡単に言えば。じゃあ、仮に4日にこの提案がされます。1億3000万円のペイペイ事業が議会に対して提案がされます。その際に仮にですよ、補正予算を出し、1億円の減額、こんな利用はない、1億円減額します。そうした場合に、その減額費用、これはどのように使うようになるか、再度正確に教えてください。

○企画課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（道添 毅） お答えいたします。実施計画のなかで先ほど一例として光ファイバ整備にかかる事業申し上げましたけれども、それ以外にもさまざまな事業がございます。それらについては金額の当然増も可能なわけでございます。そういうなかで他の実施計画に記載のある事業の中へどのように配分を変更するかはわかりませんが、この臨時交付金を有効に活用していきたいと考えているところでございます。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 先程ちょっと答弁される中で、第1次、第2次、第3次足して9億4000万円、これが新型コロナウイルスの臨時交付金として入ってきた。その中で約4億円程度は仕方ないと言いますか、光ファイバ網に充てて行くという町の考えがあるんだと思います。しかしこうした新たな事業者には1億3000万円、こんな大きなペイペイ事業やりますよとぶち上げておいて、もし余ればそれはまた光ファイバにあげますよ。4億円が、4億8000万、5億になるかもしれない。何かもうちょっと裏で見れば光ファイバありきのようないった財源の組み方、非常に懸念を感じるところでございます。今回は光ファイバについての質問ではございませんので、この地方創生臨時交付金、これ

の本来の趣旨、新型コロナウイルスにより打撃を受けた事業者が最優先に救済するために使うお金でございますよ。何でもかんでも光に充てるということではなくて、光に充てる部分の予算はしっかり設けておるわけですから、今来ている部分はしっかり事業者に、困っている所に充てていくお金でございますから。続いて事業者の直接支援に。

○議長（米重典子） 高橋議員、昼休憩とさせて頂いてよろしいですかね。申し訳ないです。

○1番（高橋公時） はい。

○副町長（金廣隆徳） 議長。

○議長（米重典子） 答弁があるそうです。副町長。

○副町長（金廣隆徳） お答えをいたします。まず冒頭より行政の予算立て、また決算の在り方、その部分から触れて頂いたところでございます。やはり行政は財源の用意をして事務、業務を起こしていくところから始まって参ります。その際に国・県の補助金等ならみながら、単独事業も含め編成をしていくわけでございますけれども、その中でご指摘頂きました補正等、国・県の事業がある場合は、それならんで、ご意見、また状況を見ながら適切に執行していくことをご示唆頂いたところでもございます。また答弁でもございましたけれども、コロナに関しての融資の中は利率なり低減され、また利子補給もありますけれども、倒産状況にも触れて頂きましたように、いわゆる融資を受けた場合その返済というのの後々には出てくることでもございます。そうした場合に現在ご審議も頂いているところでもございますが、このコロナ禍が収まった以降もその影響というのは長く続くことも予想され、その予断は許さないことだという風にも承知をさせて頂くところでもございます。その中で現在、国から交付金を充当することのできる補助につきまして事業化してご提案を申し上げて参るところではございますが、事業の大きな枠組については商工観光課長から申し述べたところでもございます。その上でペイペイの利活用について過去前回の状況を踏まえて、今回の執行をしっかりと取り組まなくてはならないという形で当然受け止めさせて頂いているところでもございます。他地域では上振れをしておるということの報告もさせて頂くことではございますが、この需要を看過し、また特典も頂く中で皆さんに利活用頂くためには十分なPRと上振れする

方向にしっかりとPRをしていかななくてはならない、そのようにも受け止めておるところでございます。その上で飲食店以外につきましても間接的な恩恵に預かって頂きたいということと、しっかりとしたPRのもとに進めて行くわけですが、約1億3000万の実施にあたりまして、その余裕言いますか、執行できなかった場合が出たときに、その使途についてもしっかりと吟味をしていく必要がありますし、報告をさせて頂きながら、残された過不足が生じるメニューの中へどのように充当していくか。これから始まって行くわけでございますけれども、その結果状況を踏まえつつご報告、また後に検討頂く中で共に進めて参らせて頂きたいという風に思います。今、このコロナ禍の中でできることをしっかりと進め、その中での状況に応じて枠組みを変えながら進めさせて頂く、まずはできることを始めさせて頂く。そういった形で進めて参りたいと存じます。

○議長（米重典子）　ここで昼休憩といたします。再開は午後1時といたします。

-----

|      |        |
|------|--------|
| 休　　憩 | 12時10分 |
| 再　　開 | 13時00分 |

-----

○議長（米重典子）　休憩を閉じて会議を再開します。休憩前に引き続き1番高橋公時議員の一般質問を続けます。1番　高橋公時議員。

○1番（高橋公時）　午前中は間接支援によるペイペイ事業についてさまざまお伺いしたところでございます。1億3000万の事業、これについてお伺いしましたらば、ちょっとお昼からは今度私が直接思っております直接支援、これに関する事についてお伺いしたいと思っております。

これまで午前中ちょっと課長のほうに今度上程される内容のものをいくらか挙げて頂いたと思いますが、広島県頑張る飲食店応援事業、これが30万円、県の負担が20万、市町が10万ということで、これは昨年12月、1月におきまして、30%以上売上減少した事業者に対して支援されるという事業でございます。それに満たない、30%以下、20%から30%は、今度は世羅町単独事業で広島県頑張る飲食が、世羅町頑張る飲食店応援事業ということでこれも一律

10万円。20%から30%の減少者には救済として、県の分に満たない分の救済として町が支援すると。これも妥当な救済の支援であると考えます。その他旅館業や交通事業者への直接支援、これもご提示頂いておりますが、これも今回のコロナ禍において非常に妥当であると思える支援内容で私はあると考えております。しかし、そうした中、町指定管理サポート事業、これもまた町単独事業ではございますけれども、令和2年11月から、去年の11月から1月のうちに50%以上売上が減少し、またはこういった事業者に50万、70%以上売り上げが減少したのに100万、2施設150万を見積もっておるといった内容だと思っておりますが、なぜこの指定管理施設のみ救済し特別扱いになるのか。前回の第2回するときもこの指定管理施設、ここに対して一律50万円であったかと思っておりますけれども、特別支援されておりますよね。これはその他の事業者は対応しないのはなぜですか。いつもいつも指定管理者にたいしては特別にこういった100万、50万といったような支援をします。国の持続化給付金も今、感染拡大防止金というのも一般事業者に対しては全く今、ないんですよ。なぜこの町が単独事業でやろうとしている事業の中にいつも指定管理者だけ特別にして、そこにだけ支援をするのか、全く理解ができない。その点のご答弁をお願いします。

○商工観光課長（前川弘樹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） お答えします。この指定管理施設についてでございますが、指定管理制度を導入しております小課所管の公の施設は複数ございます。その中で運営形態は株式会社、NPO、自治会、協同組合等さまざまでございます。コロナ禍で持ち直しているところもあります。一方で公の施設は小回りが効きにくく、稼ぎにくいというところがございます。需要が大きく消失している施設も見受けられます。そういった意味で指定管理者がたいへんな事態が起きることないように下支えしていきたいという風に考えているところでございます。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） ちょっと答弁になってない。それはどの事業者も一緒です。指定管理に限らずです。一般の事業者も同じような感じですよ。特に指定管

理がそうだということはありません。全く一般の事業者も同じことです。ここだけ特別に支援するというのがおかしいと言っているんです。

これは町長にお伺いします。指定管理サポート事業が私、いけないということを行っているんじゃないんです。他の事業者は今後救済なし。どうこの事業を継続していけばいいのか、今後。明後日ですが、第3次の地方創生臨時交付金、4億6000万、先ほど出ておりましたが、2億8000万、これはこうした事業により提案されると思います。残りの支援事業、メニュー、1億8000万、こちらのメニューはまだ決まってないとは思いますが、そういった事業の中に、必ず、必ずですよ、指定管理者だけ特別扱いするようなメニューでなく、一般の事業者、こうしたのも、先程の持続化給付金のような50%、70%、強いて言えば30%でもいいです。こういったのに当てはめて、30万、50万、100万ないし、こういった予算組を均等に平等にすべきだと私は考えております。これは必ず約束して頂きたい。町長にお尋ねいたします。

○副町長（金廣隆徳） 議長。

○議長（米重典子） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） お答えをいたします。1番高橋議員より、この今回の支援に関しまして指定管理者のみならずその他の事業者についても手厚くその支援をしていくべき。なぜ指定管理者のみの状況になっているのかという状況踏まえた上で、今後の流れ、今後の事業展開の中で、このその他の業種の支援をしていくべき。その中でこれからの姿勢について質問を頂いたところでございます。

先程来、今回の繰越等々、また令和3年度におきましても、このコロナウイルス感染症対策事業の交付金事業を展開して参ります。そのメニューにつきましては、今後いろいろな状況を把握していく中で、策定なり、絞込みを行っていきたいと考えております。その状況の中で、議員より先ほど質問、またご意見としても承りました部分について十分にその分析を行い、対応して参りたいと考えております。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 副町長の前向きな答弁と受け止めまして、最後の質疑に

いたしますが、現在医療従事者に先行してワクチン接種、こういった朗報も届いております。町内経済が平時に戻るまでにはまだまだ時間がかかると考えます。今、必要なのは直接支援であり、間接的支援を行うとなれば、コロナ禍により打撃を受けた事業者に限定して行われる、こうした政策でなければならないと私は考えております。勿論光ファイバに多額の予算が必要なのはわかりますけれども、この地方創生臨時交付金は町内経済や事業者に優先して給付することを再度、再度奥田町長に申し述べ、1問目を終わります。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 議員おっしゃられるように今回の国からのこういった交付金については、町のほんとに困窮されている事業者を救うためのものと。またこれからの町をしっかりと支えて行くということにおいてですね、有効な活用策を考えていく必要があると思います。どの地域においてもいろいろ特色ある支援をされる自治体多い中で、世羅町としても内部でいろいろ検討し、また特に商工会からのご意見を参考にすることで予算組を行ってございます。

先程なぜ私が答えなかったかと言うとですね、ここで答えてしまうともう既にそれでお認め頂くことを前提にですね、予算組を組んでしまうような形になってしまいますので、そうではなく、実際提案したもの、予算の中での質疑を議会としては行って頂くのが望ましいかなと思っていたところでございます。町として支援する全事業者にほんとすべきものではあると思いますけれども、現状コロナ禍であっても一生懸命頑張られて、さまざまな業種があろうかと思っておりますけれども、ほんとすべて努力いただいているところがですね、一生懸命やられているところはやっぱり伝わってきますし、そういったところをしっかりと町としても把握、掌握しながら支援していく必要があるかと思っております。

確かにたくさんの予算が国から来たということ、これがばらまきという形ではなくてですね、有効な手段として、特効薬としてできるようにですね、進めて行きたい旨を持ってございます。今後、3年度予算の使い道、先程議員言われるような1億8000万、どういう風に使うのかというようなことはですね、今からまた組み立てを行って参ります。そういったところが有効に活用できるようにですね、ほんとに困っていらっしゃる方、また一生懸命頑張って投

資をしようとされている方等々含めてですね、町が支援をして参りたいと考えているところでございます。

○議長（米重典子） 次に 「これからの地域自治・避難所の在り方をどう考える」 1番 高橋 公時議員。

○1番（高橋公時） 2項目目、これからの地域自治・避難所の在り方をどう考える。

現在、世羅町には13の自治区があり、各地域に指定管理者を選定し自治センターを中心とした地域自治の取り組みがなされているところでございます。1年前にも公民館から自治センターへ移行して10年、現状と課題についてお伺いしたところでございます。そうした中、これまでの活動内容を振り返り見直しや改善、現在に合う活動内容へと、更には現在の部会や委員会の必要性や組織運営体制の改善、今後の自治活動の在り方や自治組織自体の将来的な再編などを考える時期に来ていると考えます。

そして昨今、様々な災害に対する避難所としての自治センター利用の考え方もこのコロナ禍において、また今後起こりうる様々な感染対応などを鑑み、多くの方が1ヶ所の避難所に集まるのではなく多くの避難所の開設を推奨し、1年前と今とでは、国の指針も変わってきている現状にあります。こうした現状を踏まえ、今後の地域自治・避難所の在り方についてお伺いいたします。

1番目としてサロン・部会や委員会活動の現況と課題についてお尋ねいたします。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） それでは高橋議員、2問目の質問にお答えさせていただきます。

冒頭ございましたように、自治センター移行してから時間が経過をかなりしております。さまざまな地域ビジョンを立てられながら多くの活動をやりやすくするために町がいろいろと支援もさせて頂いております。その中でも災害避難といった部分においては、今回検討のハザードマップ等確認する中で危険箇所もあるということ。なおかつ明るいときだけではなく夜間にそういった災害

等が起きうること。またその避難経路において危険箇所もあり得る。また要支援者の方々との連携の中で自主防災の在り方、そういった所も含めてですね、いろいろと町で計画を立てながら、また実効あるものにしていこうと努力もしているところでございます。現状の避難所についてもですね、すべての人を引き受けるというわけにはいきません。先程申されたようにですね、多くの方が集まるリスクというものは今回のコロナ禍でどこの地域においても課題となっております。そんな中でもやはり安全な場所という表現を今後もさせて頂きたいと思えますし、やはり不安と思われる方は早いうちにですね、ご連絡を頂くなかで、そういった避難所、また避難する場所、マイタイムラインといったような形をですね、しっかり整えていく必要があるかと思えます。

まず、1点目にご質問頂きました「サロン・部会や委員会活動の現況と課題は」についてでございますが、各地区におかれましては、自治センターを地域活動の拠点施設として、サロンや地域の様々な活動を展開していただいているところでございます。

各地区により違いがございますが、地区民体育大会、敬老会、文化祭など、個別具体の事業は主に部会が中心となって実施されていることと存じます。

課題といたしましては、自治組織の大組織の部会に中組織から選出している地区が多くございますが、高齢化等により選出が難しい中組織もあると伺っております。

各地区におかれましては、こうした課題を克服すべく、他の中組織の協力を得ることなど、組織全体でカバーしながら部会の活動を維持、あるいは、効率的・効果的な活動が展開できるように組織再編をされるなどの対応をしておられます。

町といたしましても、様々な活動が円滑に実施できますよう、各種情報の提供や情報共有の場の設定、そして財政的支援の充実を図って参りたいと考えておるところでございます。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 先ほど申された体育大会とか、文化発表会、地域自治にかかせない行事が、コロナ禍において中止になっておったり、またサークルや

趣味の会なども縮減して今行われている現状にある、そのように伺ったところ  
でございますが、そうした活動自体も別の要因である、先ほど申された高齢化  
による委員の選出や人口減少による役員の選出なども非常に苦慮されていると  
伺っているところでございます。部会や委員会は具体的にどのような組織編制  
されているのか。最近の自治の中で新たに部会、委員会をやめられて新たな再  
編をしたというような一例があれば、13自治のなかで参考になるような一例が  
あればお尋ねいたします。

○企画課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（道添 毅） お答えいたします。部会等につきましてはいろいろ  
各地区自治組織によって状況はさまざまでございます。そういった中で、先ほ  
ど町長申しましたように部会活動、部会の構成等に苦慮されている、そうした  
自治組織もあるという状況でございます。そうした課題を克服するためにです  
ね、部会の構成をいろいろ変更されたりですね、そうしたことで対応されてい  
るということなんですけれども、なかには、自治組織の中にはですね、部会を  
設けてない自治組織というのもございます。その自治組織におかれましては、  
いわゆる役員さんがいろいろな事業の中心的な役割を果たす中で、中組織から  
ですね、参加協力を頂きながら、ひとつひとつの事業というものをこなしてい  
るというような状況もございます。

またある自治組織におかれましては、部会というものは規約上はあるんで  
す。あるんですけれども、なかなかそこがむずかしいということで規約は規約  
として置いておいて、具体的な事業はそれぞれの中組織がですね、役割分担を  
しながら、この事業についてはこの中組織が中心になってやってください、こ  
の事業についてはこの中組織がという形で役割分担するなかで事業、活動とい  
うものを円滑に実施されているというような状況もございます。そうしたところ  
をですね、センター長会議等でいろいろ情報共有をしながら、参考になるも  
のはそれぞれまた話を深めながら取り入れているという状況もございませ  
うので、町としてもそういう場の設定等通じて、それぞれの自治組織の活動がで  
すね、円滑に進んで行くよう支援して参りたいと考えております。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 一例を頂きましたけれども、そういった部会、これが各自治体にとって重荷にならないように、現在で言いましたら女性会だとかさまざまな体育委員会、保健員会とかあって、その委員会があるがためにそれで何か事業しなければならないとかられているような事業運営といったのが重荷になっているようであったら、先程申されたセンター長会議、もしくは指定管理者の代表者会議等で他の自治体はこんなことをしているので、見直しもしてみたらどうかというような案をしっかりと話してあげてください。そうすることによって重荷の軽減が行えるものとありますけれども、あと財政的支援というも出て来ますが、何の財政的支援をされるのか、お尋ねいたします。

○企画課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（道添 毅） お答えいたします。自治組織のほうにはですね、自治センターの指定管理ということで指定管理料、それとそれぞれの自治組織の活動を進めていくための自治振興交付金、そして人件費の補助金という3つの種類の支援を行っております。自治組織の活動支援ということになりますと、自治振興交付金というのが主たる財政的支援ということになりますけれども、そうしたところを通じてですね、自治祖域、地域づくり活動というものを支援していく、推進していくということでございます。令和3年度におきましてはこの自治振興交付金の中にですね、それぞれの自治組織で地域づくりビジョンというものを策定をしておられます。その地域づくりビジョンに沿ったさまざまな事業、活動というものを推進していくための財政的支援というものをですね、この交付金を通じて行って参りたいという風に考えているところでございます。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 2問目の指定管理料は適切かについてお尋ねいたします。

○企画課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（道添 毅） 2点目の「指定管理料は適切か」のご質問にお答えします。

指定管理料につきましては、地域活動の拠点施設の管理を行うために必要な経費を施設ごとに算定しております。

各自治センターの指定管理者におかれましては、適切な管理運営はもとより、管理経費の節減に努めていただいております。

今後におきましても、施設の適切な管理運営により、良好な施設環境の維持に努めて参りたいと考えております。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 大きく分けて自治センターの施設管理と人件費、または自治活動などをする運営費とが分かれております。またサロンの活動費がございます。こうした事業会計をどのように管理し、報告するように指定管理者へ指導しているのか。またはしていないのか。その点お伺いたします。

○企画課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（道添 毅） お答えいたします。指定管理期間5年間ということで今、3期目に入っているところでございますけれども、それぞれの指定期間、最初にですね、年度当初にこうした事業実績報告なり、そうしたところの必要性については説明を行っております。自治センター関係で申しますと、先程申し上げました指定管理料、それから人件費の補助金、自治振興交付金、それぞれ事業実績報告書を出して頂いております。その中でセンター長等が中心にそうした書類作成をされますけれども、センター長の変更等によってですね、なかなかその辺が十分引継ぎができてない等によって不明な点等あった場合は町のほうでその辺についてはしっかり指導をしております。3期目ということもございまして、その辺の実績報告等々の書類等の作成提出については全般的にはスムーズに進んでいるという状況でございます。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） こうした活動報告、決算報告などが13自治センター、

ぴったりと合わせろとは言いませんけれども、やはりばらばらであってはなりませんので、ある程度一定のルールを決めた上でどのセンターにおいてもわかりやすく、住民が聞けばそれを閲覧できるような形で進めていって頂ければと思います。これ前回もお伺いいたしましたけれども、こうした施設管理費の残、運営費の残が出た場合に、この処理の在り方、繰越されるのか、町へ返還されるのか。合わせて今、縮小されておりますコロナによってさまざまな事業が。こうしたことによる執行残じゃありませんが、できなかった事業に対する残金が出た場合、どのような扱いをしておるのか再度お尋ねいたします。

○企画課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（道添 毅） お答えいたします。施設管理費の減、あるいは運営費の減、運営費というのは自治活動等と考えますけれども、そうした先ほど申し上げた町のほうから支出している補助金等々に残が生じた場合は、町のほうへ、年度ごとに精算をして生じた場合は返還をして頂いているというところがございます。

令和2年度の状況でございますけれども、自治振興交付金につきましてはやはり敬老会等ですね、主要事業、行事というものが各地区中止になった状況がございますので、大きく減少していると。残が生じているという状況でございます。それから人件費の補助金につきましてはこちらの人件費の補助金には、サロン等にかかわる方々の人件費も含んでおりますので、サロン等も令和2年度、長い期間中止になっておりました。そうした関係もありまして、人件費の補助金についても大きく減少しております。

あと施設管理費につきましては多少は減少に転じているかという風には想像しているところでございますけれども、他の2つの補助金等と比べた場合にはそこまで大きな減少はないという風に見込んでおります。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） それでは3問目の人口減少による地域自治の将来像についてお伺いいたします。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（道添 毅） それでは3点目の「人口減少による地域自治の将来像は」のご質問にお答えいたします。

今後人口減少、集落の小規模化、そして高齢化の進展が懸念されるところでございますが、各自治組織におかれましては、活動の基盤となる「地域づくりビジョン」を策定し、地域の課題解決や魅力発信等の取組みを行っておられます。

こうした取組みに対しまして、財政的支援を行うことにより、協働のまちづくりを推進して参りたいと考えております。

広島県におきましても、新たに地域住民が連携して、自らの地域を守り、安心な暮らしを支える取組みを後押しする支援事業を令和3年度から実施する予定となっております。

この支援事業の活用も含め、町と自治組織が連携し、交流と支え合いの地域社会づくりにつなげて参る所存でございます。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 先程答弁頂きました人口減少、集落の小規模化、また高齢化が懸念されると申されましたけれども、この地域づくりビジョンを策定し、課題解決に至ると。また町の財政的支援を行うと。県の支援事業も活用すると申されましたけれども、これはお金を投入すれば解決する問題なんですか。13自治組織に財政支援をいつまでして協働のまちづくりを推進するおつもりなのですか。財政的支援、財政的支援と繰り返し申されてますが、どこにそんなお金があるんでしょうか。現在の自治活動の内容を今一度精査し、本当に必要な事業を推奨し、限りある財源の中で将来を見据え、次のステップ、自治組織間の施設の共同利用、組織自体の再編、こういったものも考えていかなければならない時期にさしかかっているとは思いませんか、お尋ねいたします。

○企画課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（道添 毅） お答えいたします。お金を投入すれば、財政的支援によってすべてが解決するかというようなご指摘がございました。地域づくり

ビジョンを策定し取り組みを進めているというような地域の状況を先ほど答弁申し上げましたけれども、そうした地域の自主的、自発的な活動、これを支援することによってそれぞれの地域課題の解決につなげていく。いわゆる地域力を高めていく。そうした考えかたのもと財政的支援を行っているところでございます。その方向性の中で長期総合計画、これが令和3年度から5か年、後期基本計画がスタートいたします。その後期基本計画の中におきましてもこれまで取り組みを進めて参りました協働のまちづくりの方向性というものは堅持をするなかで、先程申し上げました地域力、いわゆる地域の中の助け合い、あるいは支え合う力をですね、しっかりと醸成をして行く。それが将来人口減少に当然、どの地域も減少して行く訳ではございますけれども、それぞれの地域における安心した暮らしやすい地域づくりというところへつながってくるのではないかと、そのように考えておりますので、そういう視点においてしっかり支援をして参りたい、そのように考えております。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） では4問目の避難所としての自治センターの利用についてお伺いいたします。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） 4点目の避難所としての自治センターの利用についてのご質問にお答えします。

町では、各地区の自治センターを指定避難所として指定し、災害発生時には、初期段階から開設する基幹的な避難所と位置付けております。

災害発生時の避難所を円滑に運営するためには、指定管理者や住民組織の皆さまのご協力が不可欠となって参ります。更に平時からの住民同士のつながりも重要でありますので、地域自治活動の中心施設であります自治センター等を避難所として指定をしているところでございます。

コロナ禍においては、避難所の3密回避という課題が浮き彫りとなりました。町では、安全な場所に立地する親戚や知人宅、集会所などの最寄りの施設への分散避難をお願いしておるところでございます。

自主避難や一時避難所として利用される、集会所等の機能向上に対する支援も行っておりまして、各自治センターを中心として総合的な地域防災力の向上につなげることを目指しているところでございます。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） ご答弁頂きました基本的な避難場所として自治センター位置付けている、これは勿論のことです。昨今のコロナ禍においては先ほど申されましたように分散避難、これは内閣府の防災ホームページにおきましても日本医師会などでも限りなく多くの避難所の開設をするようにとされております。更には最寄りの集会所などの機能向上に向けた支援をすると申されましたよね。ということは自治センターイコール避難場所ではなく、避難所のひとつとして位置付けるというお考えでよろしいでしょうか。多数ある避難場所のひとつという考えで、今後町は自治センターを避難場所として建設するということではないという考えでよろしいか、お尋ねいたします。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） まず自治センターにつきましては、あくまで地域の活動拠点として捉えて、整備等はそういった視点でまず行われるべきものという風に考えております。避難所につきましては各地域にどのようなところにどのような規模の避難所が確保できているか、そういった視点で整理が必要という風に考えてございます。ご質問頂きました自治センターを避難場所として建設するといった点でございますけれども、施設の建設におきましては公共施設等の総合管理計画もございます。25年間で3割削減というような大きな目標を掲げておりますので、今申し上げました3つの観点をそれぞれ合わせて対応していく必要があるという風に考えてございます。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） しっかりした答弁を頂きまして、自治センターイコール避難場所ではない。勿論避難場所の一部であるというのは認識しております。本日さまざまな質問をさせて頂きましたが、現在コロナ禍における自治活動へ

の考え方、今後の自治組織の在り方など町と指定管理を担う自治組織とは建設的に協議を行い、今後に向けた自治組織の活動、在り方、更にはここは非常に今後の課題になりますが再編も含め、検討していく必要があると私は考えております。どこにある財源かわかりませんが、財政的支援をして自治を存続できるのか。

○議長（米重典子） 残り1分です。

○1番（高橋公時） そして昨今全国的にも地震や災害が頻発して、いつまた世羅町もそういった災害に見舞われるかもしれません。しっかりと自治センターを中心とした地域防災力の向上に向け、更なる集会所などの多数の避難場所を確保し、住民が安心してスムーズに避難できるよう取り組んで頂きたいと申し述べこの質問を終わります。

○町長（奥田正和） 議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 地域の自治に関してのご質問、まずはですね、しっかりと地域を作っていくかということを経営内でも協議も頂いてます。これにはかなり歴史もございますし、それぞれの地域の文化等もございます。そういったものとしてしっかりと地域力を高めて頂く、そういったところにしていきたいと思っております。今、再編という言葉が出ましたけれども、その地域をこれまでの経緯から考えますと、いっぺんにそういったところを人口が少ないからひとつになりなさいというようなことにはいかないという風に思いますし、これまで地域ではですね、多くの取り組みを行い、小規模な地域であっても参加率は高いものがありますし、それぞれ相互扶助の考え方もしっかりと持っている状況でございます。財源がたくさんいるからということですね、そういった効率化を求めるよりもですね、地域力を高めて、地域でしっかりとそういった取り組みをおかつ、今後においては本来の自治の在り方というのは産業、またさまざまな若い方の担い手、そして高齢者の拠り所もあれば、子ども達の集まる場所等ですね、いろいろと新たな取り組みが必要となって来ようと思っております。再編という言葉よりもですね、やはり地域をどう高めていくかというそっちの向きですね、地域でしっかりとご検討頂き、ビジョンと絡めて取り組まれることが最良かと思っております。財政的には厳しいということはいくよくよどなたもご存じ頂い

ていると思いますので、できるだけ効率よくですね、そして地域でしっかり活動し、地域力が高まる、そういった予算に使うべくように町からもいろいろと取り組みをお願いし、皆が同じことをするのでなくてですね、その地域においてはこういうものがあるんだというひとつの誇りあるものに組み立てて頂けるように支援していきたいと考えております。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） そんなにのんきに考えている場合でないですよ。ほんとに岐路に来てます。人口減少はどんどん進んでおります。町長は今のまま伸ばしていけばいい、今のまま見守っていけばいい。そういった楽観したような考え方でなく、地域再編がだめだというんじゃなく、いつかはそういったこともしなければならぬ。どうしてもここには痛みも生じてくるかもしれないが、

○議長（米重典子） 時間です。

○1番（高橋公時） 町長が舵きりをしないといつまで経ってもずっとこのまま続きますので、今一度ご再考ください。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） そういうことするのであればかなりなほんと決断も必要になってきますが、これは私が決めることではありません。あくまでも地域がしっかり決めて頂くことでありますので、舵とりをしろと言われてもですね、やはりそれぞれの地域の取り組みがですね、しっかり進むように町は進めます。

それと立ち行かなくなる前にいろんな物事を考えて行こうというのは、それは当然のことでございますので、そういうことにならないように仕向けるのが町です。ただそうならないための方法と、またなりそうであるのであれば、こういうやり方も必要であるということはですね、他事例からも学びながら、また世羅町らしくですね、いろんな取り組みにつなげていき、小規模だから大きいからというんじやなしにですね、やっぱりそれぞれの地域を高めていくということは人数に関係なくですね、取り組みが必要だという風に考えております。

○議長（米重典子） 以上で、 1番 高橋 公時議員 の一般質問を終わり

ます。

次に タブレットでの学習効果は 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 議長の発言許可を得ましたので、早速ですが、通告に基づき、質問に入らせて頂きます。はじめの質問は12月の一般質問を振り返り、質問に入らせて頂きます。

12月の一般質問で「世羅町第2次長期総合計画後期基本計画（案）」に係るアウトライン（輪郭）についてご質問をしたところでございます。

この時には、緊急度や重要度が高い施策、及びまちづくりワークショップの意見などを踏まえて計画を策定すると伺ったところでございます。また、計画の見直し方針にお示しされている、「本町を取り巻く時代の潮流と検討課題の中では、少子高齢化の進行や経済の更なるグローバル化などと共に、デジタル化への対応が必要とのお考えを示されております。私も同様に喫緊の課題と思っており、早期の取り組みを期待しているところでございます。

中でも、デジタル化の推進に当たっては、光ファイバ網の整備が始まります。この整備に合わせた、光ファイバ網の効果発揮が求められていると思うところでございます。

さて、後期基本計画は、前期の基本目標を踏まえた構成になっておりますが、その中の「人づくり」に関する問題点を深堀したいと思っております。「人づくり」での基本的な施策体系は、「生涯学習社会の形成」と「共に生きる地域社会の確立」の2項目で同じ施策体系でございます。その中の「学校教育の充実」についてお伺いします。

学校教育の基本方針にございます、「確かな学力をつける教育」、この現状と課題の分析項目には、ICT（情報通信技術）教育に関する記述がありません。そして、後期計画では「ICT（情報通信技術）を有効に活用するなどして、」と、このような記載にとどまっております。積極的な活用展開の目標が感じられないところでございます。

更に気になるのは、行政のデジタル化の推進と教育現場の取組みにギャップ

が生まれているのではないかと心配するところでございます。児童生徒には、来年度から一人一台のタブレット端末が貸与されます。更に、光ファイバ網が整備されると、通信速度と通信容量がけた外れに大きくなります。今までの授業では実現できなかった、ビデオ会議や海外との交流など、今までの授業では実現できなかった授業内容の幅を広げることができます。

自ずと児童生徒のモチベーションも高まり、楽しみながら効率的な学習ができるものと想像できます。「世羅町第2次長期総合計画後期基本計画」はもうすぐ案が取れ実施に移ります。

そこで、学校教育の充実における「人づくり」では、ICT教育を進めるため、平成26年度から3か年計画でICT機器を整備し、モデル校を指定した、先進的なプログラミング教育が行われ、他の学校への広がりや充実を見せています。具体的な成果や課題も浮かび上がったものと考えます。一人一台のタブレット端末を活用した授業への取り組みが「確かな学力をつける教育」となるのか。様々な角度からお伺いします。

先ず始めに、新たな長期総合計画の5年後、令和7年でございます。これらを見据えた上でご答弁を頂き、学校教育に対する町民の思いや夢を共有したいと考えます。創生総合戦略の方針を、次の点についてお伺いします。

1番目に最初の質問は、学校のICT（情報通信技術）環境整備については、国の第2期教育振興基本計画で「教育の情報化の達成」に必要な予算が計上されており、これを受け、平成26年度～29年度の間に、「教育のIT化（情報技術化）に向けた環境整備4か年計画」が定められております。

更に、新学習指導要領の実施を見据えたICT環境整備が行われております。本町でも、これらの国の施策を受け、先ほど申し上げましたモデル校による先進的なプログラミング教育に関する研究や授業が進められています。この先進的なプログラミング教育の現状と課題について、どのように認識されているのか。

また、これらの現状と課題から後期基本計画期間5年間に取り組むべき学校教育のあるべき姿はどうか。十分な記載内容と言えるのか。お考えをお伺いします。

○教育長（松浦ゆう子） 議長。

○議長（米重典子） 教育長。

○教育長（松浦ゆう子） 「タブレットでの学習効果は」その第1 プログラミング教育についてでございます。藤井議員ご質問のタブレットでの学習効果について、まず国の大きな流れについてお答えをさせて頂きたいという風に思います。

議員ご承知のとおり、平成29年に告示されました新学習指導要領の中で、学習の基盤として情報活用能力が明示されました。一方、本年1月の中央教育審議会答申におきましては、ICTが学習を支える基盤的ツールとして必要不可欠なものであることが明記されております。教育の転換点となる令和3年度は、国の動向を踏まえながら、「令和の日本型教育」の推進をめざして参ります。

それでは、1点目の「モデル校による先進的なプログラミング教育の現状と課題」についてお答えいたします。

モデル校では、これまでのプログラミング教育の実践の検証と改善を行い、授業の質的な向上をめざして参りました。また、これらの取り組みを広く町内の学校に普及し、他校でも各教科等におきまして「プログラミング教育」への取り組みが進むようになりました。

課題といたしましては、児童生徒が端末等を活用して意欲的に学習する一方で、そのことが活動のみにとどまり、各教科等のねらいを十分に達成できるどころまで行き着かない。このような状況も見受けられたところであります。

今後は、モデル校の取り組みの成果と課題を踏まえ、今年度立ち上げました「教育の情報化」推進協議会におきまして方向性を周知し、本町における「プログラミング教育」の質的な向上をさらに図って参ります。

また、「後期基本計画に示した、今後5年間において取り組むべき学校教育のあるべき姿」につきましましては、議員ご指摘のとおり、非常に端的な表現になっております。

しかしながら、冒頭でも述べましたとおり、プログラミング教育をはじめとするICTの活用につきましましては、今後の我が国の教育を進める上での柱の一つとなりうる案件であります。国が目指す今後の学校教育のあるべき姿を踏まえ、「確かな学力」を身に付けさせるための「1人1台端末」を活用した授業

の取り組みなど、ICTの有効活用を重点的に位置づけて取り組むことが、後期基本計画の端的な表現に含まれている、このことを是非ともご理解頂きたいという風に考えております。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 先程の教育長のご答弁の中です、ね、「教育の情報化推進協議会」、これを活用するとありました。プログラミング教育の質的な向上を図る。」とも述べられております。この組織はどのような目的で設置して、どのような組織なのか、お伺いします。

○学校教育課長（脇田啓治） 議長。

○議長（米重典子） 学校教育課長。

○学校教育課長（脇田啓治） それでは藤井議員のほうからご質問頂いた「教育の情報化」推進協議会の目的、あるいは構成員等の具体的な内容についてご説明をいたしたいと思えます。

この教育の情報化推進協議会での目的はですね、各教科等でICTあるいは端末等を効果的に活用した授業の充実をどのように進めて行くか。あるいは教職員が端末等のICT機器を活用してどのように指導していくかという、指導力の向上、またはそれにかかわる環境整備等をしていくことを目的として昨年7月に新たに立ち上げた組織でございます。構成員といたしましては会長及び副会長として小中学校の校長が1名ずつ。それから各学校におりますICT教育推進教師合計7名、それに加えまして教育委員会事務局の担当指導主事が1名という、合計10名の構成となっております。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 頭でっかちな会議にならないようにですね、しっかり下から積み上げた、ボトムアップが機能するような運営に心がけて頂きたいと思えます。

次に、来年度から児童生徒に一人一台のタブレット端末を貸与するに当たります、ね、児童生徒がタブレット端末を適正に管理する、管理できる、こういった体制は整っているのか。

また、学校としては、現行の授業の中でどの枠を使って、どのような活用をお考えなのか、お伺いいたします。

○学校教育課長（脇田啓治） 議長。

○議長（米重典子） 学校教育課長。

○学校教育課長（脇田啓治） 2点目の「児童生徒がタブレット端末を適正に管理する体制は整っているのか」についてお答えします。

タブレット端末を適正に管理する体制につきましては、児童生徒が安心して使用することができるよう、学校教育課において、使用上の注意事項を作成・周知するとともに、各校において情報モラル教育の推進が図られるよう指導して参ります。情報モラル教育につきましては、学校だけでなく、家庭との連携を密に行っていく必要があります。引き続き、保護者への啓発活動も実施し、児童生徒が適正に使用できる環境整備など、体制づくりに努めて参ります。

また、「現行の授業のどの場面でどのような活用を考えているか」というご質問につきましては、いくつかの例を述べさせていただきます。例えば、体育のマット運動の授業では、模範となる動画と自分の動きの動画を見比べることにより、課題を可視化して確かめることができるようになります。

また、各教科において、教師のほうから出された問いに対する答えを話し合う場面では、電子ホワイトボード機能というものを持つアプリケーションを使用することにより、グループの意見をその場で整理し、話し合いを焦点化しやすくなってきております。

更に、発表資料を作成する場面等では、お互いの進捗状況を把握し、学習速度を調整することができるようになっております。

このように、各教科等の特質に応じて、子どもの発達段階を十分に考慮しながら、適切な学習場面で活用することにより、本来ねらいとする資質・能力の育成を今後さらに図って参りたいと考えているところでございます。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） ねらいとする資質、能力の育成というのをしっかり図ってもらいたいと思いますので、次の質問に移ります。

次に質問はですね、そういう意味では的を射ているのかなと思うんですけれ

ど、児童生徒がタブレット端末を使う場合、それぞれ生徒には理解度が異なってくると思います。これは避けられない現実だと思います。理解度をどのようにして把握して、個々への対応につなげられるのか。

また、ICT（情報通信技術）教育の内容というものでございますが、各学年で取り組むべきレベルの設定、また到達レベルの確認、これらで、「だれ一人取り残さない。」ためにも、ICT教育を進める上で最も重要な事だと思います考えます。

各学年及びクラスにおける発達段階に応じた取り組み方は、誰が状況を把握して、どこがこの調整の窓口になるのか、またどのようにして定めるのか。この2点についてお考えをお伺いします。

○学校教育課長（脇田啓治） 議長。

○議長（米重典子） 学校教育課長。

○学校教育課長（脇田啓治） 3点目の理解度はどのように把握し、個々への対応につなげるのかというご質問についてお答えします。

児童生徒の学習の理解度については、教師が持っております端末で把握することができます。また、児童生徒一人一人の学習履歴、これまでどんな学習してきたのかという記録ですが、これはクラウドに保存されて参ります。つまり、教師はこれまでと同様に児童生徒一人一人と適切な関わりを保ちながら、学習履歴を基に個々の理解度や進捗状況を確認することが可能になってきます。その結果に応じて、新たな課題を提示したり、適切な助言や支援を行ったりするなど、一人一人の「個の指導の充実」につなげて参りたいと考えているところでございます。

また、2つ目にご質問頂いた「発達段階に応じた取り組み方、また、誰が状況を把握し、どこが調整の窓口になるか」というご質問につきましては、まずは、各校のICT推進教師が中心となり、各学校の取り組み状況の把握等、校内の実態把握を行って参ります。それを受けて先ほどご説明をさせて頂いた世羅町教育の情報化推進協議会におきまして、各校の状況等を共有し、協議を行ったうえで、児童生徒の発達段階に応じた端末等のICT活用の具体を再度取りまとめ、本町におけるより良い指導法の確立と実践を図って参りたいという風に考えているところでございます。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 本町におけるよりよい指導方法の確立と実践ということでございます。これらを実践するにあたっては、ICT（情報通信技術）教育に係るメリット、デメリット、こういったものがあると思います。メリットの内、ICT教育によるこれまでにない授業のメリットは何か。

また、デメリットを考えた場合、プログラミング教育に関するIT技術を使える人材及び指導者をどうするのか。教職員の過重な負担に繋がらないのか。これらの点をどのようにお考えか、お伺いします。

○学校教育課長（脇田啓治） 議長。

○議長（米重典子） 学校教育課長。

○学校教育課長（脇田啓治） それでは4点目の「ICT教育によるこれまでにない授業のメリットは何か」ということについてお答えします。

まず、メリットといたしましては、教師サイドから見て参りますと、個に応じた指導、一人一人の状況に応じた個に応じた指導の充実ということが挙げられると考えております。

これを児童生徒側から見てみますと、児童生徒一人一人が見通しを立て、学習の状況を把握することで、新たな学習方法を見出し、自ら学び直しや発展的な学習を行いやすくなってくるというメリットがございます。また、自分のペースを大事にしながら、他の児童生徒とともに作成・編集等を行うなどの「協働的な学び」、共に作り上げて行く学び、この質的な向上を図ることができるようになるということも考えております。

次に、「プログラミング教育に関するIT技術を使える人材及び指導者をどうするのか、教職員の過重な負担につながるのではないか」というご質問につきましては、教育の情報化推進協議会において、モデル校の実践を基に、プログラミング教育のねらいを確認し、授業のイメージが明確になるような研修を引き続き実施したいと考えております。各校におけるプログラミング教育の取り組みが計画的かつ組織的に行えるように支援することと合わせて、教員も学校内でお互いに支援し合えるような体制を整えて教職員の過重な負担にならないようにしたいという風に考えているところでございます。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 今までですね、タブレット端末の管理、授業内容、そして、メリット・デメリット、こういった点をお伺いしたわけでございます。児童生徒、教師並びに保護者のですね、タブレット端末に係る情報モラル教育への理解が進めば、自ずとタブレット端末の適正な管理ができるものと考えます。

そこで、近い将来、端末の自宅への持ち帰りはどのようにお考えでしょうか。先生方はですね、よくお家で予習しなさい、復習をしなさいと、こう言って生徒さんを指導するわけです。例えば今回のタブレット端末を持つことによってですね、生徒さんは学校で学んだ保存データ、こういったものを自宅に取り出すことも可能になると思います。こういった場合、先生から指導されてことを繰り返し自宅で勉強することができるようになります。こうすることによってノートを取って帰るよりは、もっとすぐれた理解が進むものではないかと考えるところでございます。こういったことを踏まえると、どのタイミングでこの自宅へ持ち帰りができるという取り組みが可能なのでしょうか、お伺いします。

○学校教育課長（脇田啓治） 議長。

○議長（米重典子） 学校教育課長。

○学校教育課長（脇田啓治） 議員からご質問頂きました来年度から導入されるひとり1台端末を自宅へ持ち帰らせるタイミングと言いますか時期はいつかというご質問だと思いますが、議員ご指摘のとおりですね、家庭学習でも端末等を有効に活用することによって授業でやったことを家庭でも繰り返し学習できる。そのことによって児童生徒の学力の定着であるとか、あるいは学びの深まり、こういったことに効果的だという認識は十分に持っているところでございます。ただしかしながらですね、現在、いくつかの課題への対応というのを余儀なくされているところであります。大きく3点ございますが、1点目は、もうすでに現在進めているところではあるんですが、端末等使用する上での細かい使用上のルールづくり、このことがまずは1点目でございます。

2点目につきましてははすべての家庭に持ち帰らせて活用するということはす

すべての児童生徒が家庭で利用できるような環境を整備していくということもございまして、必要となってくるので、家庭のインターネット環境の整備等も行っていかなければならない。

3点目につきましては持ち帰って使用した場合の通信使用料の問題。こういった大きな3点の問題がございまして。これらの課題について現在も学校教育課内で早急に協議を進めているところではございますが、関係課とも協議をこれから進めていく中でですね、具体的に今の段階でいつという具体的な時期を申し上げることがなかなかむずかしい状況ではあるんですが、適切な時期を見極めて自宅への持ち帰りということを対応していきたいという風に考えておるところでございまして。またなお、今年度当初のような長期にわたる休業が起り得たような場合にはですね、これは子ども達の学びを保障するという観点からも随時端末等の持ち帰りをして頂くということは想定をしていることではございます。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） できるだけ早くですね、いつまでも学校の机のなかで眠るとということのないように、せつかくのICT技術をですね、しっかり身につけるようにしてもらいたいと思います。とりわけ子ども達は学校教育よりも家庭でICTは使い慣れておりますのでその分、十分理解して頂きたいと思えます。

次に行きます。次にIT（情報技術）の進展は、これからの時代に求められる教育を大きく変えるものと期待しております。ICT（情報通信技術）が持つ特性や強みとしては、多様な情報を大量に収集、整理、分析することができ、図やグラフの作成など、学習ニーズに応じた対応と授業が可能なこと、これらの作業に要する時間が短縮できること、情報が共有できることなどが考えられます。

タブレット端末を活用することで、これからの学校教育はどのように変わり、子ども達にどのような変化を期待しているのか、お伺いします。

○学校教育課長（脇田啓治） 議長。

○議長（米重典子） 学校教育課長。

○学校教育課長（脇田啓治） お答えいたします。5点目の「タブレット端末を活用することで、これからの学校教育はどのように変わり、子ども達にどのような変化を期待しているか」についてお答えします。

タブレット端末等を含むICTを活用することは、冒頭教育長のほうも申しましたように、学習を支える基盤となる情報活用能力を育成していくということにつながります。またその情報活用能力を育成するということは、子ども達一人一人が情報を自分から進んで捉えながら、何が重要かを自分で考え、見つけた情報を活用しながら他者と、他の者と協働して、学びに向かう力を育てることができるということが言えます。

少し言い換えますと、児童生徒一人一人が、自ら課題を見付け、さまざまな他者と協働しながら課題を解決し、新たな課題解決に挑戦しようと進んで学習に取り組む資質・能力を身に付けることが可能になります。そのことはすなわち、来年度から中学校でも全面実施となります新学習指導要領に示されている「主体的・対話的で深い学び」の実現につながって参ります。

教育委員会といたしましては、このような授業を通して、これからの変化の激しい時代をたくましく生き抜くための資質・能力を、子ども達に身に付けさせたいと考えているところでございます。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） ちょっと注釈お願いしたいんですけれども、この「予測困難な時代をたくましく生き抜く資質・能力を付ける。」と、こういうことでございます。

このICTの活用によってですね、子ども達がさまざまな集団を通して学ぶ「個別最適な学び」、それと「協働的な学び」が一層豊かに深まるものと考えます。これらの実現に向けた授業の改善、これらについてはどのようにお考えでしょうか、お伺いします。

○学校教育課長（脇田啓治） 議長。

○議長（米重典子） 学校教育課長。

○学校教育課長（脇田啓治） 先程の答弁の最後の部分、たくましく生き抜く資質・能力に係わる授業改善についてのご質問ということと捉えております

が、冒頭の教育長の答弁の中にもありました令和の日本型学校教育、このなかで、今後の時代を生きて行く子ども達に求められる力として具体的に挙げられておりますのが、文章の意味を正確に理解する読解力。自分で考えて表現する力、児童生徒同士が知識やアイデアを共有して、新しい答えや納得できる答えを生み出す力などが挙げられております。令和の日本型教育の文言そのままではなく少し言葉を変えて今、ご説明させて頂いたところなんです、これらの資質・能力、力を育成することに向けては先ほどの答申においては、新学習指導要領の着実な実施がもっとも重要であるという風にされております。現在もこれまでもですね、主体的対話的で深い学びの実現に向けた授業改善、これを進めてきているところではございますが、今後一層ですね、更に主体的で対話的で深い学びの実現をめざす授業改善、このために、先程申し上げたような力、最初に申し上げた3つの力をですね、念頭におきながらこれからICTも活用しながら、授業改善に取り組んでいきたいという風に考えているところでございます。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 次の質問に移ります。12月の一般質問に於いて、後期基本計画の施策体系をお伺いしたところ、ソサエティ5.0を実現するため、情報化に関する取り組みをデジタル化への取り組みに改めると、こういう風なご答弁を頂きました。

ソサエティ5.0で実現する社会とは、これ調べますと「IoT（モノのインターネット）で全ての人とモノがつながり、AI（人工知能）により必要な情報が必要な時に提供されるようになり、ロボットや自動走行車などの技術で、少子高齢化、地方の過疎化、貧富の格差などの課題が克服されます。」このような表現でございました。このソサエティ5.0時代の到来に対応し、教師の情報活用能力などの向上が一層重要となるのではないのでしょうか。そこには、教師のICT活用指導力の向上や多様な知識や経験を持つ人材の登用、或いは教員免許を持つ者の再就職など、教師の人材確保が課題と思います。

専門性の高まりに対応した人材確保をどのようにお考えなのか、お伺いします。

○学校教育課長（脇田啓治） 議長。

○議長（米重典子） 学校教育課長。

○学校教育課長（脇田啓治） 6点目の「教師の専門性の高まりに対応した人材確保をどのように考えているのか」についてお答えします。

本町におきましては、まずは人材育成を意図的・計画的に進めて参りたいと考えているところでございます。何度も出てきますが、教育の情報化推進協議会において、「教師の ICT 活用指導力向上のステップ」を指標として定め、育成すべき ICT 活用指導力を明確にしたところであります。この指標に基づき、各校の ICT 推進教師が、所属校において校内研修のリーダーを担えるよう、広島県教育委員会の指導主事等を講師として招聘するなどして、研修内容の充実をさせて参りたいと考えているところでございます。

また、ICT 推進教師が、所属校において力を発揮できるよう、世羅町教育委員会としても各校の研修を支援し、研修内容の充実を図って参りたいと考えているところでございます。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） ちょっと同様な質問になりますが、次に参ります。次に中央教育審議会では、「社会の在り方が劇的に変わるソサエティ 5.0 時代の到来」を掲げた答申を行っております。その手段は、「新学習指導要領の着実な実施と ICT（情報通信技術）の活用」と言われております。新学習指導要領は、小学校では既に実施がされ、先程のご答弁のように4月からは中学校も全面実施となります。

外国語教育やプログラミング教育の充実を進め、主体的な学び、子ども同士が力を合わせたり、地域の人との対話など自分の考えを広げ・深める学びなど、ご答弁の「主体的・対話的で深い学び」がキーワードになるものと思います。

コロナウイルス感染症への対応から新しい生活様式が求められ、この先も同じような対応が必要となって来るものと思われまます。このような環境では、新学習指導要領の実施が難しいのではと心配もしております。

授業でのグループワークを控えたり、地域の人との交流を中止するなど、気

づかないところで影響が出ているのではないのでしょうか。

周りの人と共に考え、豊かな発想が生まれる授業や、家庭や地域での経験を学校生活に活かす学習が大変重要と思います。

コロナ禍の中での取り組みのお考えをお伺いいたします。

○学校教育課長（脇田啓治） 議長。

○議長（米重典子） 学校教育課長。

○学校教育課長（脇田啓治） 7点目の「コロナ禍における豊かな発想が生まれる授業の工夫や家庭や地域での経験を活かす学習」についてお答えします。

現在のコロナ禍におきましても、小中学校では、感染症対策を講じながら様々な教育活動に取り組んでおります。例えば、豊かな発想を生む授業づくりのための話し合い等を行う際は、席の配置を工夫し、ホワイトボードに自分の考えを書き込んで、自分の考えたことを可視化、見えるようにするなどの工夫を行っております。

また、校外での社会見学等につきましても、世羅町外ではなく世羅町内の施設を利用して行ったり、地域の方をゲストティーチャーとしてお招きして学習活動を行ったりしており、状況に応じて、新たな学びを創出しております。こうした取り組みについては今後も継続していく所存でございます。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 次の質問に移ります。これも以前の一般質問でお伺いしたところでございます。

「地域文化の伝承教育は」という質問をしたことを覚えております。このことは、後期実施計画におきましても「郷土への誇りと国際感覚を持った人材を育てる教育の推進」として謳っておられます。

この時のご答弁でも、「小中学校では発達段階に合わせながら、繰り返し地域の自然や文化財に触れる機会を設けている。また、これらの取り組みを継承、充実させる。」とお聞きしたところでございます。

学校現場へのデジタル化の波がどのように押し寄せようとも、生まれ育った郷土を知り、郷土愛を育むための教育を今まで同様に推進して頂きたいと願っております。ICT教育を受けた感性豊かな子ども達がソサエティ5.0を

活かすことで、町の未来が拓けることを期待しており、お考えをお伺いします。

○学校教育課長（脇田啓治） 議長。

○議長（米重典子） 学校教育課長。

○学校教育課長（脇田啓治） 8点目の「生まれ育った郷土を知り、郷土愛を育むための教育の推進に対する考え」についてお答えします。

教育長が冒頭で述べました中央教育審議会答申では、議員ご指摘のとおり、「ICTは、これからの学校教育に必要な不可欠なものであり、基盤的なツール、道具として最大限活用していく必要があるが、その活用自体、ICTを活用すること自体が目的でないことに留意する必要がある。」と示されております。

また、義務教育段階で実現を目指す学びの姿として、「様々な体験活動、地域の資源を活用した教育活動などを通じ、身近な地域の魅力や課題などを知り、地域の構成員の一人としての意識を育む」ことが明記されているところがあります。

本町がこれまで行ってきました「ふるさと学習」の取り組みを継承・充実させるためのツール、道具として、調べ学習や協働作業にICTを効果的に活用しながら、主体的に課題を解決する中で、郷土世羅への誇りと国際感覚をもった人材を育成することができるよう、引き続き「ふるさと学習」、地域の方とふれあいながら学んでいく学習の機会というのを、ものの質的な向上に努めて参りたいと考えているところでございます。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 終わりに、もう1点お伺いしたいと思います。最初のご答弁です、ね、「教育の転換点となる令和3年度は、国の動向を踏まえながら、令和の日本型教育」、ご答弁の中でも何度か言葉が使われております。「これらの推進を目指す。」と発言がありました。

これまでの学校教育を私なりに思うと、知識の暗記力重視、同じことを求める「同調主義」や、学校・教師への過度な依存などが思い浮かびます。

これらは、頑張る教師の献身的な努力によって支えられてきたのではないかと考えます。

新たな動きとして、「令和の日本型教育」の姿とはどのようなものか、改めて、具体的な取り組みをお伺いします。

○教育長（松浦ゆう子） 議長。

○議長（米重典子） 教育長。

○教育長（松浦ゆう子） お答えをいたします。冒頭で今私たちはまさに教育の転換点にあると、このように申したところでございます。ひとつは新学習指導要領、小学校そして次年度は中学校の全面実施に当たります。またたびたび本日出て参りました中央教育審議会の新たな答申が出されたところであります。そして3つ目は広島県が推し進めます学びの変革、これの質の向上、これを令和3年度から新たな方向性へと向かいます。そして4点目がGIGAスクール構想の実現に伴うひとり1台の端末の導入であります。こういう時代を踏まえまして、私たちはどのような子ども達を育てていかななくてはならないのか。今現在、小中学校の子ども達が成長しましたときに本当に先行きが不透明な、たとえばAIが非常な勢いで発達をいたします。そのように先行きが不透明な時代をたくましく生きていく力をつけなくてはなりません。たとえば今回のコロナ禍であります、誰がこのような事態が起きることを想定したでしょうか。

実際にただ頭の上を通り過ぎるのをじっとして待っていただけではありません。ウイルスについての解明を急ぎ、そして感染対策をし、このような状況の中でも、成すべきものを成す。このように私たちは国を挙げて取りくんできたという風に思います。子ども達もまさにそのような人材として育ててほしいという風に思っているところであります。人から言われたことをただ黙々とやるだけではない。自ら課題を発見し、そして解決の術を知り。そして行動に移して行く。これが令和型の日本学校教育であろうという風に思っております。この言葉でございますけれども、これは決して目新しいものではない、今回告示されました指導要領より具体化し、補完する内容のものであるということを改めて申し添えておきたいと思っております。

ただ一方、時代が変れば新しい教育を進めて行かざるを得ない状況があります。しかしながらその一方で私たちが長年にわたって培ってきました教育の根幹をなす人の心を育てるというところ、特にふるさと学習等々はその最たるも

のであります。ふるさとを思い、そしてふるさとを慈しみ、そしてこの世羅に生まれたことを誇りに思う。一方でこのような喜びを感じ取れる人材の育成を進めていきたいと、このように思っているところであります。ＩＣをどのように生かして使うか、これはまさに教育の世界に今、試されているところであります。前向きに積極的に取り組んで参ります。

○議長（米重典子）　ここで休憩といたします。再開は２時４５分といたします。

休　　憩　　１４時２８分  
再　　開　　１４時４５分

○議長（米重典子）　休憩を閉じて会議を再開いたします。７番　藤井照憲議員の一般質問を引き続き行います。

次に　実現すべき町の未来像を明らかに　７番　藤井照憲議員。

○７番（藤井照憲）　２項目目は、新たに策定される「都市計画マスタープラン」の計画策定の背景と目的、計画の役割、計画の位置づけなどをお伺いします。

この質問は、先の１２月定例会で「地域公共交通の新展開は？」と題して、「都市計画マスタープラン」の平成２３年（２０１１）から令和２年（２０２０）の１０年間の現状と課題認識を何うと共に、次期計画策定へ盛り込むべき将来ビジョンをお聞きしたところでございます。

取り分け、経済を動かす交通網整備は、計画の中心に位置づけられ、計画の果たす役割や地域の活力を生み出す計画的な行政主導の効果は、図り知れないものがあると認識しております。

１２月の質問時には、「住民アンケート調査や職員ワークショップなどの最中で、計画策定中とのご答弁があったと記憶しております。この時の答弁のたたき台素案から３月の策定までの期間は、非常に短い訳でございますが、概要は固まりつつあるものと改めてお伺いします。

この先、住民の意見募集（パブリックコメント）や最終的な中身の検討を行う「都市計画審議会」が控えているものと考えております。

都市計画マスタープランは、10年に1度と言わず、変更が生じた都度、「都市計画審議会」に諮問することで、変更内容に応じた計画の実現が図られるべきものと考えます。このようにすることで、計画自体の住民周知が促進され、計画への関心が高まるものと考えるところでございます。

そこで、新たに策定される「都市計画マスタープラン」について、次の点についてお伺いします。

まず始めに、「都市計画マスタープラン」は、町の独自の都市づくりに関する将来ビジョンを住民と共有しながら、その実現に向けた方策を明確にするものと考えております。

平成23年（2011）3月に策定してから10年が経過するところでございます。その間、人口減少や少子高齢化が進み、過疎化も急速に進んでいます。次期計画の見直しすべき背景と、土地利用の動向をどのように捉え、計画に位置付けようとされているのか、2点のお考えをお伺いします。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） それでは7番 藤井照憲議員の2項目目、実現すべき町の未来像を明らかにの質問にお答えさせていただきます。

議員おっしゃられますように、現状都市計画マスタープラン策定の終盤に入りました。本年度についてはさまざまな計画づくりが目白押しでございます。多くの審議会等にかける中でですね、今後の将来の世羅町を占うさまざまな事業展開を進めていくようにしているところでございます。こういった計画を作ることによりまして町の機運醸成はもとより国・県の支援をしっかりと受けられるということになるかと思えます。その中でも重要な都市計画マスタープラン、この点につきましては先ほど議員おっしゃられますように、作ったからおしまいというのではなく、随時見直し、また検証を行ないながら進めていくべきであろうと捉えているところでございます。

今回、計画見直しの背景と土地利用についてのご質問でございますが、どのように計画にそれを位置付けていくのかというご質問でございます。まず初めにご質問頂きますこの策定にあたっての見直しすべき背景につきましては、議員のご指摘のとおり、人口減少、少子高齢化や過疎化に加え、平成30年7月豪

雨をはじめとした災害による町民の防災意識の高まりであったり、尾道松江線の全線開通によります道路ネットワークの充実、そして現状新型コロナウイルス感染症の拡大など、本町を取り巻く環境にはここ10年で大きく変化をしてくれているものと捉えております。上位計画でございます世羅町第2次長期総合計画、備後圏の都市計画区域マスタープランの策定によりまして、次の10年のまちづくりの方策が示されており、これらに即する都市計画マスタープランの見直しを行っているところでございます。

次に、土地利用の動向をどのように捉え計画に位置付けようとしているのかにつきましては、幹線道路でございます国道432号バイパス沿いは、大規模商業店舗が立地するなど市街地の拡大が見られますが、周辺には農地や未利用地も混在し、低密度な市街地ともなっております。

一方、既存の商業地域では空き店舗が増加し、通りの衰退や世帯減少、空き家の増加などの問題が発生しているところでございます。

こうした状況を踏まえ、本プランにおきましては、集約型の都市的土地利用を高め、自然災害に強い土地利用を目指すことが重要と捉えております。暮らしを支える生活交通の充実やまちなかの観光振興を図りつつ、市街地、生活基盤を堅持し、町全体の永続と発展を図ることとしているところでございます。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 次の質問です。次に、町の産業構造をどのように誘導するのかの点についてお伺いします。」

都市計画マスタープラン」上では、土地利用計画を地区別での位置づけがなされております。特に、製造業や商業及び観光の土地利用における課題や問題点の事例をお伺いします。

○建設課長（福本宏道） 議長。

○議長（米重典子） 建設課長。

○建設課長（福本宏道） それでは藤井議員ご質問の町の産業構造をどのように誘導するかのご質問にお答えします。

本プランにおきましては、議員がおっしゃったように土地利用につきまして、住居系地区、商業・業務系地区、工業系地区、産業誘導地区、既存集落地

区、農業・森林地区の6つの利用形態に区分しているところでございます。

土地利用における大きなトラブルは今のところ把握しておりませんが、設定しております地区や指定された用途地域に秩序ある土地利用の規制や誘導を図ることとしております。

ただし、街並みの変化や、町全体の成長は、景気や地域動態など、さまざまな要素から影響を受けます。中長期で見た場合の整合性について差異が生じた場合は、適切に調整を行っていくことも重要であると認識をしているところでございます。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） デビュー戦のご答弁ありがとうございます。引き続きです、町の建設というものにしっかり取り組んで頂きたいと思っております。

次にご説明にあった土地利用の中でですね、ここを見直したいという、こんなポイントがあればお願いいたします。

○建設課長（福本宏道） 議長。

○議長（米重典子） 建設課長。

○建設課長（福本宏道） お答えします。見直しを行う際のポイントとしましては、前プラン策定からこの10年間で尾道松江線が全線開通したことを踏まえた見直し、また広島空港民営化のスタート年となることも踏まえ広島空港と世羅町に密接なつながりをもたらすフライトロード整備推進を明確にしていくことを大きなポイントとして位置付けているところでございます。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 次の質問に入ります。次に、町の将来像について、まちづくりを施策展開していく上での、基本方針をお伺いします。

また、町が目指す都市構造上の機能を特化する拠点について、中心的な役割りをどのように位置づけするのか。これらの拠点を結ぶ道路網と広域連携に係る交通基盤の位置づけに関するお考えの3点お伺いします。

○建設課長（福本宏道） 議長。

○議長（米重典子） 建設課長。

○建設課長（福本宏道） まちづくりの基本方針と拠点の中心的な取り組みの位置づけ、拠点を結ぶ道路網と広域連携の交通基盤の位置づけについてのご質問にお答えします。

初めに、まちづくりの基本方針につきましては、キャッチフレーズとして「いつまでも住み続けたい日本一の農村都市せら」を実現するための、5つの基本方針を定めて参ります。

一つ目は、健康で安心して暮らせる町であること。

二つ目は、安全で快適に暮らせる町であること。

三つめは、地域の活力を支える交通と産業基盤の確立を目指すこと。

四つ目は、歴史・文化を次世代に継承し、地球環境にやさしい地域風土の保全・創出を図ること。

五つ目は、拠点機能の強化・集約化を図り、効果・効率的な農村都市経営を実践することとしております。

次に、都市構造上の機能を特化する拠点の中心的な取り組みと拠点を結ぶ道路網と広域連携の基盤の位置づけについてのご質問にお答えします。

本プランにおいては、都市機能などの集積を特化する拠点としまして、役場本庁舎や病院等の拠点施設や商業施設が集積する地区を中心拠点として位置づけ、本町の玄関口にふさわしい中心拠点の形成を図ることとしております。また、せらにし支所周辺を西部拠点として位置づけ、生活環境や日常生活に必要なサービス機能を堅持し、西部拠点の形成を図ることとしております。世羅インターチェンジ周辺地区を新産業拠点として引き続き位置づけ、広域幹線道路の結節機能を活かし、町内企業や進出企業が集積する新たな産業拠点の創出を図ることのできる区域としております。道の駅世羅を情報・交通拠点として位置づけ、幹線道路との接続強化により、広域バスなどの公共交通や情報発信の堅持、向上を進めて参りたいと考えているところでございます。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 次の質問に参ります。世羅町を主要地方道と国道だけを書いた場合ですね、南北でも3本、東西でも3本、こういった道路網が整備されておらず、俗に言う井桁状の整備がなされておる。これに加えて先ほどの

ご答弁でもございましたけど、瀬戸内と山陰を結ぶ高速道路の尾道松江線が通り、更には、計画路線ではありますけれど、三原市大和町から世羅 I C 間の広島中央フライトロードが予定されております。道路環境の整備は着々と進んでおり、この道路網を活かした「仕事場の確保」、これらが求められていると思っております。

特に世羅 I C 周辺は新産業拠点として、又は物流拠点としてこれらの立地条件を満たしているものと思いますが、産業、雇用の振興を「都市計画マスタープラン」へどのように位置づけされるのか、その根拠を合わせてお伺いします。

○建設課長（福本宏道） 議長。

○議長（米重典子） 建設課長。

○建設課長（福本宏道） それでは本計画における産業・雇用の振興の位置づけについてのご質問にお答えします。

本町の道路は、議員ご質問のとおり、広域幹線道路である尾道松江線をはじめ、地域幹線道路の国道 184 号、国道 432 号や主要地方道世羅甲田線などにより、既に広域ネットワークが構築されてきているところです。よって、尾道松江線の世羅インターチェンジ周辺地区を新産業拠点として位置付け、この道路網を活かした産業・雇用の振興を大きく期待する地区とするところです。新たな産業団地の整備の必要性について、今後の需要に注視しながら検討する必要があると考えているところです。

更に、本町と広島空港や広島市へのアクセスをさらに向上するための広島中央フライトロードについては、引き続き関係機関に早期の整備を力強く要請し、山陰と山陽そして空路を結ぶ交通の要衝として世羅町が位置するよう、取り組んで参りたいと考えております。

○7 番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7 番 藤井照憲議員。

○7 番（藤井照憲） 次の質問に参ります。次に、地域を活かすためには、都市計画区域への都市機能の集積と農林業を主体とする周辺地域との均衡ある発展が求められております。

周辺部の町民も中心部の町民と同様のサービスが享受できなければ、折角の

マスタープランが台無しになるのではないのでしょうか。中心市街地では計画的なまちづくりを進め、周辺部では小さな拠点づくりと地域内交通の確保が重要となってくるものと考えます。

町民の誰もが等しく安心・安全な暮らしができる環境の整備が必要と思いますが、お考えをお伺いします。

○建設課長（福本宏道） 議長。

○議長（米重典子） 建設課長。

○建設課長（福本宏道） 都市計画区域への都市機能の集積と周辺地域との均衡ある発展についてのご質問にお答えします。

都市計画マスタープランは、都市計画に関する基本的な方針を定めるものとされているところですが、本町における都市計画区域は、町全体の5.3%にとどまっているところです。よって、本町の多くは都市計画区域外となっておりますが、都市計画区域の内外に関わらず、それぞれの役割を担いながら発展する必要があると考え、本プランにおいては、都市計画区域を計画対象の中心としつつ、町全域を計画対象としております。

市街地や市街地周辺地域以外の地域につきましては、自然共生地域として位置づけ、まちを支える農業生産地としての機能を高めていくとともに、既存集落地での定住や自治センターを中心として活力と持続性のある小さな拠点の充実を進めることとしております。

また、小さな拠点どうし、中心拠点や西部拠点との移動が容易となる交通システムを検討し、円滑な拠点間移動により皆様が等しく安心安全な暮らしができる環境となるよう、取り組んで参りたいと考えているところでございます。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 次の質問に参ります。次に、冒頭でも述べさせて頂きましたが、町民の皆様といっしょに「都市計画マスタープラン」に掲げるまちづくりの実現に取り組まなくてはならないと思います。

住民と行政と事業者が適切な距離感と役割を分担し、共同のまちづくりを推進しなければ実現しないのではないのでしょうか。協働のまちづくりのポイントをどのように考えておられるのか、お伺いします。

また、マスタープランに対する町民の理解を増すためには、10年に一度と言わず、変更が生じた場合には、適宜・適切に都市計画審議会を開催して、まちづくりへの参加を促してはどうかと思いますが、お考えをお伺いします。

○建設課長（福本宏道） 議長。

○議長（米重典子） 建設課長。

○建設課長（福本宏道） 協働のまちづくりのポイントと都市計画審議会の開催のご質問についてお答えします。

まず、協働のまちづくりのポイントにつきましては、自助・共助・公助を3原則とし、それぞれがそれぞれの立場において適切に役割を果たしていくことが重要であると考えております。適切な情報提供や役割分担により町民が参加していただけるまちづくりを基本として努めて参ります。

次に、都市計画審議会の開催につきましては、平成23年に策定された都市計画マスタープランは、この10年間、さまざまな環境の変化がございましたが、都市計画マスタープランを審議する場である都市計画審議会の開催には至っておりませんでした。この経緯を踏まえるとともに、議員ご指摘のとおり、今後は、プランの進捗状況の確認や、環境の変化などによるプランの見直しなど、必要に応じてその都度、都市計画審議会を開催することにより、ご意見を頂く機会を設け、皆様の参加によるまちづくりと都市計画マスタープランの一層の周知に取り組むよう努めて参ります。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） りっぱなデビュー戦であったと思います。前のほうですすね、私の目線が再々合う副町長のほうからもひと言頂きたいと思うんですが、要はこの都市計画マスタープランを作成して、実際実施に移す際、どこが、どこがと言うよりもどういう方向を持ってすすね、この実現の可能性を高めていく、こういったことをお考えかお伺いしたいと思います。

○副町長（金廣隆徳） 議長。

○議長（米重典子） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） それでは7番 藤井議員からのご質問にお答えをさせていただきます。議員この質問にて各ポイントでおっしゃられておりますことは、

非常にご示唆を頂いておる内容に富んだものと承知を、受け止めをさせて頂いているところでございます。その中で今、ご質問頂きましたのは、この後この都市計画マスタープランを進めていく上でその一番大きなポイントとして何を捉えておるかというところで受け止めをさせて頂いたところでございます。

先ほど来特に、結びのご質問で頂いたところですが、都市計画マスタープラン10年に一度策定となっておりまして、現在その策定を最終段階に入っているところでございます。行政におきましては、多くの計画を持ち合わせております。それは5年に1度、10年に1度と言った形で策定をしているところでございます。その計画は数10ページにわたる大きなボリュームのあるものでございまして、多岐にわたるとともに、詳細はかなり複雑な内容でもございます。その部分を多くの皆様にわかりやすく伝えるためには、細かな事業内容はもとよりですが、それ以上に町が向いていく方向性をわかりやすく伝えていくことが重要な点だろうと受け止めておるところでございます。したがって今度今年度、令和2年度におきまして都市計画マスタープランを作成して参りますが、その後は概略版なり配布をさせて頂く。そしてホームページにもわかりやすく掲載させて頂く等、これからのまちづくりの大きな姿を皆様方にお知り頂くところからまず始め、これから10年、またご指摘頂きますように状況が変わった中では、適時都市計画審議会等にお諮りをさせて頂きながら進めて参りたいと考えているところでございます。わかりやすく町の進むべき姿をお示しをして参りたいと、そのように考えております。

○議長（米重典子） 以上で、7番 藤井 照憲議員 の一般質問を終わります。

次に 光ファイバ網整備で町の更なる活性化を 10番 久保 正道議員。

○10番（久保正道） 議長に発言の許可を頂きましたので通告に基づき一般質問をさせて頂きます。光ファイバ網整備で町の更なる活性化をということでご質問させて頂きます。

昨年、新型コロナウイルスが、全世界で猛威を振るって人々の生命や健康を脅かし、加えて企業経営や、労働者の生活をも奪い不安の中での生活環境を強いられた状況となりました。

このことによりコロナによって命を奪われた方、健康を脅かされた方々にご冥福とお見舞いを申し上げたいと思います。また医療関係者、高齢者の介護施設、それから企業関係者、さまざまな国民の方々に、町民の方々に生活環境が変わったことで皆さんに非常に我慢をして頂いたことにご協力に感謝を申し上げます。

3密を避けて生活をする中で、国は経済界に対して在宅勤務の意向を要請し企業の働き方改革が進められ、今後においても在宅勤務・インターネットによるリモート会議などが更に加速する状況になると想定されます。国は、新型コロナ対策として光ファイバ網整備の補助金を前倒しをし、世羅町も令和5年度に計画していた光ファイバ網整備事業を令和2年度に実施する計画により昨年11月に補正予算を行い、約24億円の予算により整備をする予定であると説明を受け、議会の全員賛成で議決決定したところであります。

整備されることにより、世羅町のまちづくりの活性化の礎になることを期待するものであります。そこで、次の項目について町長に今後のまちづくりについてのお考えをお伺います。

1番目として、光ファイバ網整備を行う目的と、整備期間はいつまでなのか。既に全員協議会とか特別委員会で説明を受けておりますが、住民の方々がまだご承知ないと思いますので、この質問の場を持って皆さんに周知、そしてまた理解をして頂きたいと思うので今回質問させて頂きました。

○町長（奥田正和） 議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 10番 久保正道議員の「光ファイバ網整備で町の更なる活性化を」についてのご質問にお答えさせて頂きます。

冒頭議員申されましたように、現状コロナウイルスにつきましてはほんと皆様方にご協力を頂きほんとありがたく思っております。このたび計画を前倒し、かなり前倒しをさせて頂きましたけれども、光ファイバの全域への布設でございまして。このことによる目的等についてご質問頂いておりますけれども、まず町民の方への周知の部分についてはですね、さまざまな媒体を使って行いたいとは思っておりますけれども、現状、インターネット等活用されているさまざまな方からですね、ご要望はもう以前よりたくさん寄せられてきておった

ところでございます。

特に事業されている方についてはですね、早くできないかと、いつできるんかというような声も頂きましたし、若い方については以前から wi-fi 環境もいろいろと進めてきましたけれども、やはり家庭内においても高速通信網があることによってさまざまな事業展開、特に今回コロナ禍でありましたテレワークといったもの、そしてまたさまざまな動画等の配信受信、そういったところですね、可能になるということで、いち早くほんと進めて行きたいという考えでございます。

今回の整備を行う目的というものでございますけれども、これは ICT インフラ整備による地域間での情報格差の是正、また地域の活性化という部分において寄与するという風に思っております。様々な分野におけるデジタル化を推進ということでございますけれども、これまでも新聞等やテレビ等でもいろいろやっております。オンラインによるさまざまな手続き、特に行政サービスについても今後、脱ハンコというようなものもありますけれども、進んでいくものと思っておりますし、また様々な申請以外にもですね、情報の受配信についてはほんとかなり期待できるものと思っております。これは世羅町どの地域に住まいしてもですね、どの地域に事業しても整っていくということでございます。それと地域課題解決の中では、特に医療に関する、介護に関するものにも寄与していくものと思っております。そういった環境が整っていない地域では、今日の新聞でしたか、車にそういった受信するようなシステムを積んで当家までお伺いして、医者、また看護師等による訪問的なものも載ってございました。世羅町においてはその当家にそういったものが措置されていればですね、そういった配線をうまく活用してのことも可能になってくるということでございます。それと合わせて特に現状は安否確認等にもつながっていくというようなこともありますし、都会にお住まいの方、また遠方にお住まいの方等々ですね、気軽にお話しができるような、そういったシステムも構築していただけるようになればという風に感じているところでございます。

それと整備期間につきましては、これまでも申し上げておりますけれども、令和 2 年度において設計等行い、このたびですね、入札等へ準備を進めて閲覧等も行っているところでございます。早急にこの入札して頂きますと、令和 3

年度中にはですね、事業を進めて頂き、現状申し込み頂いた方すべてにそういった措置できればという風に考えてございます。現状回線を持って頂いている方についてはですね、早急に更新の契約等も行っていく必要があろうと思えます。これはプランニング、さまざまに料金体系等も今、考えているところでございますので、そういったところを合わせて周知をし、加入促進を進めていければという風に考えてございます。これについてはケーブルテレビを布設したときにもですね、そういう取り組みを行ってきたということでございますので、この期間中にですね、ご契約を頂くことをお願いしていければと思えます。その後、令和4年度につきましては、既設の同軸配線しているものをですね、撤去する必要があるございますので、今、線を共架している、いわゆる配線している部分も2重にかけることになろうかと思えます。これをいち早く令和4年度で不用となりますので、かなり金額も多く金額を使うことにもなりますけれども、こういった国の支援をしっかりと受けながらですね、令和4年度中には同軸ケーブルの撤去を行っていくという段階になろうかと思えます。望まれているこの光ファイバ網整備はですね、とにかくこの期間内で確実に薦めて行こうというものでございます。

○議長（米重典子） 10番 久保正道議員。

○10番（久保正道） 光ファイバ網整備の目的については町長が先ほど答弁された通りだと考えております。県内で光ファイバ網を今後整備していくところが北広島町と世羅町のみとなっている状況を考えると、1日でも早い整備を進めることが求められていると思えます。

そこで光ファイバ網整備を住民の方に説明していく必要があると思えます。普及拡大ということでですね、そういうことをどのように今後進められていくか。説明されていくか。このことをお伺いたします。

○企画課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（道添 毅） お答え申し上げます。住民等への説明につきましては現時点の予定ではございますけれども、本年5月からですね、加入促進も含めて、説明を各地区において開催をしていきたいという風に考えております。その中でできるだけわかりやすく、そして手続き等につきましても丁寧にご説

明申し上げたいという風に考えております。そのほかケーブルテレビ等の媒体も活用する中で、しっかり周知に努めて参りたいと考えております。

○10番（久保正道） はい。

○議長（米重典子） 10番 久保正道議員。

○10番（久保正道） この光ファイバ網整備をするにあたってですね、今までケーブルテレビを引いておられない家庭、ここの家庭がですね、たとえばケーブルテレビによっていろんな行政からのお知らせ事項、そういったものが伝わりにくい、伝わっていないという状況もあると思うんですね。そういうことで、普及拡大を更に進めて頂いて、町行政のですね、考え方、あるいはお知らせ事項、そういったものをですね、確実に早期に広がるように進めて頂ければと思います。

2番目に、整備にかかる費用の財源と、これは24億円余りですが、世羅町の将来負担額、これがどれくらいになるのか。予定額をお示し頂きたいと思えます。

○企画課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（道添 毅） お答え申し上げます。2点目のご質問の前に、先程の加入促進についてはですね、しっかり周知、そして加入者増に向けた取り組みを進めて参りたいと考えております。

2点目の「整備に掛かる費用の財源と世羅町の将来負担予定額は」のご質問にお答えします。

2月末時点における光ファイバ整備にかかる事業費は19.8億円で、財源につきましては、国の無線システム普及支援事業費等補助金が約3.5億円、広島県情報通信基盤整備事業費補助金が約4.6億円、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金が約3.9億円、合併特例債が約7.4億円、そして一般財源を約0.4億円見込んでおります。

また、不要となる同軸ケーブルの撤去に係る事業費は約4.5億円を見込んでおりまして、財源につきましては、合併特例債が約4.3億円、一般財源を約0.2億円見込んでおります。

光ファイバ整備後の20年間で機器の更新等に約1.9億円を見込んでおり、

その財源については新たな過疎対策事業債及び特別交付税の活用を考えております。

○10番（久保正道） はい。

○議長（米重典子） 10番 久保正道議員。

○10番（久保正道） 国庫補助を有効に使うということと、それから合併特例債、あるいは過疎債、そういったものを財源として使われるということではありますが、この合併特例債、それから過疎債、そういったものは財源対策として70%国が補てんしてくれるということの制度でありますから、実質世羅町が負担するのは30%ということになります。こういったことでこの光ファイバを増設をする。そういったことには十分に財政の負担についても効果があるわけではありますが、この中で今後ですね、災害の発生等でこういった事業が圧迫されないようなことをですね、祈っておるわけですが、そういった場合でもこの事業は推進される予定でありますか。

○副町長（金廣隆徳） 議長。

○議長（米重典子） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） お答えをいたします。ご質問の趣旨といたしましては、大きな事業を進めていくにあたりまして、その事業を圧迫する可能性が0ではない災害発生時の対応についてのご質問とお受けとめをさせていただきます。ご存じのように、平成30年度におきましては大きな災害を、被害を被ったわけではございますが、その場合におきましても災害復旧については激甚指定を受け、80%を超える公共土木施設災害復旧であれば、補助率と公共災害復旧事業債を活用して、その災害復旧にかかわる一般財源はかなり圧縮をし、対応してきたところでございます。災害発生は発生しないほうがいいわけではございますけれども、この光ファイバの整備促進につきましては、デジタル社会が進展をする中で水道、電気と同じくして非常に整備を重要と位置づけて、生活に必需品となる社会インフラともなって参ります。整備は現在のところでございますが、計画どおり進めさせて頂き、災害発生におきましては災害復旧事業等の財源等を充当を国費等の手だてを加えながら共に補助事業等、一般財源を極力圧縮低減する方向で進めて参りたいと考えております。

○10番（久保正道） はい。

○議長（米重典子） 10番 久保正道議員。

○10番（久保正道） 次に3番目の質問に移りますが、整備による世羅町への移住定住の促進対策をどの様に考えておられるのか、お伺いいたします。

○企画課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（道添 毅） 3点目の「整備による世羅町への移住定住の促進対策をどのように考えているのか」のご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、これまでの密集・密接・密閉といった生活様式や仕事のあり方が見直されており、テレワークなど、時間や場所にとらわれない多様な働き方や暮らし方が、これまで以上に注目されております。

こうした高まりつつある機運を積極的に取り込むことができるよう、デジタル技術を取り入れたサービスの実現などにより、都市部からの移住促進を図って参りたいと考えております。

○10番（久保正道） はい。

○議長（米重典子） 10番 久保正道議員。

○10番（久保正道） この移住定住を進めるにあたってですね、世羅町はホームページを作成されておりますが、このホームページ、あるいは新聞広告というのはちょっと大袈裟かもわかりませんが、ホームページなどでですね、広く、それから田舎暮らしの本とか、そういった雑誌がありますが、そういったものでですね、広くこの世羅町へ移住定住をして頂くような手段を考えて頂けたらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○企画課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（道添 毅） お答えいたします。ホームページにつきましては、今年度リニューアル作業を現在進めておりまして、令和3年度から新しいホームページに生まれ変わります。これからはスマートフォン等へもですね、しっかり対応したような形でホームページ等が利用できるということになろうと思います。

加えまして移住定住関係のサイトにつきましても今現在運用しておりますけ

れども、これらも新しいホームページのほうへですねしっかり組み込む中で世羅町の移住定住の取り組みというものをですね、広くわかりやすく発信して参りたいと考えております。田舎暮らし等の書籍の提案もございましたけれども、こちらにつきましても、特には空き家物件を中心にですね、情報発信として活用させて頂いているところがございますけれども、今後におきましてもそういった媒体を有効に活用して参りたいと思います。

加えまして令和2年度はなかなか十分な活動できなかつたんですけれども、都市部等で開催される田舎暮らしフェア等のイベントに対してもですね、積極的に参加する中で、移住定住の取り組みを充実強化して参りたいと考えております。

○10番（久保正道） はい。

○議長（米重典子） 10番 久保正道議員。

○10番（久保正道） 次の項目に移ります。学校統合後に自治センターとして整備した施設などの空き部屋や町有物件を有効に利用し、サテライトオフィスとして活用し新規定住者のUターン・Jターン・Iターンを可能にする政策の考えはありますか。

○企画課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（道添 毅） 4点目の「学校統合後に自治センターとして整備した施設など空き部屋や町有物件を有効に利用し、サテライトオフィスとして活用し新規定住者のUターン・Jターン・Iターンを可能にする政策の考えは」のご質問にお答えします。

サテライトオフィスはICTを活用することで場所や時間の制約を受けず柔軟に仕事をすることができるため、光ファイバ整備後のサテライトオフィスの実施に向けて、令和3年度にサテライトオフィス誘致のための計画を策定することとしており、町有施設の利活用も含めて検討して参りたいと考えております。

○10番（久保正道） はい。

○議長（米重典子） 10番 久保正道議員。

○10番（久保正道） 答弁されたように、町内では宇津戸、伊尾、東、それか

ら大見、それから西大田の資料館、そういったものがあると思いますが、そういったところの空き部屋というのは教室がかなり広いわけですから、十分なオフィスとして使うには十分な施設だと思えます。そしてまた地域それぞれの地域の活性化にもつながるといふこともありますので、そういったことを十分考慮してですね、進めていかれたらどうかと思うわけです。どうでしょうか。

○商工観光課長（前川弘樹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） お答えします。来年度になりますけれども、こういった計画づくりを小課の方で進めていきたいと思っています。これまで誘致活動については、ほとんどできていなかったということもございまして、どういう手法によってどういう企業を誘致していくかということをごさまたまに検討していく必要があるかと思えます。そういった意味で今、おっしゃられたところ、地域資源の洗い出しでありますとか、ターゲット企業の選定でありますとか、そういったことも諸々進めるなかで完成時に向けて飛び出しができるようにいろいろと盛り込んでいければという風に考えてございます。

○10番（久保正道） 議長。

○議長（米重典子） 10番 久保正道議員。

○10番（久保正道） 次に5番目の質問に移ります。高齢化社会の世羅町では、高齢者やパソコン未利用者・未経験者、あるいはインターネット未利用者・未経験者など技術未熟者に対する啓発や技術習得など利用者を増やす対策と取り組みが必要と思えますが、その取り組みはどの様に対応されますか。伺います。

○企画課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（道添 毅） 5点目の「高齢化社会の世羅町で、高齢者やパソコン未利用者・インターネット未利用者などの技術未熟者に対する啓発や技術取得など利用者を増やす対策と取り組みはどの様にされる考えか」のご質問にお答えします。

行政サービスの電子化やオンライン診療、キャッシュレス化等のデジタル化を進める中で、高齢者を含め誰もが利用しやすい環境の整備が重要であると考

えております。

そのため、高齢者等に対して、オンラインでの行政手続きや民間サービスの利用方法等に関する説明会・相談会を実施するとしております、国の令和3年度「デジタル活用支援」事業の周知広報に努めるとともに、地域におけるきめ細かな取組みについて、検討して参りたいと考えております。

○10番（久保正道） 議長。

○議長（米重典子） 10番 久保正道議員。

○10番（久保正道） この光ファイバ整備にあたりましてですね、効果や利用者を増やし、光ファイバ網の整備を効果的に進めるためにですね、IT、インターネットやパソコンなどに精通している方を、地域おこし協力隊の、これも国の補助があるわけですが、そういった方々の募集をしてですね、この方々を2名、3名募集してですね、その方々にそういったITに精通している方ありますから、地域に出向いて頂いてインストラクターとして高齢者、初心者、未経験者に対し講習をして頂いて、普及活動、それが実績を上げていくようなひとつの方法があるのではないかと、このように思っておりますが、そういったお考えはどうでしょうか。私がその一例を挙げて申し上げるわけですが、こうした取り組みをしていくことによって、光ファイバの整備をした効果が上がる。そういった観点でですね、取り組みをして頂ければと思いますが、いかがでしょうか。

○企画課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（道添 毅） たいへん貴重なご提案を頂いたという風に受け止めております。先程、国のデジタル活用支援という事業を申し述べたところでございますけれども、その中でも国のほうでもですね、地域おこし協力隊など地域の幅広い関係者によってデジタル化活用支援というところをですね、進めていくという方向性が示されております。議員ご提案のところも含めてですね、しっかり検討して参りたいと考えております。加えて各自治組織におかれましてもそうしたIT等にですね、精通された方が講師となって地域の方々にインターネットの利用方法、使い方等々の講習等をですね、実施をされているところもございます。そうしたところもしっかり連携をする中で、町内全体の高齢

者等中心にした、そうしたインターネット等の利用等の普及拡大というところをですね、しっかり努めて参りたいと考えております。

○10番（久保正道） 議長。

○議長（米重典子） 10番 久保正道議員。

○10番（久保正道） 高齢者の方々がですね、習得をされればですね、たとえばデマンド交通の申し込み、そういったことにも使えるようになると思うんですね。一例を挙げますとですね、徳島県の上勝町というところが葉っぱ産業でかなり有名なところではありますが、私3回くらい視察に行きました。そうしますとですね、そこの社長さんが申されるのに、軽トラで老夫婦が来ておられました。その方が88歳だと。あの方が年間1800万利益を上げておられますよということではありますが、そこの上勝町がですね、以前構造改善事業でインターネットを引いてですね、それからパソコンを使えるように年寄りの人を指導して、それからどういうものが必要なんだということを一斉にインターネットで流すとその年寄りの方がすぐアクセスをして申し込みをされる。製品を山へ行っ葉っぱをとってですね、確実に納められるということで、その年配の人が金を儲ける、健康になる。そして認知症にもなりにくいというようなひとつの利点がありますよということの説明頂きました。そういったことも含めてですね、年配の人が元気で健康維持できると。そしてまた認知症予防にもなる。健康になり、そしてまた地域が活性化するという方向でですね、取り組んで頂ければと、このように考えるわけですが、こうした質問をさせて頂いてこれで私の質問は終わりますが、是非とも積極的に取り組んで頂きたいと思いません。

○町長（奥田正和） 議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） いろいろとご質問頂く中で、町民の方にもいろいろとわかりやすく説明が少しはできたかなと思いますけれども、まだまだ周知については足りてないと思います。令和3年度において議員ご提案頂きましたように各地域で説明させて頂きますけれども、同様にそういったデジタル化への進め方、いわゆるパソコン等々を使ったですね、取り組みを年齢に関係なく、町民の方にですね、ご活用頂けるような研修会、講習会等も必要だという風に思っ

ております。できることなら自発的に地域でそういった機運が高まってですね、やはりお隣さんがやっているから私も行ってみようというようなことであったり、たとえばサロン等による周知の時間を頂く中で、習熟度によったやっぱり説明も必要かと思っております。もう先ほど言いましたように80歳でパソコンデビューという方はですね、今はすでにスマホデビューもされておりますし、買い物もすべてネットというような方も結構増えております。先程のペイペイじゃありませんけれども、お得な部分をですね、かなりいかに活用するかというところ。年齢ではございませんで、多くの方が試してみようということで。ただ過去から言われているのには、セキュリティの問題がございますので、そういったところをしっかりと確立しながら、騙されないようなこともですね、しっかりと周知をしていく必要があるかと思っております。議員おっしゃって頂きましたように、早く進める中で、並行してですね、こういった町への取り組み、そして先ほど言いましたネットで購入という部分が地元のものもしっかりそういう形で購入物流が進めばいいかなという風にも思うわけです。特にこのコロナ禍で買い物難民の方もいらっしゃる交通手段がない方、そういった方がときどきはネットで買い物してみようかというような流れもですね、地元のものを買って頂く仕組みも必要なのかなという風に思っているところがございます。さまざまにご質疑頂きましたが、次の議員の方への質問等重なる部分もたくさんあるかと思いますが、しっかりとですね、取り組んで参りたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

○議長（米重典子） 以上で、10番 久保 正道議員 の一般質問を終わります。

次に 「光ファイバ整備後の雇用機会の創出は」 3番 上本 剛議員。

○3番（上本 剛） 議長より発言の許可を頂きましたので質問させていただきます。

私は世羅町の人口増を目標にいつも考えているところでありまして、それには仕事、教育、起爆剤となる政策が必要と思っております。その中から仕事について質問させていただきます。

項目1、光ファイバ整備後の雇用機会の創出は。質問の要旨、世羅町人口ピ

ジョンでは、緩やかな減少傾向になっているが、統計データブックでは、20～30代は全体の約15%となっている。子育て世代が少なければ今後緩やかな人口減でなく、急激な人口減につながると危惧しております。

『第2次まち・ひと・しごと創生総合戦略』では、光ファイバ整備後に、ICT事業者の誘致やテレワーク・サテライトオフィスなどを含めた多様な働き方を推進し、町内での雇用機会の創出に努めますとある。若い世代の流入人口増加に力をいれるのが大切だと思うが、町長のご意見を伺います。

(1) 広島県で最後に光ファイバを整備する世羅町に、他市町、たとえば東広島、三次、竹原と比べて事業者にどのような利点があって誘致できるのかをお聞かせください。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） それでは3番 上本 剛議員の光ファイバ整備後の雇用機会の創出についてのご質問にお答えします。

議員おっしゃられますように、人口減少、こういったものにしっかりですね、取り組んでいき、減少を少なくするというのはおかしいですけども、人口増へ向けた、特に社会増へ向けた取り組みは急務でございます。そういった中でこういった整備網が確立することによって世羅町の強みも更に発信できるものという風を感じております。議員おっしゃられますように仕事、教育、また起爆剤を打っていくこと、大切なことであると思っております。それと合わせてやはり住まいだと思えます。しっかり子育て世代が住みやすい環境を整えて行くということになるかとおもいます。そういったことと教育はリンクしていくものではないかと思えます。

1点目でございますように、「他市町と比べて事業者にどのような利点があって誘致ができるのか」、特に近隣市町のことを他の市のことを言って頂きました。やはり世羅町は海にも面してございません。そういった観点から言うと豊かな農山漁村のイメージを持って頂いております。そういったところでの活躍となるとですね、先ほど来ありましたように農業といかに結び付けていくか。またこういった森林が持つ多面的な機能をですね、どう生かしてそういった産業とリンクさせていくかということは必要になって来ようかと思えます。

広島県におきましては、廃校舎の利用、また古民家の利用、また中山間地に

ございます既存施設等を生かした企業のサテライトオフィス誘致を支援する事業が実施されております。この事業の活用を含め、光ファイバ整備後を見据えた誘致活動の強化を図っていきたいと考えております。

私もサテライトオフィス見に行ったんですけれども、1社が来ると言うような形ではなくて、他業種がたくさん来られておりました。その中には実は子ども議会でも実はそこで発表があったんですけど、町のいろんな施設が壊れていたり、ごみが落ちていたり、何か起きていた場合に、動画、写真を撮ってすぐこの市町のサイトに入れることによってそこはすぐ対応が可能になるというような子ども議会から提案をいただいております。その会社が実は私が見に行ったサテライトオフィスにございまして、びっくりしました。おしゃれな空間の中にぽつんと机が置いてあるだけという状況です。どこでパソコン持って仕事をしてもいいような雰囲気です。ただこれは定住ではございませんでした。住民票を移されていなかったということです。短期間の就労でした。約、若い方は3か月周期です、東京から交代々で来られてます。これは社のひとつの方針でさまざまな環境を経験する中で、そのいわゆるワーキングの流れをそこでホリデイと合わせてやっていこうと言う、ひとつの経験を積むことにされておりました。ですから家族揃って住み着いて頂くというようなオフィスではなかったということ。ただ一番はですね、自分の住宅を持って、いわゆる住まいを持ってそこに定着して、仕事しながら、半分は都会に出て行くときもあるかもしれないけれども、実際居住はこの世羅において頂きたいというようなことの仕組みも必要なんではないか。特に生活基盤のもと世羅にあるけれども、都会にもそういった仕事で出かけること。特に空港から近いという利点についてはですね、やはりこの空港周辺はすべてそういうキャッチフレーズを持ってやろうということにされております。世羅町もですね、フライトロード等も含めて頑張っているのはそういったところとの関連もございます。それと今頃は2点居住というのも流行ってます。ですから先ほど言った2点居住をどう町で住んで頂いて、教育が良くないと子どもは育てられないということはよくよく言われることとございますので、そういったところともきちっとリンクしながらですね、進める必要があるかと思っているところでございます。しっかり令和3年度に取り組むわけでございますが、他の市町に負けなくらいな

しっかり施策展開をいろいろと進めて参りたいと思いますので、議員の方からもさまざまな提案を頂ければと思います。よろしくお願いします。

○3番（上本 剛） 議長。

○議長（米重典子） 3番 上本 剛議員。

○3番（上本 剛） 広島県におきましてはと言われましたけども、広島県の事業を進めていくというのはわかったんですが、世羅町で何か企業を呼べる、他の市町とは違う、差別化が図れるものというのはございませんでしょうか。

○商工観光課長（前川弘樹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） お答えします。町の施策についてでございますけれども、世羅町の事業は小さな事業でございますが、世羅町未利用資産活用支援事業補助金という補助金がございます。これは公有未利用財産の活用であったり、空き店舗を利用して事業行う場合に使われる事業でございます。その中でIT企業の場合につきましては、その事業についてプラスアルファで支援をするという事業になってございます。細かくいきますと、購入費でありましたり、回収費に対して2分の1の支援をするというような事業でございます。最大で200万、IT活用ビジネスの場合は最大で100万円を増加すると。2分の1でございますが。そういう事業を平成28年に作っておるところでございます。併せましてICT企業におかれまして進出の可能性あるなしについてですね、現場を見て頂く必要があろうかと思っております。そういった現場を見て頂くような視察費用につきましても2分の1の支援をする中で展開の活用検討を図って頂きたいと、そういう事業を組んでおるところでございます。

○3番（上本 剛） （挙手）

○議長（米重典子） 3番 上本 剛議員。

○3番（上本 剛） そのお話しは企業に対してですか。それとも個人でしょうか。

○商工観光課長（前川弘樹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） お答えします。個人事業者でありますし、法人事業者でもありますし、その事業を取り組む方について支援をしていくことを

考えております。

○3番（上本 剛） （挙手）

○議長（米重典子） 3番 上本 剛議員。

○3番（上本 剛） ありがとうございます。次の質問に参ります。

2番、空き家バンクは、移住者住宅支援事業で新たに町内に移住する方を対象とした事業であると担当課のほうから丁寧に教えて頂きましたが、事業対象を拡大してサテライトオフィスやICT事業者に空き家バンクの利用を勧めてはどうか。

空き家の維持管理は難しく、老朽化するばかりで安く空き家を提供できれば、町も事業者も良いのではないかと思うのですがどのようにお考えか、教えてください。

○企画課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（道添 毅） 私のほうからは空き家バンクの制度に関してご答弁申し上げます。

2点目の「事業対象を拡大してサテライトオフィスやICT事業者に空き家バンクの利用を進めてはどうか」のご質問にお答えします。

空き家バンクでは、登録された空き家の情報を、世羅町内への移住・定住を目的として空き家の購入を希望する利用者に対し情報提供を行ってまいりて、その利用はあくまで居住することを要件としているところでございます。

空き家バンクは、移住・定住施策及び空き家の利活用の柱として実施しております。移住・定住希望者の登録者が年々増加傾向にある中で、登録物件が決して充分でない状況を踏まえ、空き家バンクの登録物件を増やすよう努めるとともに、引き続き移住・定住希望者のための空き家バンク事業として移住・定住の促進を図って参りたいと考えております。

○3番（上本 剛） （挙手）

○議長（米重典子） 3番 上本 剛議員。

○3番（上本 剛） ありがとうございます。空き家バンクのことについてはよくわかったんですが、その空き家バンクもしくは空き家をですね、事業者や企業などにですね、拡大して、売って頂くというようなことはできないでしょう

か。もしくはそのような制度を作る予定はございませんでしょうか。

○企画課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（道添 毅） 空き家バンクなんですけれども、先程ご答弁申し上げましたように、利用登録の方が年々増加しております。相談もですね、増加傾向にございまして、令和2年度はご承知の新型コロナウイルス禍ということで減少はしましたけれども、非常に増加傾向にあるという状況です。

利用登録者の増加に対して、空き家バンク物件の登録の増加というものが少し追い付いていないという状況でございます。令和2年度相談等は減少しましたけれども、空き家バンクの契約成立件数、これ2月末時点ではございますけれども、令和元年度と同様に11件契約が成立をしたという状況でございます。空き家バンクの登録物件数も2月末で24件という状況でございます、企画課としましてはですね、この物件の登録をまだまだ増やしたいと。そうすることによって移住定住希望者のさまざまなニーズに応えていきたいというところをまずはやはりそこを重視して取り組みを進めて参りたいと考えております。

○3番（上本 剛） （挙手）

○議長（米重典子） 3番 上本 剛議員。

○3番（上本 剛） 通告書にはないんですけども、空き家というのはたくさん今あると思うんです。そこで登録申請数ですか、が少ないというのは、やっぱり空き家というのは住んでおられないんですから、町外におられたりとかするわけですよね。その人たちになんか宣伝と言いますか、空き家バンクに登録してくださいというようなことはやられているのでしょうか。

○企画課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（道添 毅） 税務課のほうとも連携する中で固定資産税の納税通知書等へですね、空き家バンクという制度を世羅町のほうで行っていることと合わせて、そういう空き家バンクへの登録に興味がある場合は是非ご連絡をとというようなことも取り組みを行っております。そういう中でもなかなか物件登録が増えていかないという状況にあるんですけれども、やはり所有者様のご意

向でありますとか、後は空き家の物件のですね、傷み具合と言いますか、物件の状態、そういったところでなかなか登録が増えていかないというような面もございます。しかし、さまざまな方法を駆使してですね、空き家バンクの登録物件増に向けて取り組みを進めて参りたいと考えております。

○3番（上本 剛） （挙手）

○議長（米重典子） 3番 上本 剛議員。

○3番（上本 剛） ありがとうございます。では続いて3番、子育て世代をターゲットにした、テレワーク環境を整える住宅などの考えは。

○商工観光課長（前川弘樹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） それでは3点目の「子育て世代をターゲットにしたテレワーク環境を整える住宅などの考えは」のご質問にお答えします。

国においてはテレワークについて、在宅勤務によるワークライフバランスの実現、人口減少時代における労働力の確保、サテライトオフィスによる地域の活性化など、働き方改革実現の切り札として位置付けています。

町といたしましては、光ファイバ整備によって町内全域の住宅にテレワークの可能な環境が整うことから、令和3年度ではサテライトオフィス誘致のための計画を策定し、子育て世代からの共感も得られるまちづくりに取り組んで参ります。

○3番（上本 剛） （挙手）

○議長（米重典子） 3番 上本 剛議員。

○3番（上本 剛） 町内の子育て世代の方にはたいへんいいと思うんです。町外より世羅町に住んでもらえる若者や子育て世代の方に対して激安と言うか、格安と言うか、安価で貸し出せるような住宅の考えはないでしょうか。

○企画課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（道添 毅） お答えいたします。先程の空き家バンクというところがひとつ空き家の有効な利活用としてはあるわけですがけれども、移住者住宅支援事業というものを実施をしております、これは新築の住宅という部分も含めてになりますけれども、町外の方がですね、5年以上町外におられる方が

町内の方へ移住して、家を建てられる。そうした場合に、それに対しての住宅支援、上限100万円の中で支援をするというような事業もございます。企画課といたしましては、先程の空き家バンクというところを柱としながら、そうした各種移住定住支援策をしっかりと周知・啓発に努めるとともにですね、その促進を図って参りたいと考えております。

○議長（米重典子） それでは次に 「道の駅世羅に対する支援体制は」

3番 上本 剛議員。

○3番（上本 剛） 農家の人々と観光客をつなぐ道の駅世羅は駐車場も拡大し、コロナ終結後には益々賑わいを取り戻し活気付くものと思われれます。そこで伺います。

元々はインフォメーションセンターとして造られていたと思うのですが、今はどのような位置づけで町の観光を担っているのか、お知らせください。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） それでは上本議員の2項目めのご質問、道の駅世羅に対する支援体制のご質問にお答えをさせていただきます。

現状、道の駅世羅、6年目を迎えてございます。お陰様で開所以来からですね、多くのお客様にお越し頂いております。昨年もコロナ禍で危惧したところではございましたけれども、少しずつ感染者が減りつつ、また自然を求めて多くの方が立ち寄り頂ける場所と人気があったということで、ほんとありがたいと思ってございます。

もともとインフォメーションセンターではなかったのかというご質問でございましたけれども、当初は仮称という形で付けてございました。道の駅世羅の建設を行う中ですね、インフォメーションでなければなかなか、国へ補助申請をさせていただきましたけれども、観光案内の拠点として位置付ける。これ産直市場として位置付けるものではございません。道の駅という部分は交通結節点において、いわゆるご案内をする場所という部分、駐車場があるというのが国土交通省が決めているひとつのことになってます。それに付帯して物を販売してもいい。そういった市場的要素、また飲食店等についてもですね、設置が行

うということは市町の判断でさまざま行っている状況でございます。そこまでの考え方があり、現状インフォメーションということ、特に世羅町には観光施設が多くございますし、飲食店、またさまざまな事業されている方に観光地にご案内をして行こう。とにかく町全域が潤う場所とするということがひとつのコンセプトにしておいた関係上ですね、他の産直市場に対してのいわゆるここで完結しないようなことで、周遊頂こうというひとつのものに仕上げていったという現状でございます。

道の駅世羅につきましては、今申し上げましたように、道路利用者の利便性の向上と、地域情報の発信及び町の特産品の販売も合わせて行う中で地域間交流の促進により地域産業の活性化を図るために設置されたということです。平成27年5月の開園以降、多くの方が立ち寄って頂き町内の選りすぐりのものをお買い求め頂くとともに、各種情報を得られた後、町内の他の施設を巡っていただいております。

今後とも指定管理者と連携をする中で施設の適切な管理・運営に取り組むとともに、品目の拡充や情報収集と発信、町内周遊、販路拡大に寄与し、産業の活性化に尽力していっていければと捉えているところでございます。

○3番（上本 剛） （挙手）

○議長（米重典子） 3番 上本 剛議員。

○3番（上本 剛） 今もインフォメーションセンターということでもいいんですか。位置づけとしては。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 今もインフォメーションとしての機能で、デジタルサイネージを置いたり、観光案内のさまざまな冊子を置かせて頂き、コンシェルジュとして観光協会の職員がそこでご案内を申し上げているところでございます。

○3番（上本 剛） （挙手）

○議長（米重典子） 3番 上本 剛議員。

○3番（上本 剛） ありがとうございます。それでは2番、観光客も増加し様々なニーズに対応するため日々進化するなか、事務所やバックヤードは手狭

な状況となっていると聞くが、現状をどのように把握されているのか、お伺いします。

○商工観光課長（前川弘樹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） 2点目の「観光客も増加し様々なニーズに対応するため日々進化をするなか、事務所やバックヤードは手狭な状況となっていると聞くが、現状をどのように把握されているか。」についてお答えします。

開設から間もなく6年を経過する現在の道の駅世羅は、開設当時と比べ、町内からの四季折々の新鮮な青果や加工品が所狭しと並び、来訪者の声やニーズに応えるインフォメーション機能を備えた尾道松江線の賑わい拠点として皆様に認知頂くまでとなりました。販売品目、販売量ともに増加してきており、議員ご指摘のとおり、販売品の搬入数も増加の一途をたどっていると聞き及んでいます。特に、午前中の品出し時は各納品元からの搬入が重なり混雑することが多いとも聞いております。多くの立ち寄り者を迎え、しっかりとお買い上げ頂くためには、更に搬入が増えることも予想されます。

既に、指定管理者による搬入状況の精査、分析、時間帯の分散による搬入などに取り組んでいただいておりますが、議員ご指摘の課題に対応するための方策について、引き続き、指定管理者である世羅町観光協会と協議を重ねて参ります。

○3番（上本 剛） （挙手）

○議長（米重典子） 3番 上本 剛議員。

○3番（上本 剛） ありがとうございます。この前ですね、私、その道の駅世羅に行かせて頂きまして、管理者の方とお話をさせて頂きました。バックヤードというのは名ばかりで、物が置けない状態で、事務所もものすごく狭くですね、視察に来られた方とお話をする中で、お客さんと同じとこのテーブルで話をされたり、会議をされたりしているそうです。それであまりにも何もできないと。それで農家の方とか、商売されている方が、特産品などを持って来られたときに土日などは列をなしてぎゅうぎゅう状態だと。シールを貼る場所があるんですが、そこに列をなして、何時間もおられるような感じらしいです。そこでですね、お客様ファーストで考えるのはいいんですが、従業員の方

のですね、笑顔なりなんなりがなくなるとですね、お客様ファーストとなりませんので、事務所の移転なりをですね、是非考えて頂いて、場所の確保をお願いしたいなと思っております。指定管理者とよく今から協議されるとお伺いしました。是非、そのような問題を大きな声で言われてましたので、是非話し合いをしてですね、指定管理者の方と話をされて、事務所もバスの停留所があると思うんですが、そのあたりに造りたいなみたいなことは言われてましたので、是非話をされて、話を聞いて頂ければと思います。これで私の質問は終わらせて頂きます。

○商工観光課長（前川弘樹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） まず小さいことですが、各品目につきましては、事業者の方から30個の納品がされているところでございます。ポスレジと連動しておりますので、12時と15時の段階で自動的に出荷者におつなぎがされているような状況でございます。要は、出荷される物のですね、状況によって旬のものさまざまございますので、事業者の判断で出荷をされているような状況でございます。それと道の駅の設置するときの平成27年5月にオープンする前、要はその前から尾道松江線開通したときに世羅の、スクロール現象と言いましょか、お客さんが吸い取られてしまうんじゃないかというようなこととか、あるいは道の駅を考える上でのコンセプトメイキングの中でやはりいい、目的化しとる道の駅を造るためには、大きい、いい道の駅を造っていかなくてはいけないんじゃないかという議論と、そうしますとやはり町内を周遊してもらえないんじゃないかというご議論の中で今のような形になってきたところでございます。その中でやはり指定管理者であります世羅町観光協会さんもしっかり取り組まれ、満足度が高まっているところでございます。平成29年につきましては、ゼンリンが調査したとこで行きますと、中国地域で3位の評価を頂くような状況になってきたところでございます。平成30年におきましては、じゃらんさんが行われた調査では全国で3位、中国地域では1位というような評価も頂いたようなところでございます。さまざまな取り組みで今の状況ができてきたところでございます。指定管理者様ともしっかり協議をしていく必要もございまして、今後の展開につきましては更に状況を見ると

とともに、今後の発展系とか、様々に議論を深めていければと考えております。今の状況で拡張しますとか、充実しますとか言うことは申し上げられませんので、重く受け止めてをさせていただきます。

○議長（米重典子） 以上で、 3番 上本 剛議員 の一般質問を終わります。

お諮りします。

本日の会議は、これで「延会」したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

[ 「異議なし」の声 ]

ご異議なしと認めます。

従って、本日はこれで「延会」することに決定いたしました。

本日は、これで「延会」します。

次回の本会議は、3月3日 午前9時から「開会」いたしますので、ご参加願います。

(起立・礼)

-----

延 会 16時18分